

第2次 始良市地域福祉計画

みんなで支え合い、尊重し合い、
安心していきいきと暮らせるまちづくり



平成 31 年 3 月



《「害（がい）」の表記について》

本計画においては、「害」の字の表記について、「障がい者（障がい児）」「障がいのある人（児童）」というように可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名、事業名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使用しています。

《元号に関する表記上の注意点》

本計画発行時点（平成 31 年 3 月）では、新元号が定められていないため、平成 31 年以降の元号についても「平成」を使用しています。

新元号が定められた際は、読替えをお願いします。

《本文中の用語について》

語句右上に※印が付いている用語は、資料編の用語集で説明しています。なお、複数回出てくる用語については、2 回目以降※印を省略しています。

はじめに



本市は、2010年に始良市として誕生し、来年10年目を迎えます。この間、第1次始良市地域福祉計画をはじめ、各保健福祉分野の個別計画の下、本市では様々な保健福祉施策を展開してまいりました。その結果、子育て世代も増加し、県内で唯一人口が増加している市として発展し、今なお成長を続けております。一方で、急速に進む少子高齢化、市民同士のつながりの希薄化による社会的孤立など、社会情勢の変化によって、市民の皆様が抱える生活課題は多様化、複合化しており、行政による対応のみでは皆様のニーズに十分には対応できない状況や課題も生じております。また、近年多発する大規模災害等においては、ボランティアや地域住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されているところです。

こうした状況の中、変化する社会情勢や市民意識を踏まえ、「地域共生社会」の実現のために、市民の皆様や行政、地域、各関係機関が協働し、福祉の課題を地域全体で支え合うまちづくりの指針となる「第2次始良市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画の基本理念である「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」のもと、誰もが地域で役割を持ち、誇りを持って暮らせるまちづくりを更に推し進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をくださいました市民の皆様、始良市地域福祉計画策定委員会委員ならびに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成31年3月

始良市長 湯元 敏浩

目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 地域福祉の推進に向けて.....	3
3 地域福祉計画に求められるもの.....	4
4 計画の位置づけ.....	6
5 福祉関連分野との関係.....	7
6 計画の期間.....	8
第2節 計画の策定体制.....	9
1 地域福祉計画策定委員会の開催.....	9
2 行政内部での検討・評価.....	9
3 市民参加の体制.....	9
4 計画の進行管理.....	9

第2章 市の現状と地域福祉推進のための課題

第1節 始良市の概況.....	13
1 人口と世帯の状況.....	13
2 介護や支援を必要とする市民の増加.....	15
（1）要介護認定者数の動向.....	15
（2）障がい者の動向.....	16
（3）その他支援を必要とする人の動向.....	18
3 地域力の現状と市民自治への新たな取組.....	20
（1）始良市内地域福祉に関係する組織や人材.....	20
（2）校区コミュニティ協議会.....	22

第3章 地域福祉に係る市民意識とニーズ

第1節 アンケート調査からみる地域福祉の現状.....	25
1 地域福祉に係る市民意識とニーズ.....	25
2 高齢者実態調査.....	38
3 障がい者（児）実態調査.....	43
4 子育てに関する実態調査.....	50

第4章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	57
第2節	第1次始良市地域福祉計画における取組状況と今後の課題	58
第3節	基本目標（第2次計画への施策の方向性）	62

第5章 基本目標に対する施策と取組

基本目標1	「“SOS”を見逃さず「安心」を形にする」	71
基本目標2	「利用者本位のサービス及びサービス総合化の実現」	80
基本目標3	「市民・地域と行政の協働による地域福祉推進」	84

資料編

1	始良市地域福祉計画策定委員会設置要綱	89
2	始良市地域福祉計画策定委員会委員名簿	91
3	用語集	92

第 1 章

計画の策定にあたって

第 1 節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、晩婚化、未婚化や共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、全国的に出生数は減少傾向となる一方で、医療技術の発達などによって平均寿命は延びており、全国的に急速な少子高齢化が進行しています。

少子高齢化や家族形態の変化などにより、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯が増加するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域の担い手となる人材不足、地域のつながりの希薄化等により、地域での暮らしの環境は変化しています。

このような背景から、高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待^{*}や孤立死、消費者トラブル、生活困窮、子どもの貧困、自殺者問題といったさまざまな社会課題や生活課題が発生し、地域福祉をめぐる諸課題は複雑化・深刻化してきており、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

本市では、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念のもと、平成 24 年に第 1 次「始良市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、人口増加や、新たな地域組織である校区コミュニティ協議会^{*}の発足による地域の在り方の変化、組織見直しによる「保健福祉部」の発足や各種制度・法改正等、本市を取り巻く地域福祉の状況は大きく変化しており、新たにに取り組むべき課題も出てきています。

2 地域福祉の推進に向けて

「地域福祉」とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族や身近な人々との支え合いや助け合いなどの“つながり”を保ちながら、住民、地域（自治会や校区コミュニティ協議会などの地域団体、社会福祉法人やNPO法人などの事業所、地域ボランティアなど）、行政が相互に協力し、支え合いや助け合いの中で、それぞれが自分のもっている考えや技術などを活かし、誰もが自分らしく、誇りをもって、安心して暮らし続けることができるような地域社会を創っていくこと」をいいます。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」づくりのために、地域福祉の推進が求められています。

多様化・複合化する様々な福祉課題への取組には、「地域包括ケア」の概念を普遍化し、高齢者、障がい者、子どもなど、すべての人が地域で自分らしく自立した生活を送れるよう、住民、地域、公的支援（市役所、官公庁など）、民間支援（社会福祉協議会^{*}や民間事業所など）がそれぞれ連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制づくりが大切になります。

3 地域福祉計画に求められるもの

(1) 地域福祉計画とは

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正により社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の考え方が社会福祉法に位置付けられました。その中で、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項などを記載した「地域福祉計画」の策定が努力義務化されました。

始良市地域福祉計画は、この改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉推進の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

■社会福祉法（抄）■

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■地域福祉推進に関わる項目■

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■包括的な支援体制の整備に関わる項目■

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

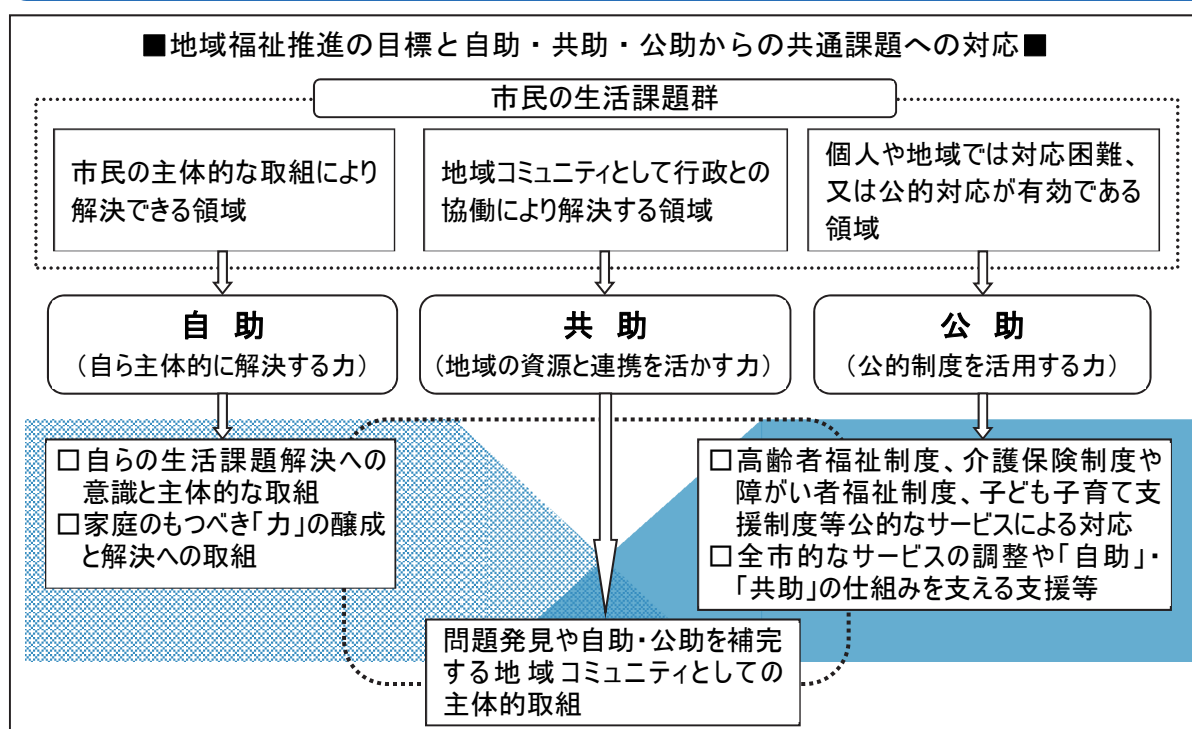
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(2) 地域福祉計画の方向性

「始良市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉の取組や施策の方向性を示すことになります。「地域共生社会」の具現化・推進を目指すためには、行政の取組のみならず、地域を支援し、地域が主体となっていく仕組みづくりが必要です。住民一人ひとりの行動やセルフケア（自助）、地域や隣近所など身近な人間関係の中での助け合い（共助）、そして公的な制度による福祉サービス（公助）の 3 つの力が協働することを意識した計画づくりが求められます。

始良市地域福祉計画は、自助、共助、公助による「地域共生社会」づくりを目指した取組の方向性を定めます。

始良市地域福祉計画

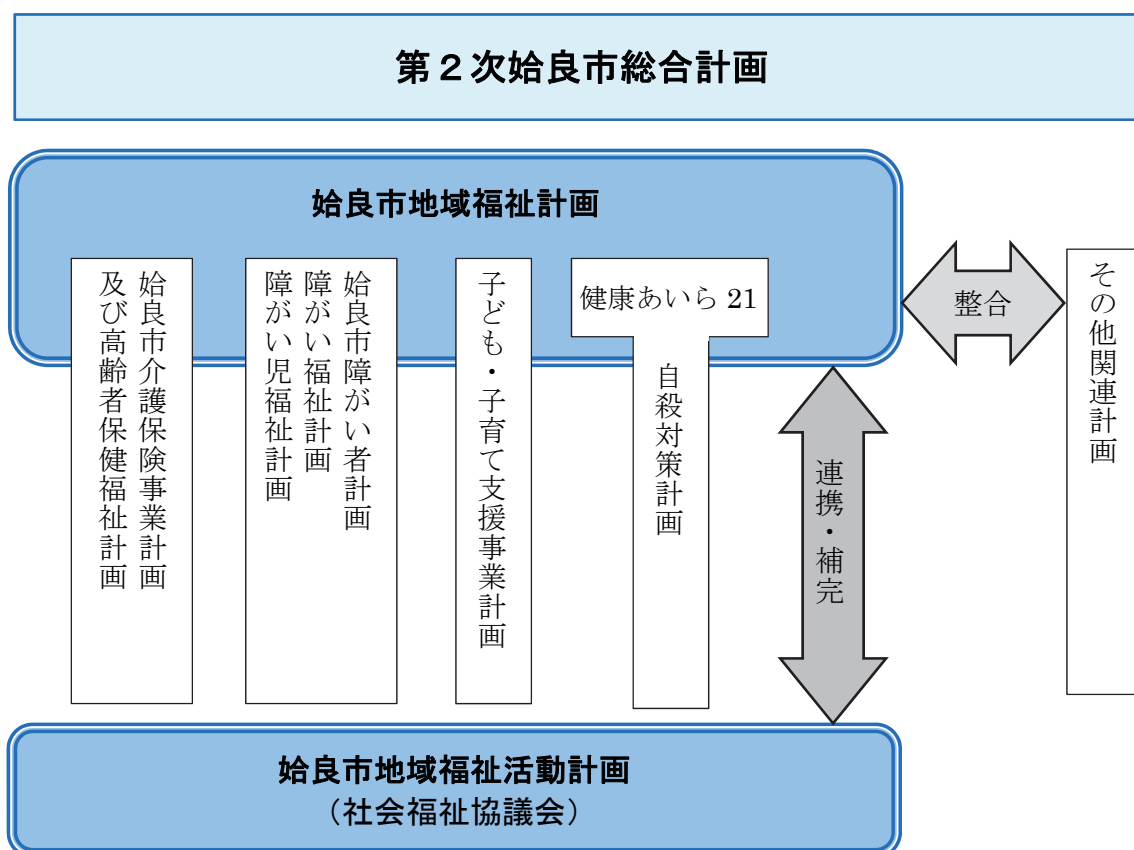


4 計画の位置づけ

本計画は、始良市総合計画に掲げる基本理念「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」に基づくもので、全ての住民を対象にした保健福祉施策の総合計画として位置付けます。

高齢者、障がい者、子ども等に係る各個別計画との整合性および連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、本市における総合的な福祉計画とします。

また、始良市社会福祉協議会が策定する「始良市地域福祉活動計画」と計画の理念を共有し、地域福祉推進の中核として位置づけられる始良市社会福祉協議会と連携して諸施策を推進します。



※県の関連計画：高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画、老人福祉計画）、障害者計画、保健医療計画、地域福祉支援計画 等

※国の関連計画：障害福祉計画、障害者基本計画、健康日本 21、健やか親子 21 等

5 福祉関連分野との関係

介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども子育て支援事業計画、健康あいら 21 の各個別計画との関係からみた、地域福祉で取り組むべき主要項目は以下のとおりです。

(1) 高齢者保健福祉分野

取組の方向性	高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らし続けられるまちづくり ～明るく活力ある 2025 年の創造～
今後の課題	●日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安全・安心に暮らせるように、地域の多様な主体が行政とも連携・協働して、多様な生活支援サービスの充実を図ります。 ●住民主体の地域での介護予防や自立支援の取組を、さらに推進します。高齢者も地域の中で役割をもち、担い手として社会参加できるよう、助け合いの地域づくりを進めます。 ●介護サービスの質・量を限られた財源の中で最大限有効活用できるよう、事業者や人材の質の向上を図ります。また、高齢者の自立した生活に向け、個々に合ったサービスを選択できるよう事業適正化を推進します。 ●高齢者のセルフケアの定着や社会参加を促す仕組みづくり、生活支援の担い手づくりなど、総合事業の推進に重点的に取り組み、地域共生社会実現による地域包括ケア体制の充実を図ります。

(2) 障がい福祉分野

取組の方向性	障がい者（児）が地域で自分らしく暮らし続けられるためのまちづくり
今後の課題	●障がい者の自己決定を尊重し、必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、福祉サービス及び通所支援等の提供体制の整備を進めます。 ●在宅で障がい福祉サービスを受けられるよう、市を実施主体の基本とし、障害種別によらない一元的なサービスの充実に取り組みます。 ●地域生活移行支援や地域生活継続支援、就労支援等のサービス提供体制を整え、地域生活支援の拠点づくりやインフォーマルサービスの活用等を含めた、地域包括ケアシステムの構築による支援を進めます。 ●地域共生社会の実現に向け、地域の実情に合った柔軟なサービス提供体制の確保や住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。 ●障がい児のライフステージに合った切れ目ない支援を提供するとともに、すべての児童がともに成長できるよう、インクルーシブ教育※を推進します。

(3) 子ども子育て支援分野

取組の方向性	男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり
今後の課題	●子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減、相談・情報提供体制の充実に努め、親の社会参画の促進による子育てと社会参加の両立や家庭教育力の向上のための施策に取り組めます。 ●妊婦健康診査経費の助成などによる妊婦への支援や産後ケア、食育の推進等を通じた母子への支援に努め、安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。 ●学校教育環境の整備や家庭教育力の向上、思春期の保健対策等を推進し、子どもが健やかに成長するための教育環境の整備を推進します。 ●自治会や校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員※協議会（連合会）等、子どもたちの見守り手の支援に努め、子どもたちが安全・安心に成長できるまちづくりを推進します。

(4) 健康増進分野

取組の方向性	わたしもあなたも支え合い 夢と希望があふれるまち ～みんなが主役の健康づくり～
今後の課題	●食生活・飲酒・喫煙などの生活習慣の改善や運動習慣の定着化、各種健（検）診を受診しやすい環境づくりや受診勧奨等による受診率の向上など早期発見及び治療等に関する施策を通して、各ライフステージに応じた生活習慣病の発症・重症化予防につながる支援に取り組めます。 ●こころの健康の保持・増進のため、十分な睡眠や休養の重要性の周知、ストレスの管理やこころの病への対応ができるような相談体制の充実等に努め、こころの問題の解決に向けた取組を推進します。また、うつ病やこころの病に関する正しい知識の普及啓発活動を推進し、ゲートキーパー※の養成による人材育成をはじめ、市民、地域社会、関係機関が一体となったこころの健康づくりを進めます。

6 計画の期間

計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 か年とします。ただし、取り巻く情勢の急激な変化及び市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。見直しは計画の 3 年目を目途とし、計画に基づく取組の進捗状況の把握やモニタリング調査を実施、地域福祉計画策定委員会の場で評価・検討を行うものとします。

第2節 計画の策定体制

1 地域福祉計画策定委員会の開催

地域団体や福祉施設等の代表者及び学識経験者等、市民代表からなる「地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

2 行政内部での検討・評価

本市の各部課において、第1次始良市地域福祉計画における取組・施策の評価、及び第2次始良市地域福祉計画素案の検討を実施しました。

3 市民参加の体制

(1) 市民アンケート調査の実施（市民2,000人を対象）

基礎データを得るためにアンケート調査を実施し、地域の福祉課題及び市民ニーズを把握しました。

(2) 福祉関係団体アンケート調査の実施（15団体を対象）

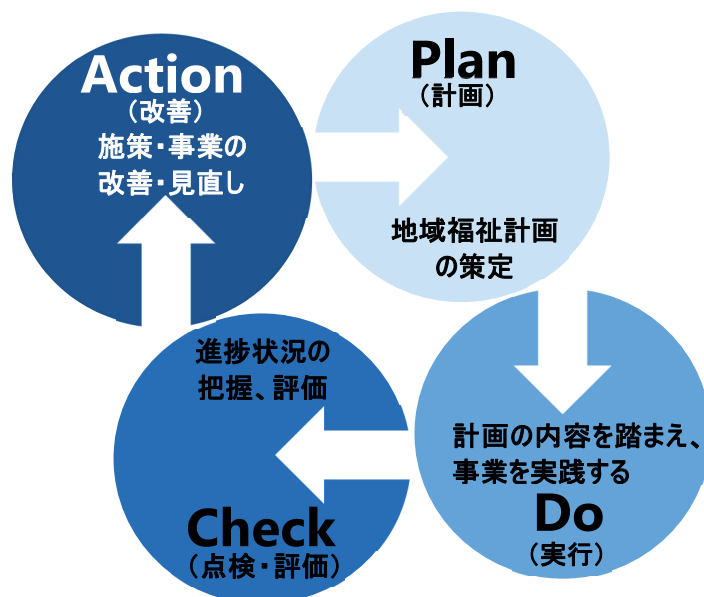
地域福祉の推進に関わる福祉関係団体に対してアンケート調査を実施し、具体的な課題を把握しました。

(3) パブリックコメントの実施（平成31年1月15日から平成31年2月15日まで）

市民の意見を把握し、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

4 計画の進行管理

本計画で定める各種施策の推進については、実効性を高めるため、計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。



第 2 章

市の現状と地域福祉推進のための課題

第1節 始良市の概況

1 人口と世帯の状況

本市の総人口は、増加傾向にありましたが、平成22年に微減し、27年には再び増加に転じています。

本市の人口を年少人口、生産年齢人口、老年人口の年齢3区分別に見ると、人口構成割合は、年少人口（15歳未満）は平成7年の12,633人から平成22年には10,575人へと15年間で2,058人（16.2%）減少しており、少子化傾向がつづいていましたが、平成22年から平成29年にかけては増加しています。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけて減少し、平成27年から平成29年にかけては再び増加しています。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成7年から平成29年までの22年間で8,129人（55.8%）増加し、構成比も20.3%から29.5%へと上昇し、高齢化が進んでいます。一般的に、高齢化率（老年人口が総人口に占める割合）が21%を超えると超高齢社会と言われていますので、平成12年以降、本市は超高齢社会に突入している状況です。

また、各小学校区別の人口構成割合を見ると、漆小校区、永原小校区、北山小校区では老年人口の割合が50%を超えています。特に、北山小校区では老年人口の割合が6割強と、本市の小学校区の中で最も高い割合で、高齢化の進行が顕著に表れています。

■年齢三区分別人口の推移■

（単位：人）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
15歳未満	12,633	11,531	11,052	10,575	10,777	11,071
15～64歳	44,548	45,533	45,903	44,802	42,403	43,128
65歳以上	14,581	16,524	17,878	19,388	21,858	22,710
総人口	71,762	73,588	74,833	74,765	75,038	76,909

※総人口には年齢不詳を含むため、各年齢階層別の人口の総和と一致するとは限らない。

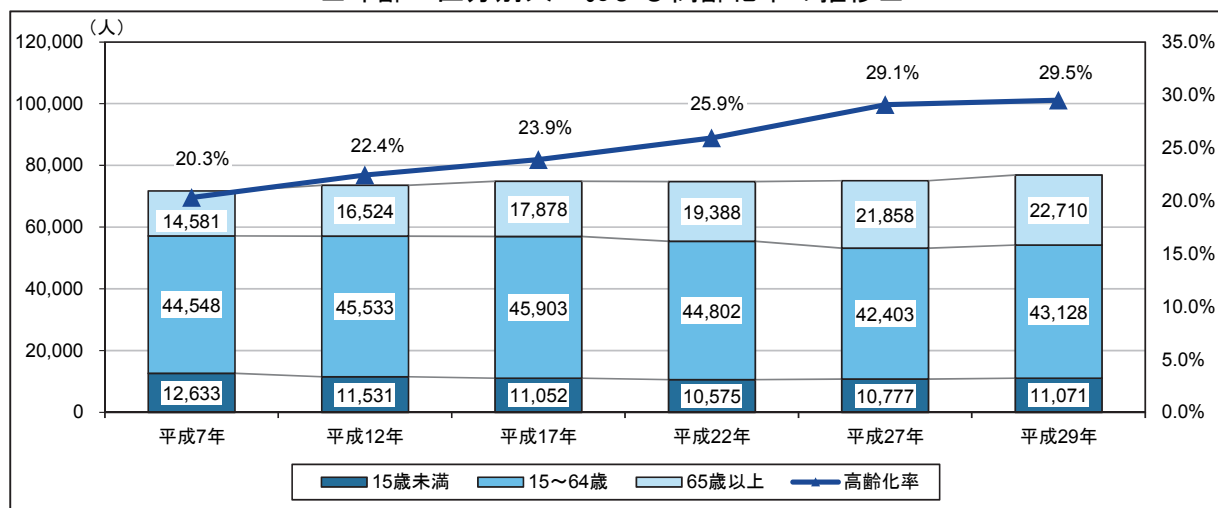
■年齢三区分別人口構成割合の推移■

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
15歳未満	17.6%	15.7%	14.8%	14.1%	14.3%	14.4%
15～64歳	62.1%	61.8%	61.3%	59.9%	56.4%	56.1%
65歳以上	20.3%	22.4%	23.9%	25.9%	29.1%	29.5%

資料：国勢調査（各年）

※ただし、平成29年は市の統計による参考値。

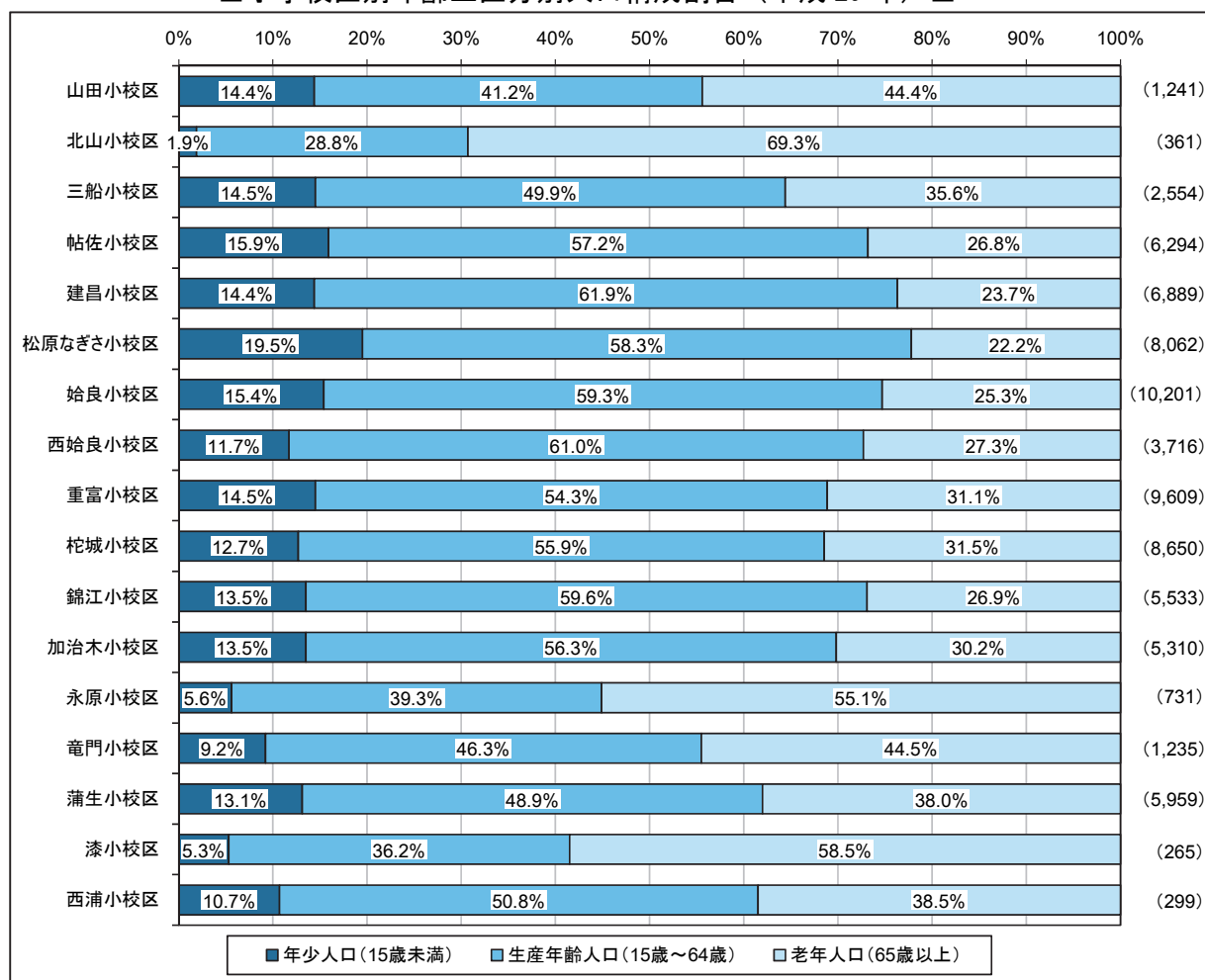
■ 年齢三区分別人口および高齢化率の推移 ■



資料：国勢調査（各年）

※ただし、平成29年は市の統計による参考値。

■ 小学校区別年齢三区分別人口構成割合（平成29年） ■



※（ ）内の数字は校区の総人口を表す。

資料：住民基本台帳台帳データ（H29.10.1時点）

2 介護や支援を必要とする市民の増加

(1) 要介護認定者数の動向

要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向にあります。

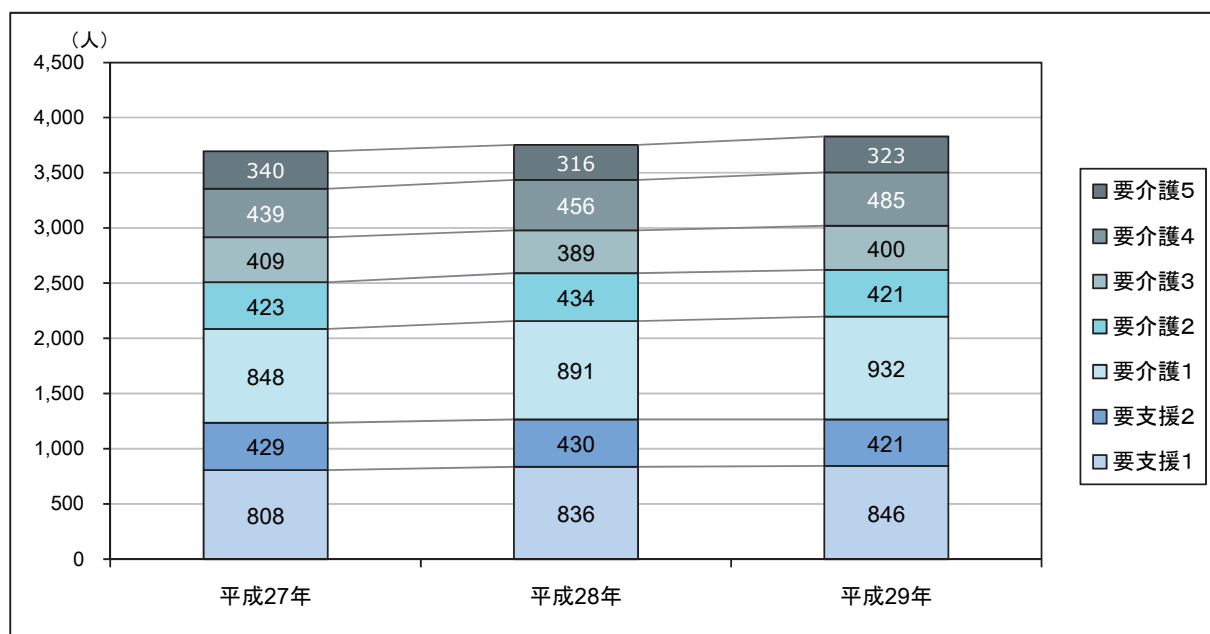
傾向としては、軽度の介護を必要とする要支援 1、要介護 1 の増加、および重度の介護を必要とする要介護 4 の認定者の増加が顕著であることが挙げられます。

住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の推進が必要です。

■ 要介護認定者数の推移 ■

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援 1	808	836	846
要支援 2	429	430	421
要介護 1	848	891	932
要介護 2	423	434	421
要介護 3	409	389	400
要介護 4	439	456	485
要介護 5	340	316	323
合計	3,696	3,752	3,828



資料：始良市第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

(2) 障がい者の動向

障がい者（手帳所持者）は、平成 29 年度末現在で身体障がい者が 4,011 人、知的障がい者が 718 人、精神障がい者が 501 人となっています。いずれも対前年比で増加傾向にあります。

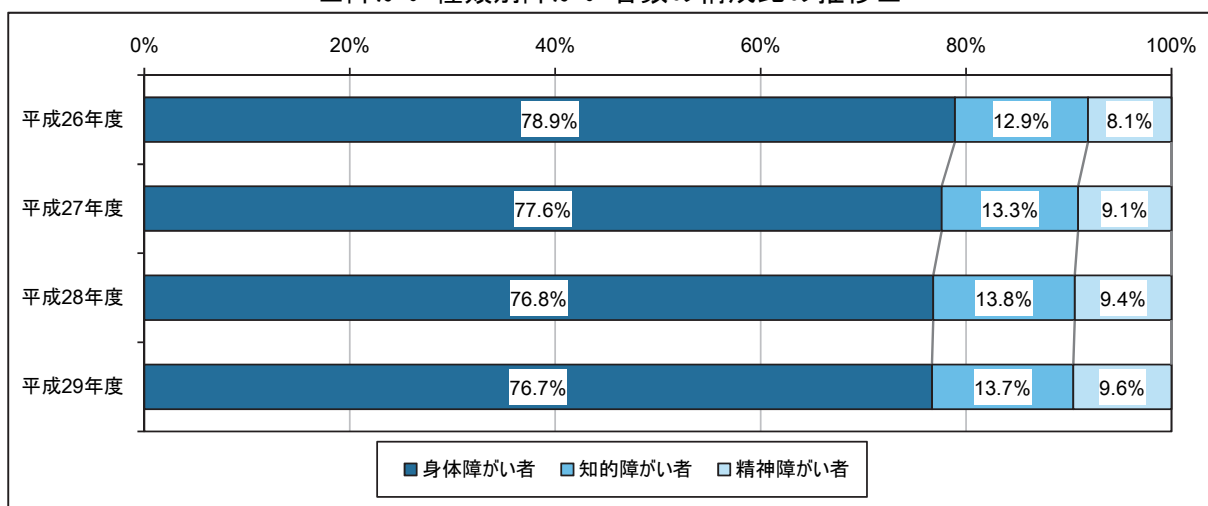
身体障がい者の場合、肢体不自由者が過半数を占めていますが、それ以外では生活習慣病が重症化した疾病などに起因する内部障がいの割合が高くなっています。

■障がい者（手帳所持者）数の推移■

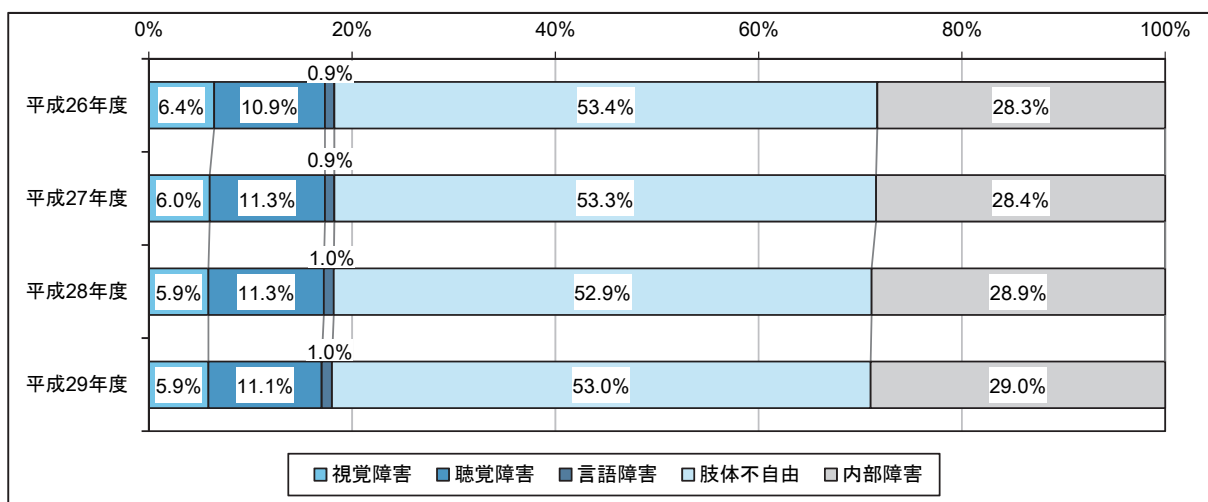
（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳	4,092	4,030	3,987	4,011
療育手帳	671	691	716	718
精神障害者保健福祉手帳	422	472	489	501
合計	5,185	5,193	5,192	5,230

■障がい種類別障がい者数の構成比の推移■



■身体障がい者数の構成割合（障がい部位別）■

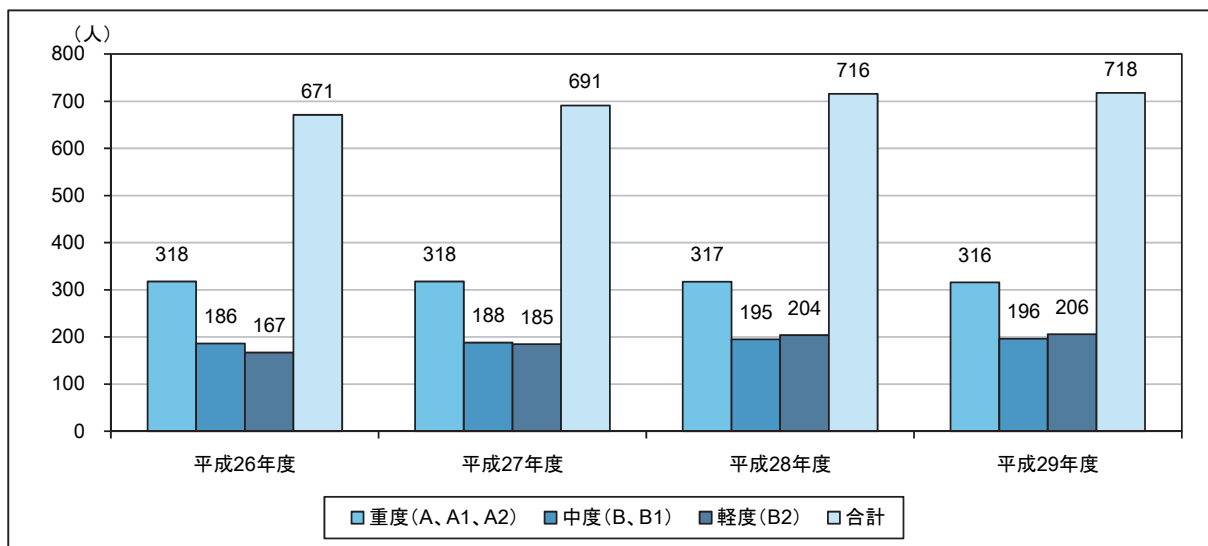


資料：始良市障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画

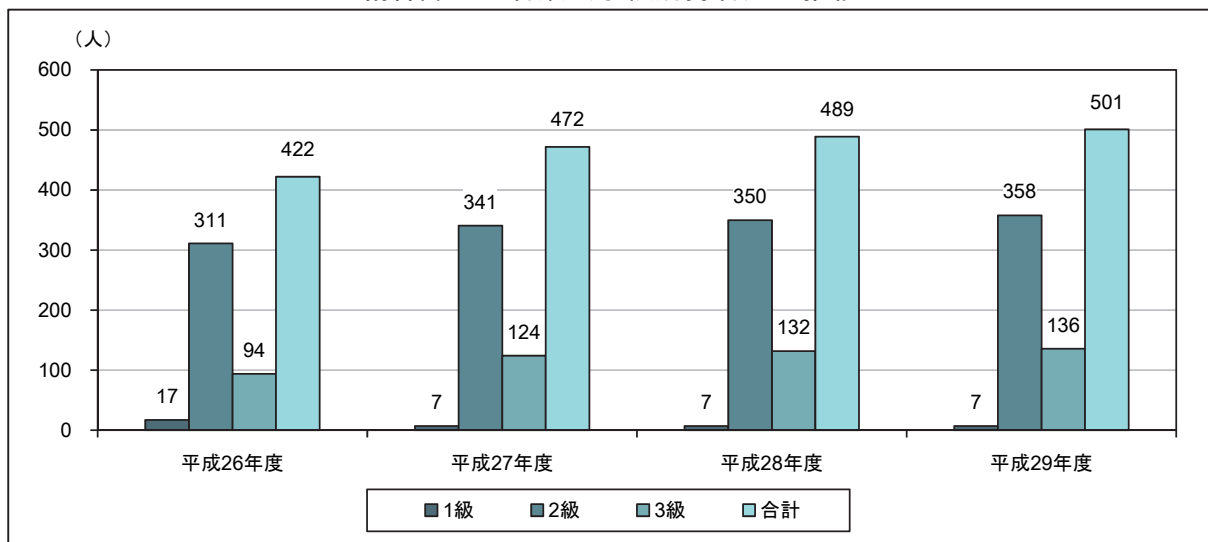
また、知的障がい者（療育手帳所持者）は、平成 26 年度以降、「重度」は減少傾向が見られますが、「中度」、「軽度」はともに増加しています。

精神障がい者は、平成 27 年度以降、「1 級」については横ばい傾向が続いていますが、「2 級」、「3 級」については増加傾向が続いています。

■知的障がい者数（療育手帳所持者）の推移■



■精神障がい者数（手帳所持者）の推移■



資料：始良市障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画

障がい者の公的サービスについては、平成 30 年の改正障害者総合支援法の施行によって、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われています。

また、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応や、サービスの質の確保・向上に向けて研修事業等の取組を進めています。

今後、障がい者等の高齢化とともに、その家族介護者の高齢化が進む中で、障がい者が生涯にわたり住み慣れた地域において、安心して自立した生活を送ることができるよう、中長期的なビジョンをもちつつ、障がい者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮することが必要となっています。

(3) その他支援を必要とする人の動向

生活保護世帯は、ほぼ横ばい傾向が続いていますが、人員、保護率については年々減少傾向が見られます。

対象者の増減はあるものの、核家族化の進行などに伴う子育て家庭への支援、増加傾向がみられる母子世帯や父子世帯といった「ひとり親世帯」や「高齢者のみの世帯」への支援や見守り、あるいは生活困窮世帯への支援等、継続した対応が求められます。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
世 帯 数 (世帯)	695	707	709	706
人 員 (人)	1,025	1,017	1,006	981
保 護 率 (‰)	13.61	13.33	13.14	12.74

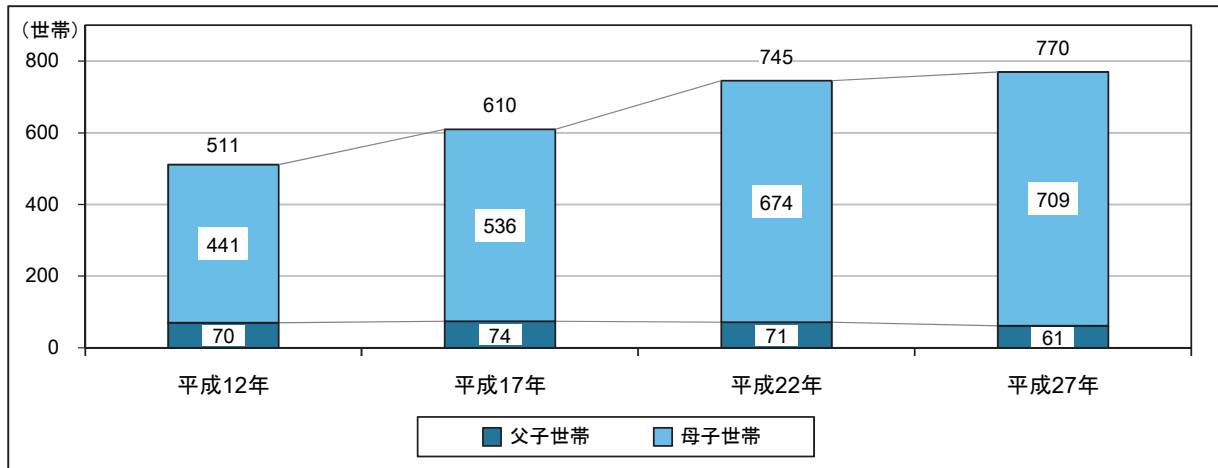
社会福祉課（各年度 3 月末日現在）

■ひとり親世帯の推移■

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	441	536	674	709
父子世帯	70	74	71	61
ひとり親世帯	511	610	745	770

資料：国勢調査（各年）

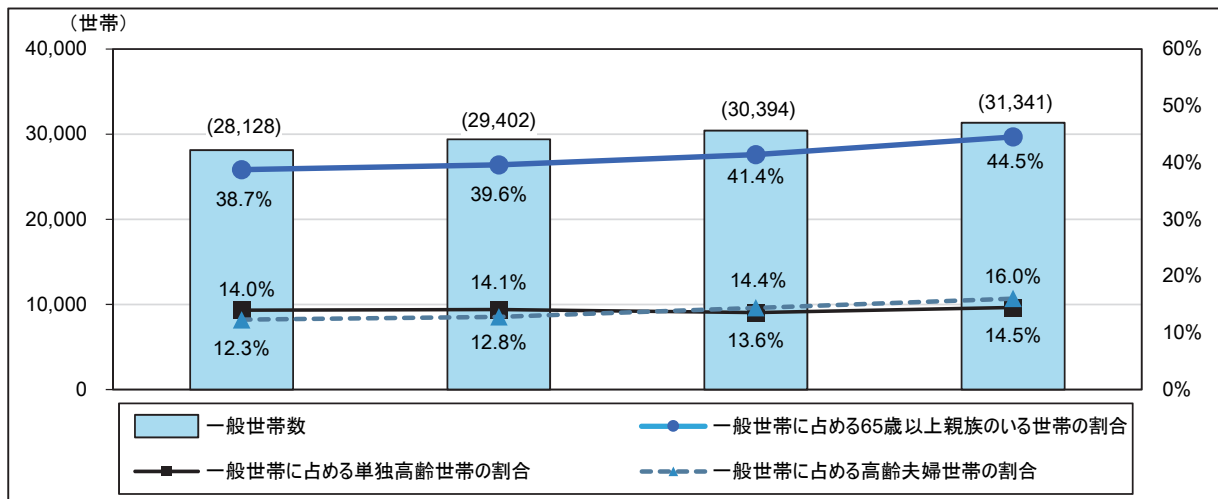


■高齢者世帯の推移■

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	28,128	29,402	30,394	31,341
高齢者のいる一般世帯数	10,889	11,643	12,580	13,951
高齢単身世帯	3,926	4,143	4,122	4,530
高齢夫婦世帯	3,453	3,759	4,368	5,021
その他の世帯	3,510	3,741	4,090	4,400

資料：国勢調査（各年）



※単身高齢世帯：65歳以上の高齢単身世帯

※高齢夫婦世帯：夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯

3 地域力の現状と市民自治への新たな取組

(1) 始良市内地域福祉に関する組織や人材

「1 人口と世帯の状況」、「2 介護や支援を必要とする市民の増加」により、地域として一体的に取り組む課題は数多く、多様化しています。本市においては、地域を校区別に見たときに、年少人口が増加している校区がある一方で、高齢化率が50%を超えている校区が3校区あります。また、本市の人口増加も2025年度をピークに減少に転じる見通しとなっており、やがて訪れる人口減少社会への備えも必要になってきます。

これらの課題への対応には、さまざまな組織や人材による支援が必要であり、特に地域に密着して活動に取り組んでいる人々の支援は、地域福祉にとって不可欠なものです。

現在、地域活動を支えるNPO※法人やボランティア組織等をみると、NPO法人が32団体、ボランティア登録をしている団体が86団体、個人で61人となっています。

その他、公的な役割を担う人材では、民生委員・児童委員が151人、主任児童委員※が7人、在宅福祉アドバイザー※が387人、保護司が21人、人権擁護委員が9人となっています。

また、災害時で最も身近な存在である消防団員が490人となっています。

このうち、地域力の要となるNPO法人の取り組む活動分野としては、「保健、医療又は福祉の増進」が最も多く、次に「子どもの健全育成」と福祉分野での活動が上位を占めており、32団体中10団体以上が取り組んでいます。次いで、「社会教育の推進」、「まちづくりの推進」が続きます。

これらのNPO法人と地域とともに活動を行う組織、人材の協力のもと、市民にとって身近な課題である福祉分野から、諸課題の解決に取り組むことが期待されます。

このような状況を受け、自治会などを核としたそれぞれのコミュニティ単位で、これら地域力の要となる組織や人材と市（行政）との新しいパートナーシップ（協働関係）によるまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

■ 始良市内地域福祉に関する組織や人材 ■

名 称	単位	実数
NPO法人	団体	32
ボランティア登録（社協） 団体登録者人数 1,679 人	団体	86
ボランティア登録（社協）	個人	61
民生委員・児童委員	人	151
主任児童委員	人	7
在宅福祉アドバイザー	人	387
保護司	人	21
人権擁護委員	人	9
消防団員	人	490

資料：始良市、始良市社会福祉協議会（平成31年1月現在）

■ N P O 法人別活動分野一覧 ■

番号	法人名	活動分野																				活動分野計
		① 保健福祉	② 社会教育	③ まちづくり	④ 観光	⑤ 農山漁村	⑥ 学術・文化	⑦ 環境	⑧ 災害救援	⑨ 地域安全	⑩ 人権	⑪ 国際協力	⑫ 男女共同	⑬ 子ども育成	⑭ 情報化社会	⑮ 科学技術	⑯ 経済活動	⑰ 職業能力	⑱ 消費者保護	⑲ N P O 支援	⑳ 条例既定	
1	くすの木自然館	●	●	●	●		●	●				●		●			●			●		10
2	ケアネットあいら	●																		●		2
3	島津義弘公奉賛会						●					●		●								3
4	鹿児島地域福祉協会	●	●	●							●			●								5
5	山・里・まち整備室			●				●		●								●				4
6	児童クラブスマイル	●												●								2
7	Lab蒲生郷	●	●	●	●	●	●			●		●		●			●			●		12
8	あまみ紬人	●		●			●															3
9	四季の会	●	●				●	●						●								5
10	森の学校楠学園	●	●											●								3
11	鹿児島作曲協会	●	●				●							●								4
12	児童クラブけんぜん		●											●								2
13	夢協働やまだ	●																●		●		3
14	Lかごしま	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19
15	サポートロコペリ	●																				1
16	うるし里山ミュージアム			●				●						●			●					4
17	生活支援センター	●		●														●				3
18	あぐり倶楽部始良松原	●	●	●				●		●							●					6
19	S. O. R. A	●	●	●			●							●								5
20	くらしを支援する会		●								●		●						●			4
21	心の健康ネットワーク	●	●	●			●															4
22	アーク・サポート	●	●	●		●																4
23	アイデアラボ		●	●			●										●			●		5
24	あいら披露芽隊			●	●	●									●		●					5
25	はなうた	●		●		●	●							●			●	●				7
26	食育研究会 らく楽料理教室	●	●											●			●					4
27	tali	●												●								2
28	いいさぽーとあいら	●																				1
29	あいら子育て・地域支援情報局みちみち	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
30	愛夢里	●	●								●			●							●	5
31	始良市サッカー協会			●			●							●						●		4
32	自立支援センター愛ら	●																●				2

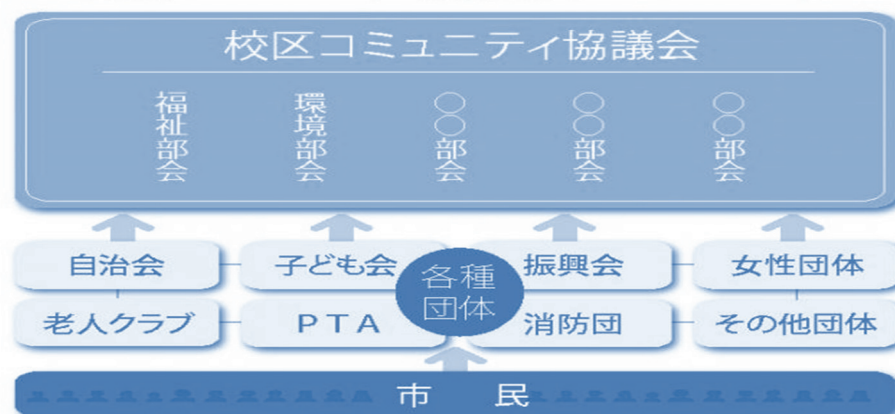
資料：地域政策課（平成31年1月現在）

(2) 校区コミュニティ協議会

校区コミュニティ協議会とは、小学校区を基本として、自治会をはじめ子ども会や老人クラブなどの各種団体が連携し、校区の目標や課題について話し合い、行動する場のことです。本市には現在 17 の校区コミュニティ協議会があります。

加治木地区	柁城校区コミュニティ協議会 竜門校区コミュニティ協議会 加治木校区コミュニティ協議会	錦江校区コミュニティ協議会 永原校区コミュニティ協議会
始良地区	帖佐校区コミュニティ協議会 三船校区コミュニティ協議会 山田校区コミュニティ協議会 始良校区コミュニティ協議会 松原なぎさ校区コミュニティ協議会	建昌校区コミュニティ協議会 重富校区コミュニティ協議会 北山校区コミュニティ協議会 西始良校区コミュニティ協議会
蒲生地区	蒲生校区コミュニティ協議会 西浦校区コミュニティ協議会	漆校区コミュニティ協議会

【校区コミュニティ協議会のイメージ】



校区コミュニティ協議会では、季節毎の行事やスポーツ大会などによる地域における交流活動や、自主パトロール組織や防災体制づくりによる防犯・防災活動、まちづくりプランの策定によるまちづくり活動など、様々な取組が行われています。校区コミュニティ協議会の中には、ランニングやウォーキングを行っている人を活用した見守り活動の「セキュリティランニング」や、地域で子どもから大人まで、食事の提供を無料または低価格で受けることができる「子ども食堂」の運営または運営支援、地域住民の様々な困り事や依頼にボランティアで対応する「お助け隊」事業の実施など、特色ある取組を行っているところもあります。

こうした取組は本市のまちづくりに大きな役割を果たしており、校区コミュニティ協議会は、自治会とともに、住民にとって身近な地域団体の 1 つです。したがって、校区コミュニティ協議会と住民、行政、自治会及び他の地域団体等が協働した取組が地域福祉の推進に必要であり、また、校区コミュニティ協議会にはそうした役割が期待されます。

第 3 章

地域福祉に係る市民意識とニーズ

第 1 節 アンケート調査からみる地域福祉の現状

1 地域福祉に係る市民意識とニーズ

○調査の目的

本計画の策定にあたり、地域の現状やニーズ、活動主体者の活動状況等を把握し、施策立案の検討材料とするため、以下の 2 種の調査を実施しました。

ア 市民アンケート調査

始良市在住の 20 歳以上の方の中から、無作為に 2,000 名を抽出し、調査を実施しました。

イ 社会福祉関係団体アンケート調査

始良市内で活動されている社会福祉関係団体のうち 15 団体を抽出し、調査を実施しました。

○調査の概要

	市民アンケート	社会福祉関係団体アンケート
調査対象	市内在住 20 才以上の 市民 2,000 人 (無作為抽出)	始良市内で活動する 社会福祉関係団体のうち 15 団体
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査実施時期	2018 年 8 月	2018 年 8 月
回収率	41.7%	66.7%

○集計上の注意

- ・複数回答を求めた設問では 設問に対する回答者数を基数として算出しているため、回答比率の合計が 100.0%を超えることがあります。
- ・図中の (n=) は、各設問の対象者数を表しています。

○地域分けについて

本市は北部に山間部を擁し、南部地域に向けて河川が平野部を形成しています。地域福祉において、それぞれの地域がもつ特性や課題は地勢や人口構造等、地域性によって異なることから、地理的に北部、中部、南部と3つの地域に分け、本市の地域福祉推進の方向性を探るものとします。



北部	北山小校区、西浦小校区、漆小校区、竜門小校区、山田小校区、永原小校区
中部	三船小校区、蒲生小校区、帖佐小校区
南部	重富小校区、西始良小校区、始良小校区、建昌小校区、松原なぎさ小校区、錦江小校区、加治木小校区、柁城小校区

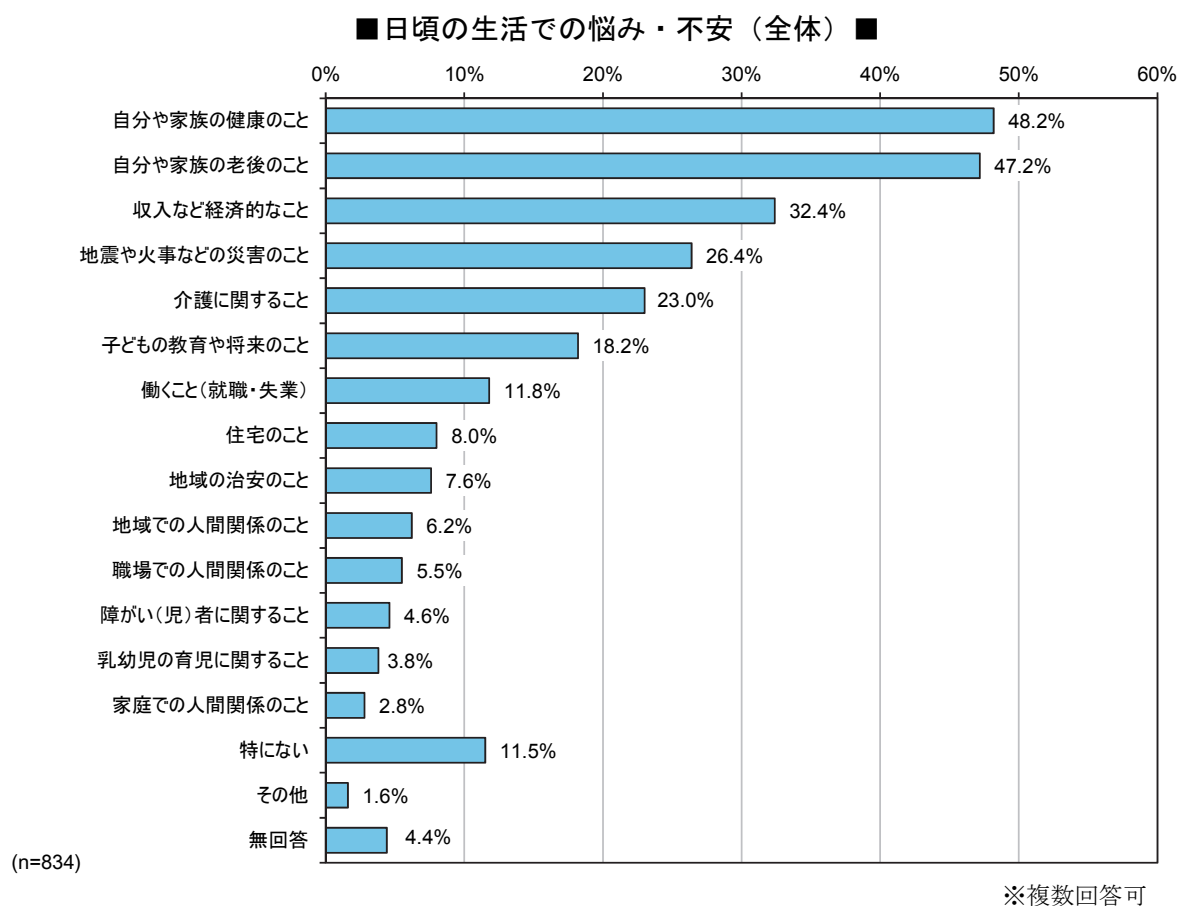
※複数の地域に跨る校区は、その校区の大部分が属する地域に含めています。

※旧新留小校区、旧大山小校区は蒲生小校区に含まれます。

(1) 生活の中で抱える悩み・不安や困り事について

①日頃の生活での悩みや不安

どのようなことに悩みや不安を感じているかについては、「自分や家族の健康のこと」が48.2%と最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」47.2%、「収入など経済的なこと」の順となっています。

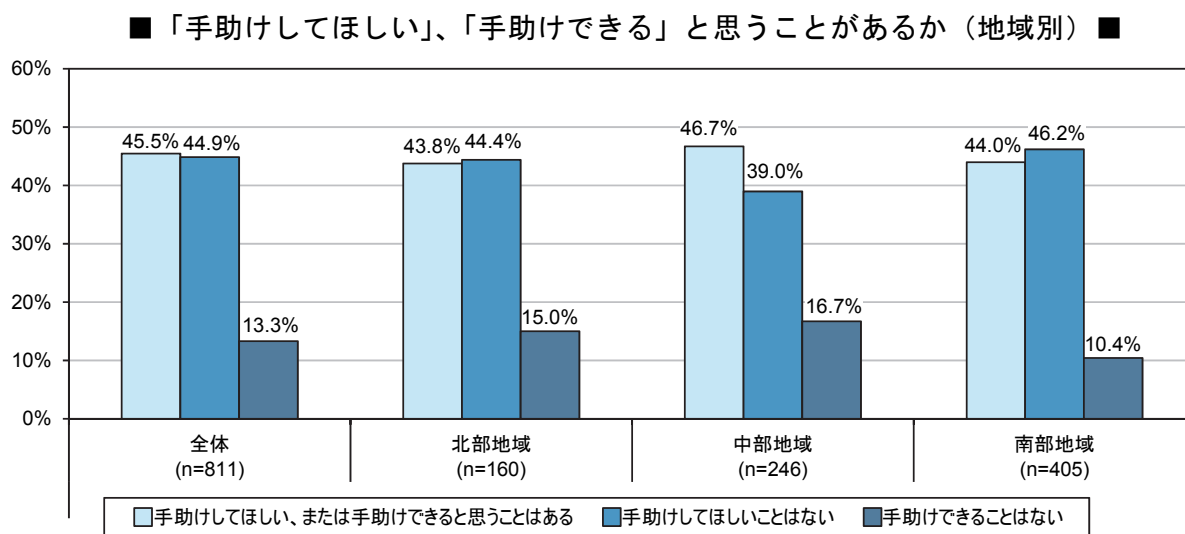


健康に関する悩みは、他の選択肢にある、老後のことや収入面の悩みなど、様々な複合課題につながりやすい悩みでもあります。このような困り事に対し、単に健康面での支援・サービスに取り組むのではなく、健康問題に端を発する様々な課題を丸ごと受け止めるような支援の在り方、また、地域でともに支えあえるような取組が必要とされています。

②「手助けしてほしい」、「手助けできる」と思うこと

日頃の生活に関する悩みについては、隣近所での助け合いの中で解決できるものもあります。近所付き合いの中で、手助けしてほしいことや手助けできることについてたずねたところ、「手助けしてほしい、又は手助けできると思うことはある」が45.5%と最も高く、次いで「手助けしてほしいことはない」が44.9%、「手助けできることはない」が13.3%、回答が得られました。

地域別で見ると、中部地域のみ、「手助けしてほしい、または手助けできると思うことはある」が「手助けしてほしいことはない」を上回っています。

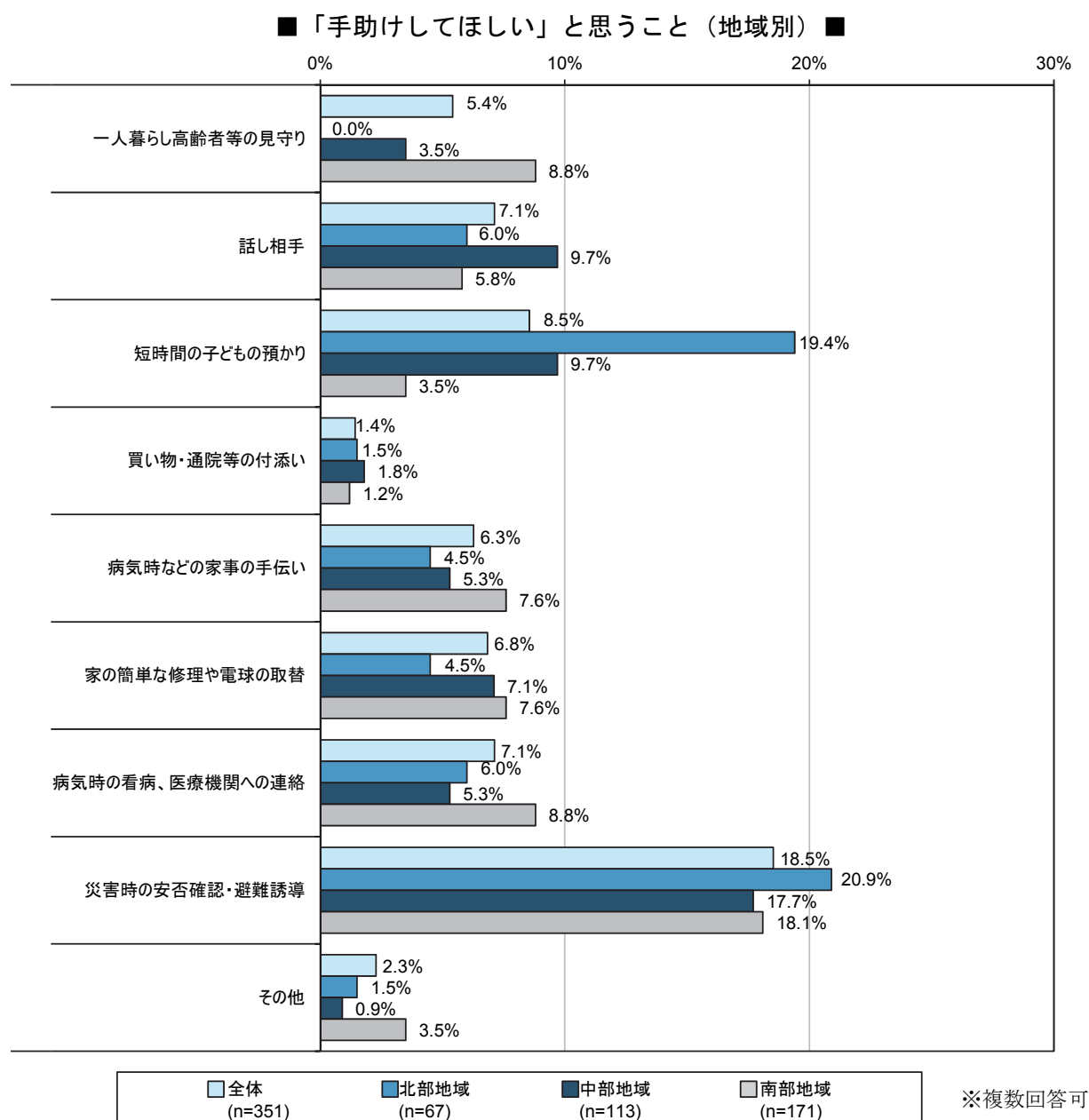


地域によって差はありますが、約半数が近所付き合いの中での手助けに必要性を感じていることが分かります。地域の中での助け合いは住民にとって最も身近な「地域福祉」であり、「手助けしてほしいことはない」「手助けできることはない」という方も、地域の中でともに役割をもち、「手助けしあえる」地域づくりが必要とされています。

ア「手助けしてほしい」と思うこと

どのようなことで「手助けしてほしい」と思うかについては、「災害時の安否確認・避難誘導」が18.5%、次いで「短時間の子どもの預かり」が8.5%の順となっています。

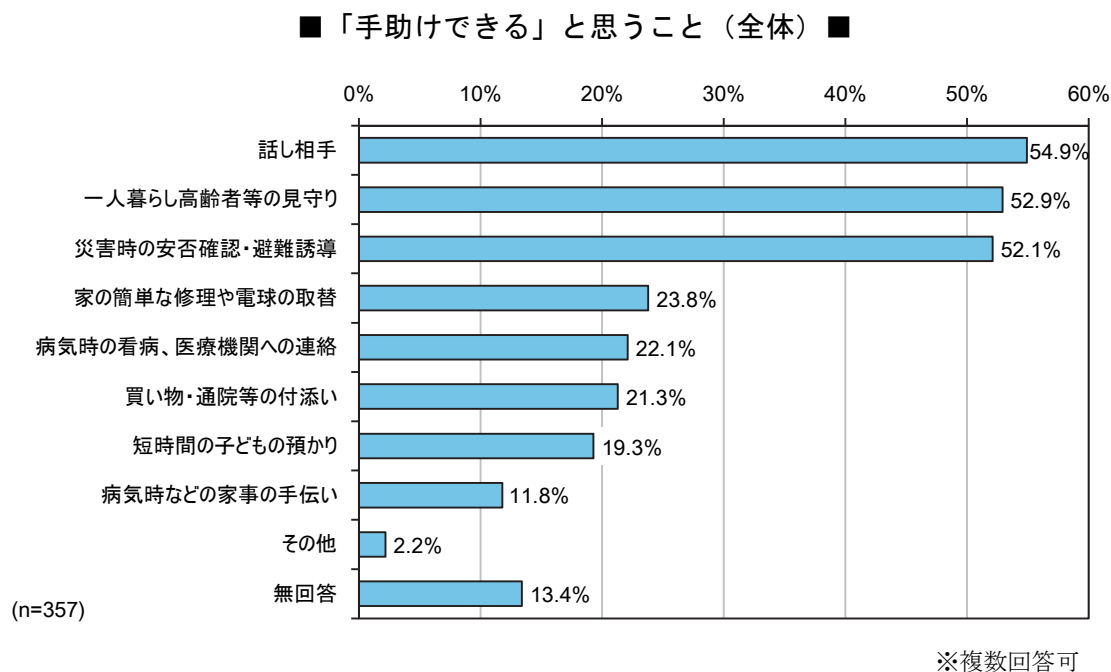
地域別で見ると、中部地域において特に「短時間の子どもの預かり」の需要が高くなっています。



全体、地域別、ともに、緊急時における手助けが必要とされています。緊急時の助けあいのためには近所同士の日頃からの関係づくりが重要であり、地域行事等への参加による地域に参画することや、また、行政はそのような地域づくりの取組を支援することが必要とされています。

イ「手助けできる」と思うこと

どのようなことで「手助けできる」と思うかについては、「話し相手」が54.9%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者等の見守り」が52.9%、「災害時の安否確認・避難誘導」52.1%の順となっています。



「手助けしてほしいこと」が主に緊急時におけるものであったのに対し、「手助けできること」の上位にきているものの多くは日常的な支援にあたるものとなっています。特に、「話し相手」や「一人暮らし高齢者等の見守り」などは、日頃の近所付き合いの中で関係性を構築しておくことにより、災害時や病気時、緊急時などの助け合いにつながるもので、地域づくりのうえでは大変重要なものです。

「手助けしてほしい」と「手助けできる」人を結び付けられるような取組を住民・地域・行政が一体となって取り組んでいくことが必要とされています。

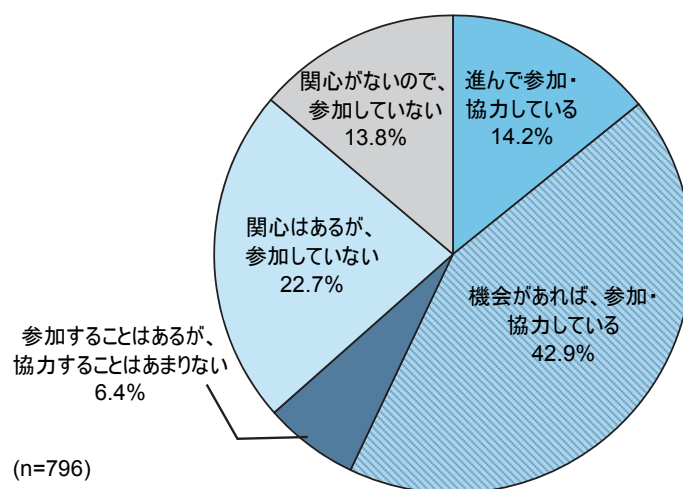
(2) 地域参加について

①地域の行事や活動への参加

地域福祉の推進のためには、日頃からコミュニケーションをとりやすい地域づくりが重要です。地域の行事や活動は地域住民が交流を図るために大きな役割を果たします。

地域の行事や活動等への参加状況については、「機会があれば、参加・協力している」が42.9%と最も高く、次いで「関心はあるが、参加していない」22.7%、「進んで参加・協力している」14.2%の順となっています。

■地域活動・行事への参加状況■



※無回答を除く構成比

半数以上の方々が姿勢に差はあれども、地域の行事や活動に参加していると回答しています。

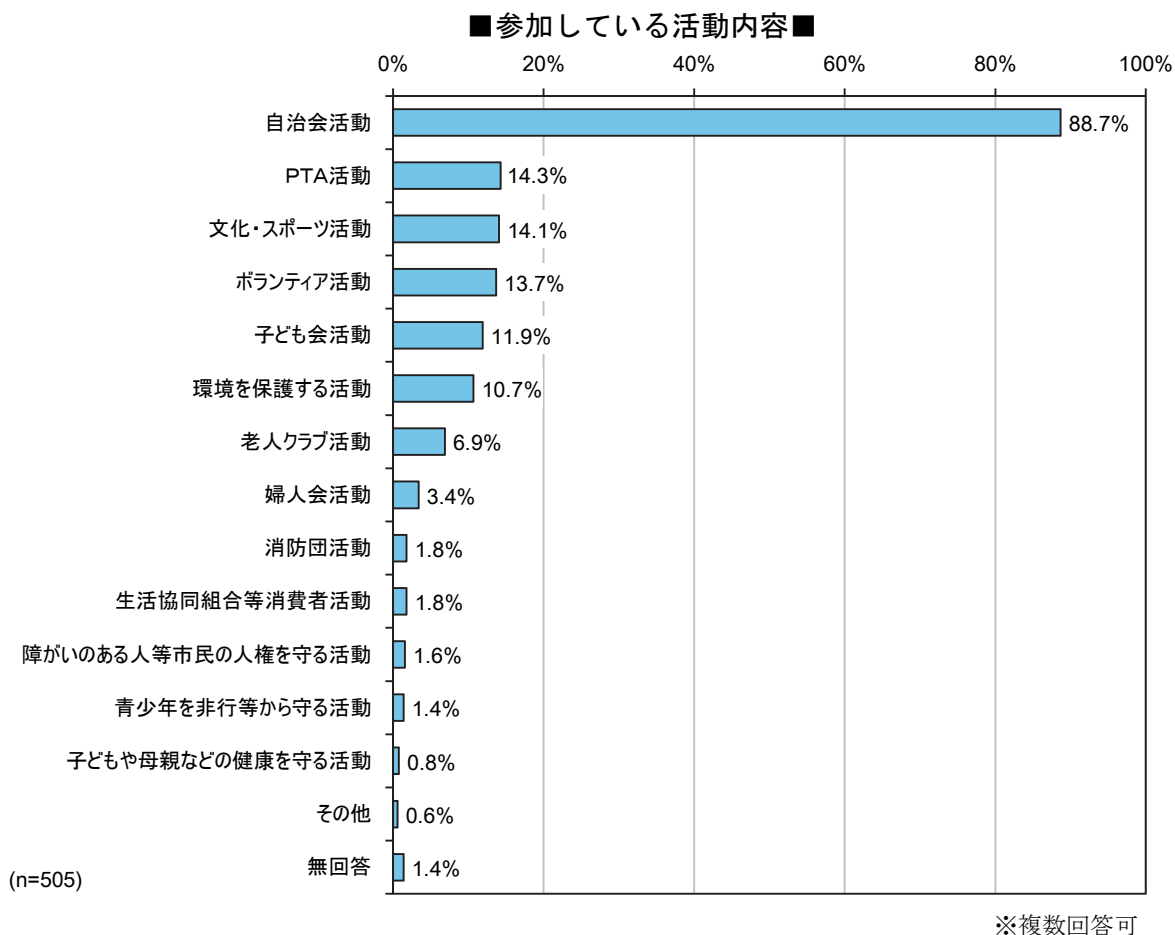
しかし、年齢別に見ると、20～30代の若い世代では「参加していない」と回答した割合が高く、また、活動に対して消極的な回答が多く見られます。40代以上の年代になると、活動に参加している割合が高くなります。

■地域活動・行事への参加状況（年齢別）■

		問13 地域活動・行事への参加状況						
上段：度数 下段：%		サンプル数	進んで参加・協力している	機会があれば、参加・協力している	参加することはあるが、協力することはない	関心はあるが、参加していない	関心がないので、参加していない	無回答
全体		834	113	341	51	181	110	38
		100.0%	13.5%	40.9%	6.1%	21.7%	13.2%	4.6%
年齢別	20～29歳	54	3	10	3	20	17	1
		100.0%	5.6%	18.5%	5.6%	36.9%	31.5%	1.9%
	30～39歳	91	7	23	9	24	27	1
		100.0%	7.7%	25.3%	9.9%	26.4%	29.6%	1.1%
	40～49歳	120	12	50	13	29	13	3
		100.0%	10.0%	41.7%	10.8%	24.2%	10.8%	2.5%
	50～59歳	138	13	74	8	23	19	1
		100.0%	9.4%	53.6%	5.8%	16.7%	13.8%	0.7%
	60～69歳	231	36	93	10	58	22	12
		100.0%	15.6%	40.3%	4.3%	25.1%	9.5%	5.2%
	70歳以上	197	42	90	8	27	12	18
		100.0%	21.3%	45.7%	4.1%	13.7%	6.1%	9.1%
	無回答	3	0	1	0	0	0	2
		100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%

②参加している地域の行事や活動の内容

地域の行事や活動に「参加する」と回答した方が、どのような行事や活動等へ参加しているかを見ると、「自治会活動」が 88.7%と最も高く、次いで「PTA 活動」14.3%、「文化・スポーツ活動」14.1%の順となっています。

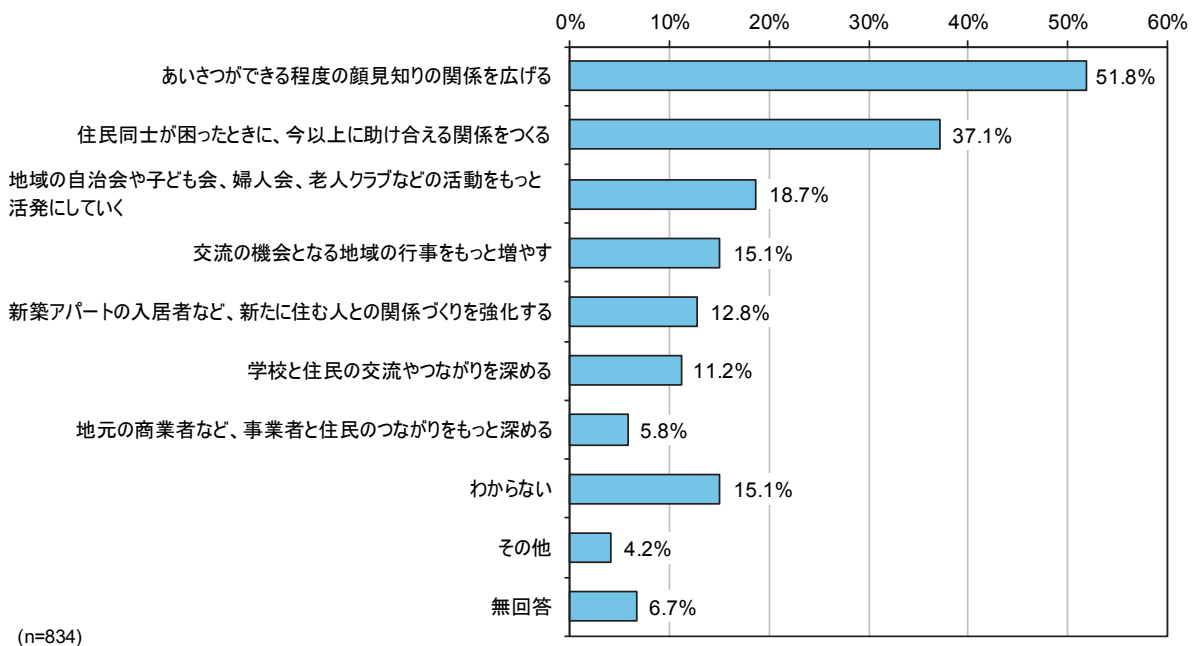


地域福祉の推進、地域での困り事の解決のためには、自治会がその担い手の一つとして大きな役割を果たします。地域活動に参加すると回答した方の約 9 割が「自治会活動」に参加していると回答していることから、地域福祉に関する自治会の重要性が分かります。

③地域における活動や行事が活発化するための条件

地域における行事や活動が、もっと活発に行なわれるようにしていくために大切なことについては、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が 51.8%と最も高く、次いで「住民同士が困った時に、今以上に助け合える関係をつくる」37.1%、「地域の自治会や子ども会、婦人会、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく」18.7%の順となっています。

■地域活動・行事を活発にしていくために大切なこと■



※複数回答可

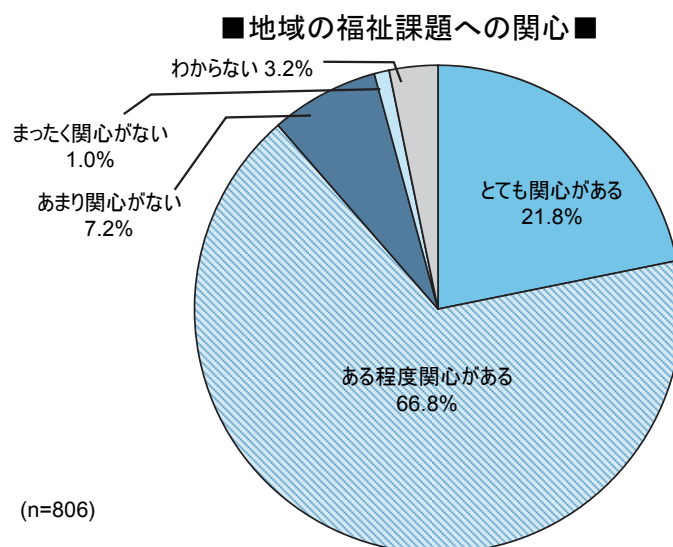
地域福祉における「支え手」と「受け手」は役割分担ではなく、ともに支えあう地域づくりが地域福祉の推進に資するため、地域の活動には、「支え手側」と「受け手側」の両方がともに参加することが大切です。

地域の行事・活動に対する姿勢は、年齢別でも差があり、消極的な方々にもいかに地域に参画してもらうかが地域づくりにとって課題となります。地域に住み始めて間もない方や、単身世帯であり外に出ない方々など、地域の行事や活動に参加しづらい方々も、気軽に参加できるような地域づくりの取組が重要です。

(3) 地域の福祉課題について

①地域の福祉課題への関心

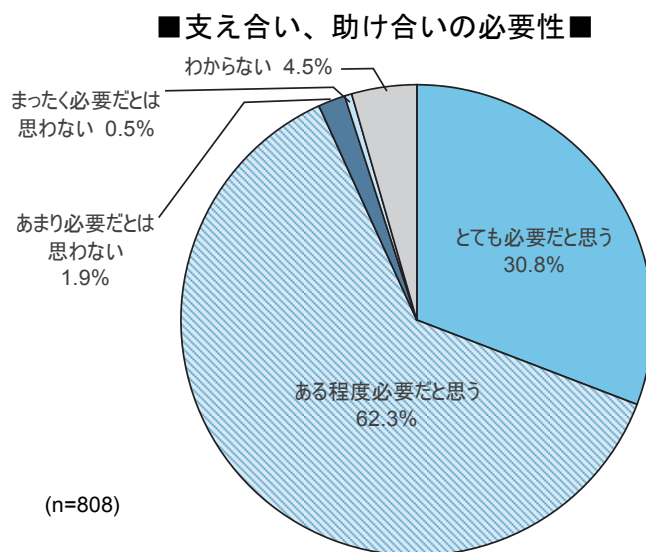
地域の福祉課題（一人暮らし高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤立死など）への関心については、「ある程度関心がある」が66.8%と最も高く、次いで「とても関心がある」21.8%、「あまり関心がない」7.2%の順となっています。この結果から、程度の差はあっても、9割近くの方々が地域の福祉課題に関心をもっていることが分かります。



※無回答を除く構成比

②地域の福祉課題に対して、住民相互の支え合い、助け合いの必要性

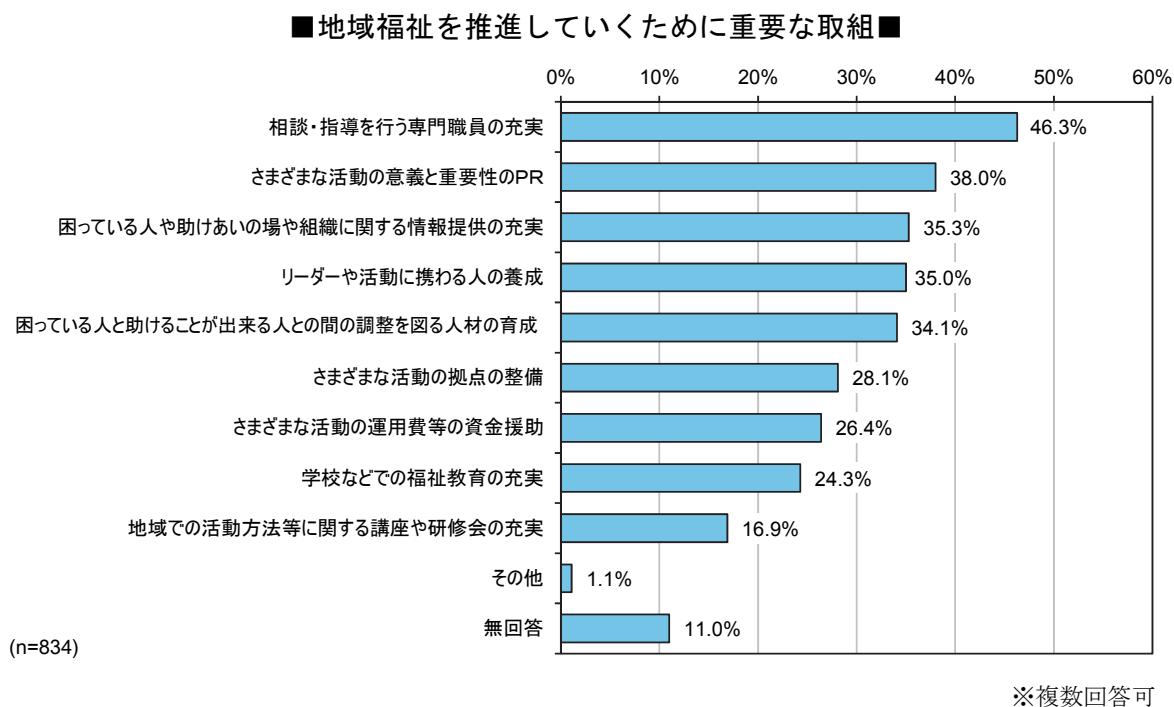
地域の福祉課題に対する住民相互の助け合いの必要性については、「ある程度必要だと思う」が62.3%と最も高く、次いで「とても必要だと思う」30.8%、「あまり必要だとは思わない」1.9%の順となっています。前の設問のとおり、9割近くの方々が地域福祉の課題に関心をもっている中で、それに対する助け合いの必要性をほとんどの方が認識している状況です。



※無回答を除く構成比

③地域福祉を推進していくために重要な取組

地域福祉の推進に向けた次の取組のうち、重要だと思う取組については、「相談・指導を行う専門職員の充実」が46.3%と最も高く、次いで、「さまざまな活動の意義と重要性のPR」38.0%、「困っている人や助けあいの場や組織に関する情報提供の充実」35.3%の順となっています。



専門職員の充実が最も多い回答となっていますが、全体的には、地域福祉推進の中心的役割を担う人材、「人的資源」の充実と、福祉に関する様々な情報のPRなどの「情報資源」の充実が求められています。

行政の人材育成や情報の充実が重要なことはもちろんですが、地域におけるリーダーや相談役の育成や情報の共有など、地域における環境づくりも地域福祉の推進のためには必要不可欠です。

(4) 自由意見について

今回のアンケートでは、始良市の地域福祉推進に関して、考えや意見を回答する自由記述欄を設けました。自由記述欄には全体で 238 件の回答があり、すべての年代において、2 割を超える方々が意見を寄せてくださいました。

自由意見（一部抜粋）

※いただいた回答の一部を、原文のまま記載しております。

高齢者に関連する意見	●運転免許返納者へのメリットの充実 ●移動スーパーの導入、駅などのエレベーター設置（帖佐駅のホームに渡る階段はお年よりには負担大です） ●介護する家族が働きやすい職場環境づくり。介護離職する人が減ってほしい。 ●高齢化が進み当方でも老老介護につき進んでいます。地域福祉行政はなかなかむつかしいと思います。一人一人が早い時期から健康づくり、生活設計などを考え実践しないと、ならないと思います。今後、ますます人と人との交流は、地域での大切なことですが、実際は生活スタイルも多様であいさつていどが実状です。子供がいたころは、近所同士でバーベキューなどしたものです。あきらめずに地域交流が福祉にも大切なので自分なりに深めていきたいです。 ●子育て支援や若者の就職・定着についてもっと積極的に行うべき。高齢化社会の社会で大事なのは、高齢者のサービス充実ではなく、それを支える若者へのサービス充実だと思う。 ●高齢者が安心して暮らせるように、若い人たちで推進して行く事。地域全体で福祉について知るべき。
障がいのある方に関連する意見	●公共施設のトイレの改善 ●要支援者の避難計画について不安です。個別計画作成には至っていないと聞いています。高齢者また障がいのある方々が在宅で暮らす…という方向性がある流れの中で、結果、災害時の避難に難を要する方が在宅に増えているわけです。にもかかわらず、福祉避難所さえ障がい種別にそったものではないため、数日をしのぐ目的としての利用にも無理が生じると考えます。大変でしょうが、個別のニーズの聞き取り等含め、また場合によってはケアプランを考える担当者も交えて、個別計画作成し、机上ではなく、中身の伴った避難計画ができるよう、早急に取りかかって欲しいです。更に欲を言えば、医療機関とも密に連携し、医療行為が必要な障害のある方々は、まずもって病院へ避難できるようなしくみの構築も切に希望致します。 ●始良市は、小中学生の医療費が無料で子育て世代は助かると思いますが、高齢者や障がい者にも支援をしてほしいです。高齢者の入所施設も高額施設ではなく、庶民の入所施設を増やしてほしいのと、障がい者の入所施設も増やしてほしいです。親亡き後の障がい者の生活を考えると不安で不安でなりません。

子ども・子育てに関連する意見	●働きたくても子供を保育園に入所できないのもっと子供がいるお母さんが働けるようにしてほしいです。もっと子育て支援をしてほしいです。 ●未就学児がいるので特に子育て支援に興味があり、利用させてもらっている。ファミサポ制度はとても良いサポーターの方に恵まれ去年まで本当に助かった。(今年は職種がかわったので利用の機会が減ったが)加治木のかじき広場、土日こそ開放してほしい。 ●元気な老人が多いから、ぜひ始良市は子育て世代で子供が多いので、ふれあうチャンスを作ってあげてほしいですね。指先を使う折り紙や紙風船などの教える時間など楽しみが増えてどちらも元気になるように！！
防災に関連する意見	●始良市も高齢化が進んで行きます。基本自分達でできる事は自分達でと考えていますが、情報を多く知らせる事は大切と思われます。健康寿命を延ばすため健診等の助成を充実して大病にならないための支援を是非充実してほしい。災害の時まずは自分達だと思いますが避難場所等をしっかり知らせて余力がある時次に何をするかを選択できる様に、情報を周知してほしい。 ●現在は昔のような地域のつながりや自治会の活動が縮小傾向にあると思われます。しかしながら災害などが起きるとその地域力が大事となります。生活弱者の把握、集合住宅などの住人の把握などがより詳しくできるようにして行く必要がある。地域での色々な活動、講座の充実をより具体的にしていく。災害マップなどもお年寄りなどが見てもわかりやすい物にしていくなども重要だと思います。若い世代にもっと関心をもってもらえるような講座、活動も。
自治会に関連する意見	●地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が集える場を設け、自治会等も協力する体制づくりにつとめる。 ●地域に子供がいらないので今後の自治会活動に不安を感じる ●自治体に参加していないと情報は得にくい。市民税は同じように払っているのに、週報などの配布も必要と思います。(仕事をしているので、自治体活動ができず自治体をやめました。)
情報発信に関連する意見	●私はもう子育てを終えているので私自身にとっては老後のことが重要ですが、機関や制度など知らない事が多すぎます。もっと身近に子育て世代の人にいろんな制度を知ってもらって、利用して楽しい子育てができれば良いですね。高齢者の暮らしにしても同様ですが、なかなかむずかしい問題だと思います。おつかれ様です。 ●地域福祉の活動内容が、理解できていないことに改めて気付かせて頂きました。広報誌の活用を希望致します。地域の交流も隣近所くらいで、高齢化してきてるので、仕方ないのかなと思います。 ●自分も人の役に立てることができたらと、思うが何をどうしていいのかわかりません。講座や研修会などもっと広めたり情報が広くいきわたると、もっと気にとめられるかなと思います。 ●福祉と言う内容をもっと身近に感じてもらえる様な公報活動があれば良いのではと思います。子供会活動や福祉活動をもっと大きな大会にするとか。

2 高齢者実態調査

「始良市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定にあたって、高齢者実態調査を以下のように実施しました。

■調査の概要■

	一般高齢者調査	若年者調査	在宅介護者調査
調査方法	郵送による配布回収	郵送による配布回収	郵送による配布回収
抽出方法	平成 28 年 10 月 1 日現在 65 歳以上の方を無作為 抽出	平成 28 年 10 月 1 日現在 40～64 歳の方を無作為 抽出	平成 28 年 10 月 1 日現在 在宅の介護保険サービス 利用者の方を無作為抽出
配布数	1,000 件	1,000 件	1,000 件
有効回答数	684 件	429 件	535 件
有効回答率	68.4%	42.9%	53.5%

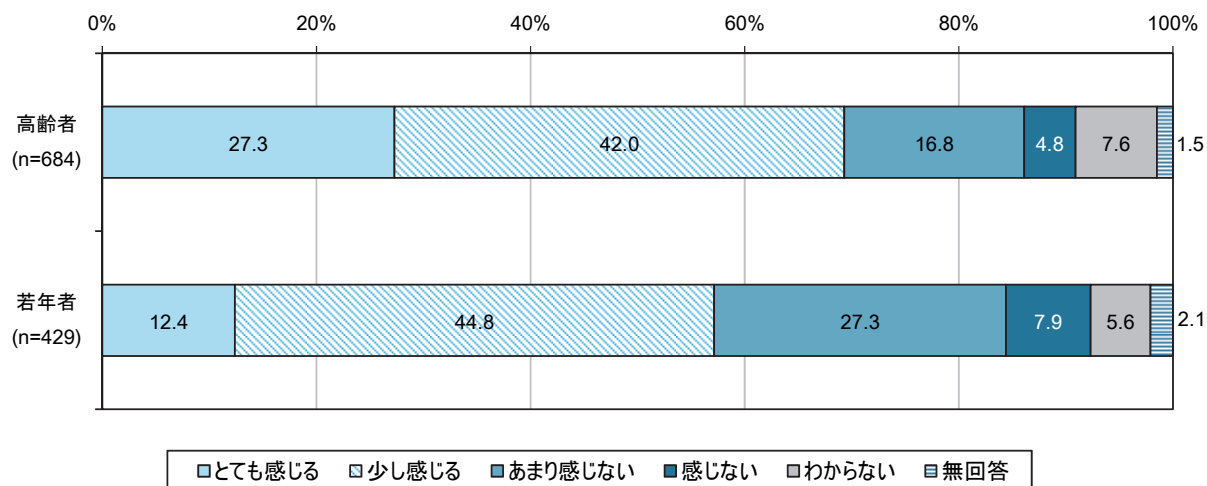
(1) 地域の見守りと地域活動

暮らしの中で「地域のつながりを感じている」と回答した高齢者は、約 7 割となっています。若年者においては、約 6 割が地域のつながりを感じている一方で、「地域のつながりを感じていない」とする回答が 3 割を超えています。

安否確認や見守り活動について、高齢者においては約 4 割が行われていると回答していますが、若年者では約 2 割にとどまっており、高齢者よりも若年者の方が安否確認や見守り活動が十分に行われていないと考えていることが分かります。

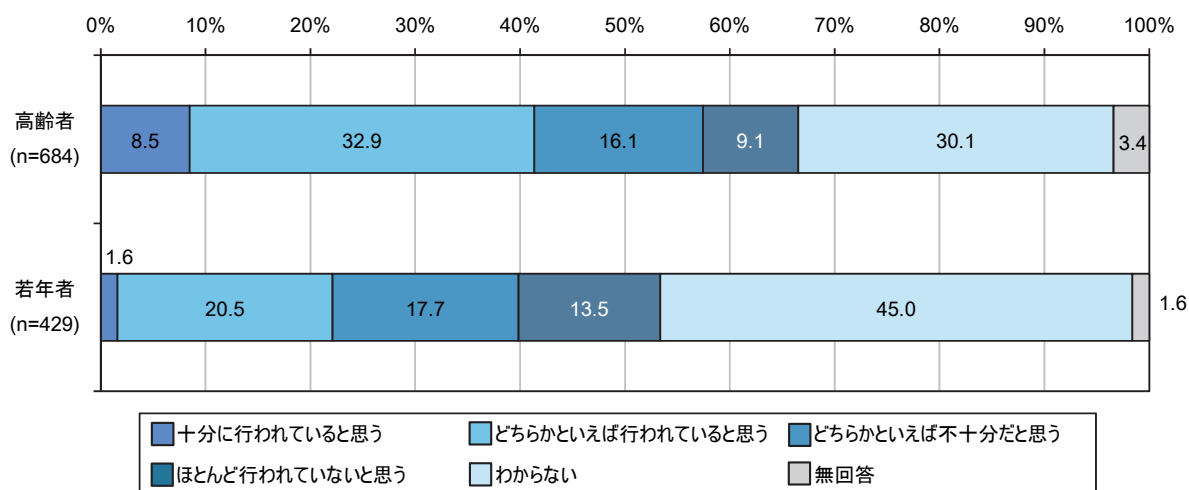
地域での見守り、何らかの気づきにつながるように、現在、地域で行われている近隣同士での挨拶をはじめ、地域の回覧板・掲示板、校区コミュニティ協議会・自治会等の地縁団体の地域活動を継続し、さらに充実させていくことが必要です。

■住んでいる地域には、地域のつながりがあると感じるか■



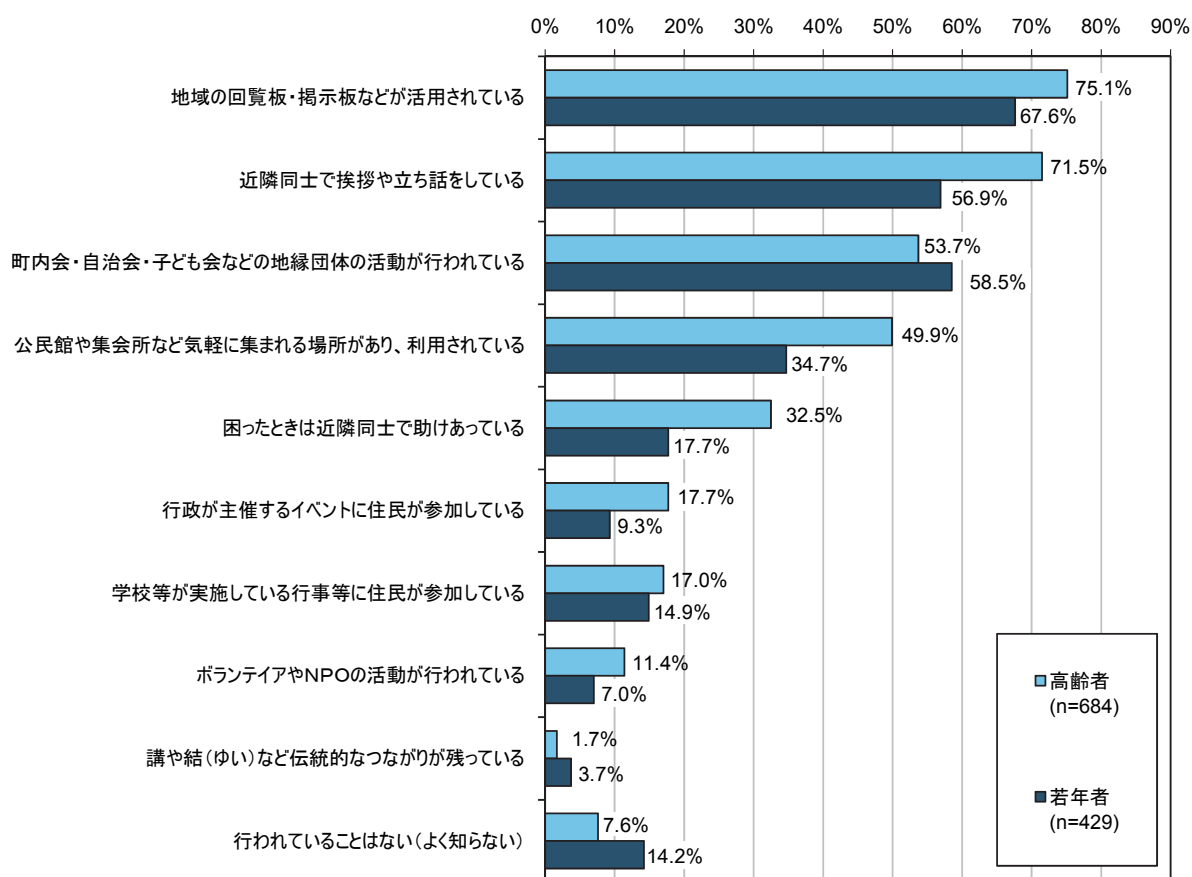
※集計は、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示しているため、比率の合計が 100.0% とならない場合があります。

■安否確認や見守り活動の状況について■



※集計は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

■地域活動について■



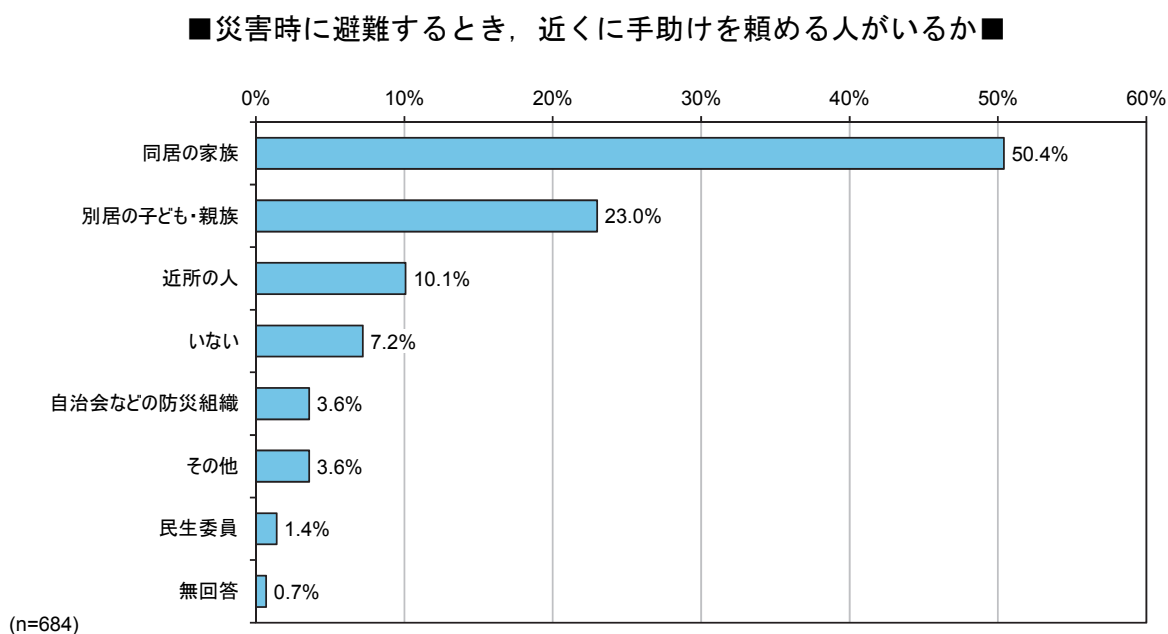
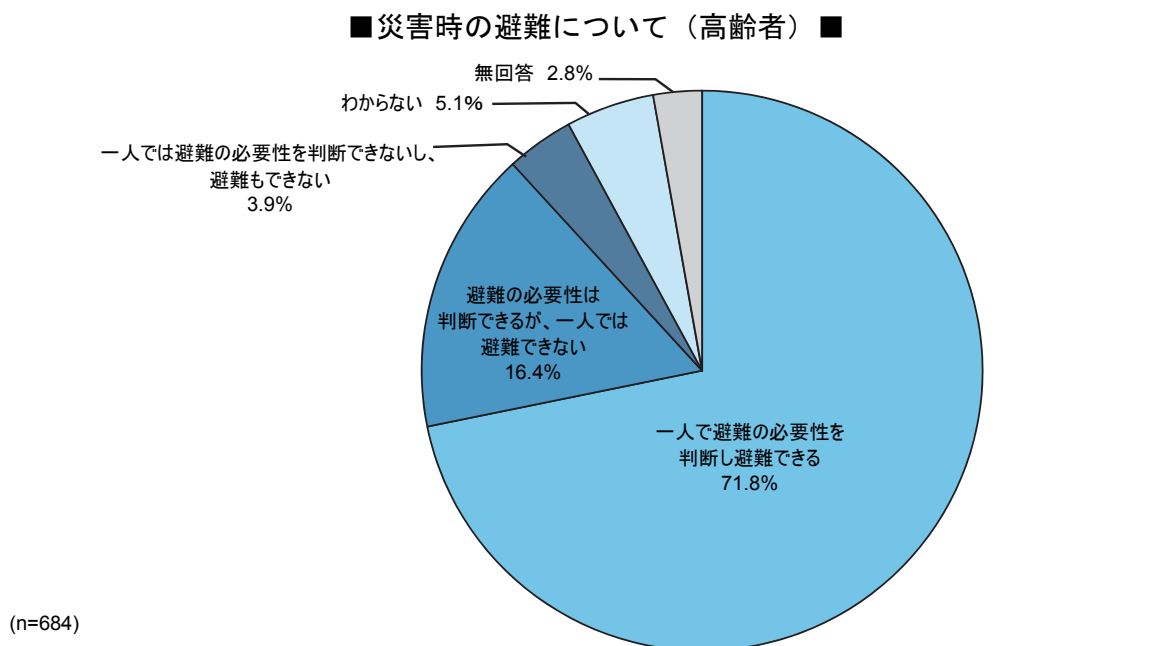
※複数回答可

(2) 安全について

災害時（台風や地震等）における避難については、「一人で避難の必要性を判断し避難できる高齢者」が約 7 割を占めるものの、一方で、「一人での避難が難しい高齢者」もいます。

また、一人での避難が難しい高齢者が「急な災害時に避難するとき、近くに手助けを頼める人」として、同居の家族、別居の子ども・親族が大半を占めています。

今後は家族などへの災害時での避難情報の充実をはじめ、一人での避難が難しい高齢者の避難体制の充実が必要です。

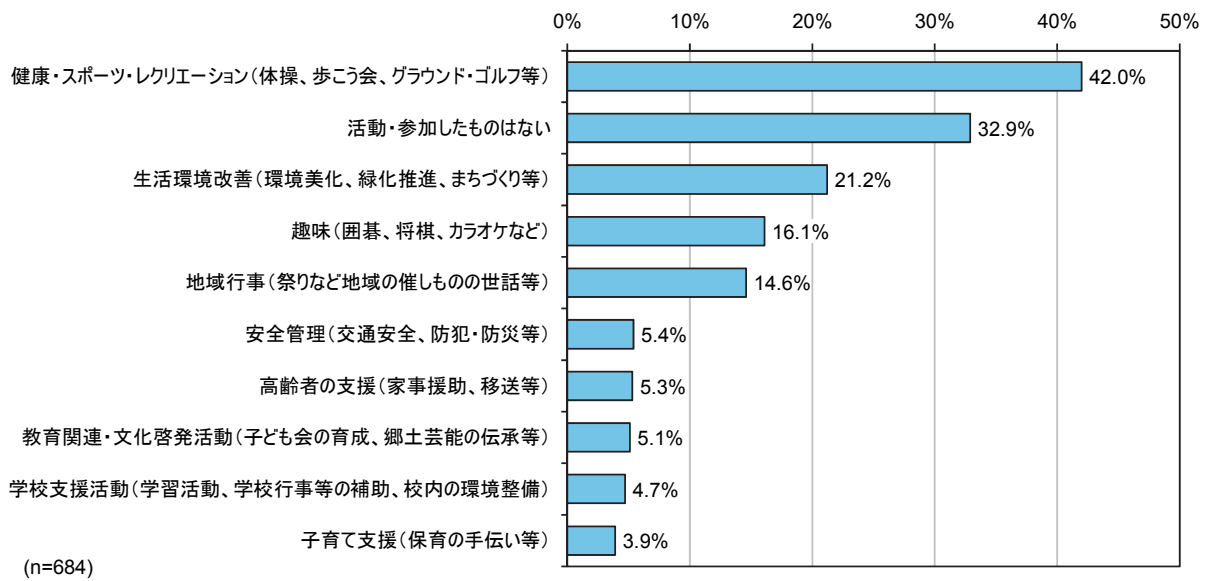


(3) 社会活動について

過去 1 年間に於いて個人又は友人あるいはグループや団体で自主的に行われている社会活動は、「健康・スポーツ・レクリエーション（体操、歩こう会、グラウンド・ゴルフ等）」が最も高くなっています。このような社会活動に参加することで、「生活に張りや充実感がでてきた」、「新しい友人を得ることができた」等の満足感を得ていることが分かります。今後も引き続き地域活動への参加促進を図る必要があります。

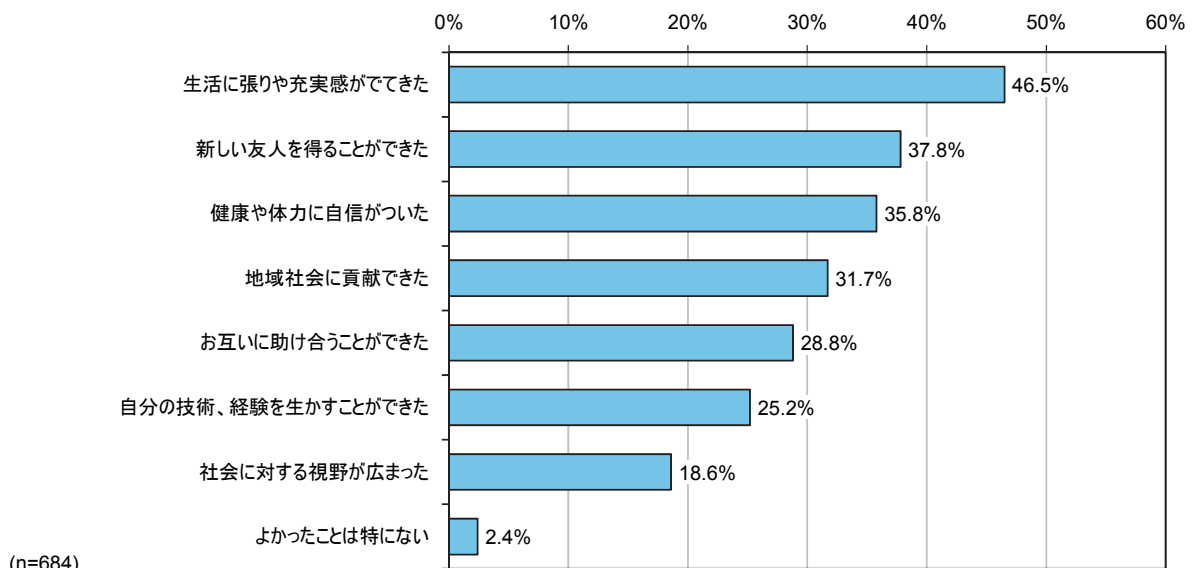
なお、高齢者が地域のためのボランティア活動などに参加する上では、参加しやすい体制づくりや活動に対する情報提供が必要だと考えられます。

■社会活動の参加状況■



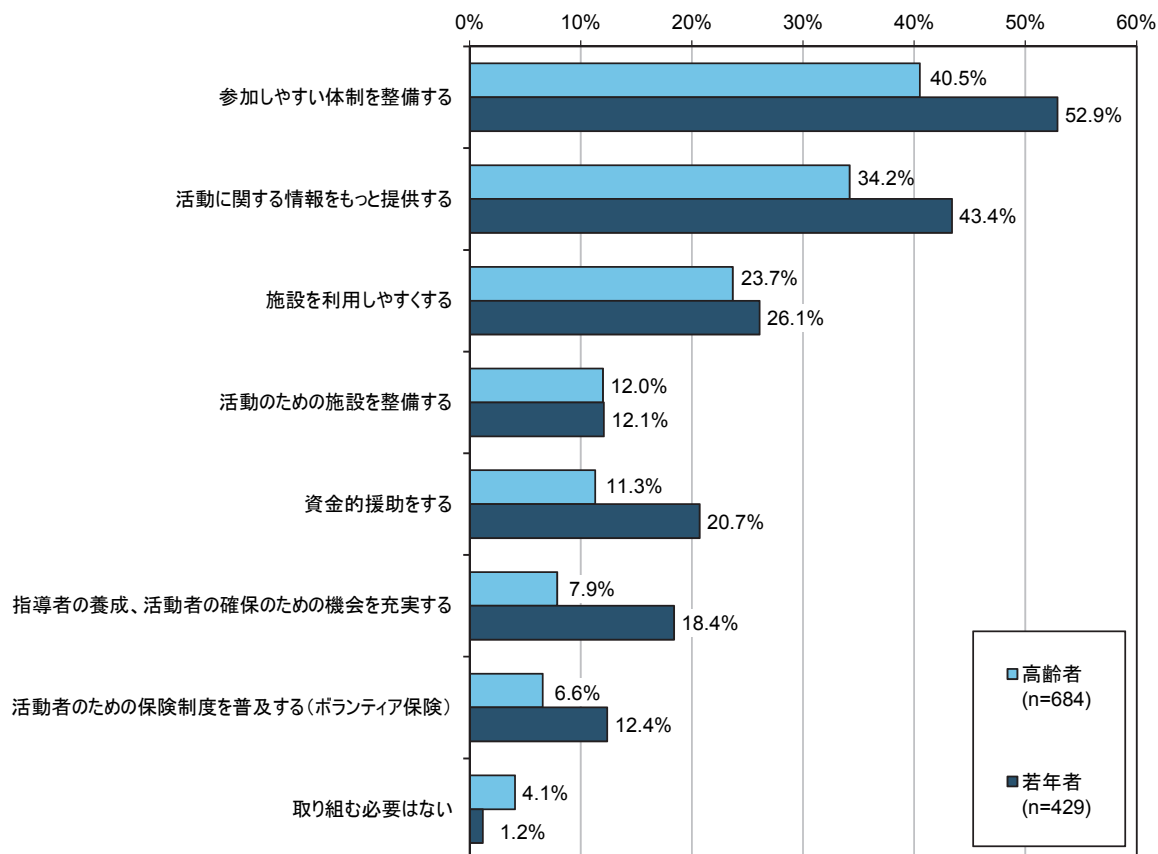
※複数回答可

■社会活動に参加してよかったこと■



※複数回答可

■ ボランティア活動等に参加する上で、県や市町村が取り組むこと ■



※複数回答可

3 障がい者（児）実態調査

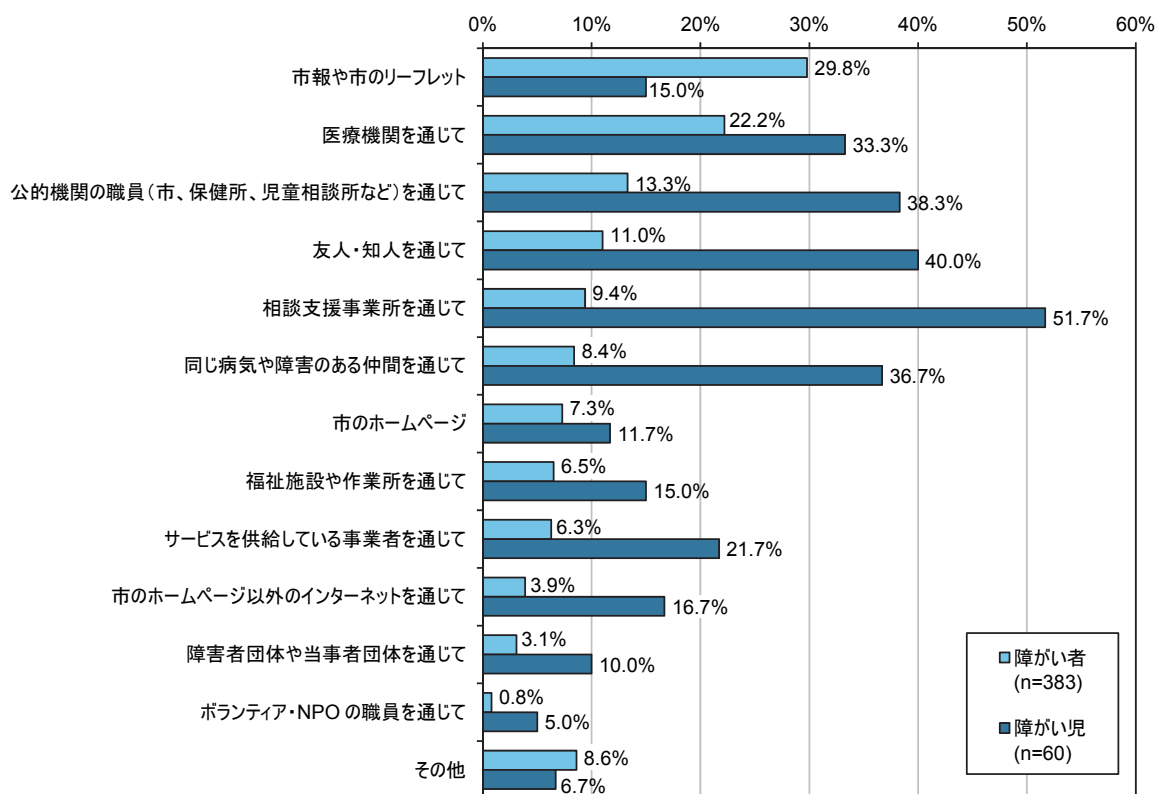
「第5期始良市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」策定にあたって、障がい者（児）実態調査を以下のように実施しました。

区分	18歳以上の障害福祉サービスを利用する方	発達に関する不安や障害をもつ子どもの保護者
調査方法	郵送による配布回収	郵送による配布回収
抽出方法	始良市住民基本台帳から抽出	始良市住民基本台帳から抽出
配布数	897 件	103 件
有効回答数	383 件	60 件
有効回答率	42.7%	58.3%

（1）福祉サービスについて

福祉サービスに関する情報の入手先について、障がい者では「市報や市のリーフレット」「医療機関を通じて」などが高い割合を占めており、障がい児では「相談支援事業所を通じて」「友人・知人を通じて」が高い割合を占めています。障がい者と障がい児では、情報の入手先に違いがあるため、利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実や情報提供体制の整備が必要です。

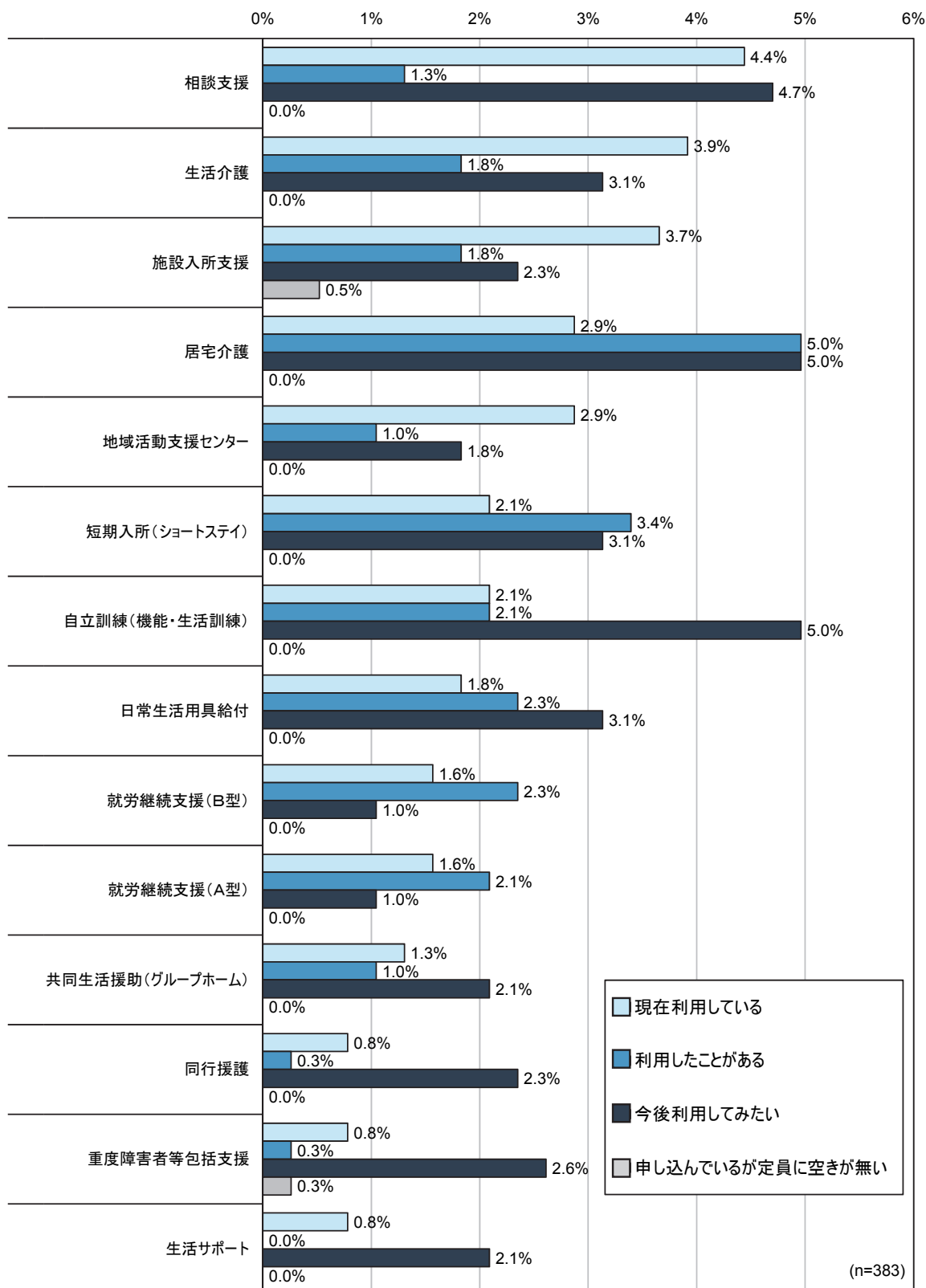
■症状や障がいのこと、福祉サービスに関する情報の入手先■



※複数回答可

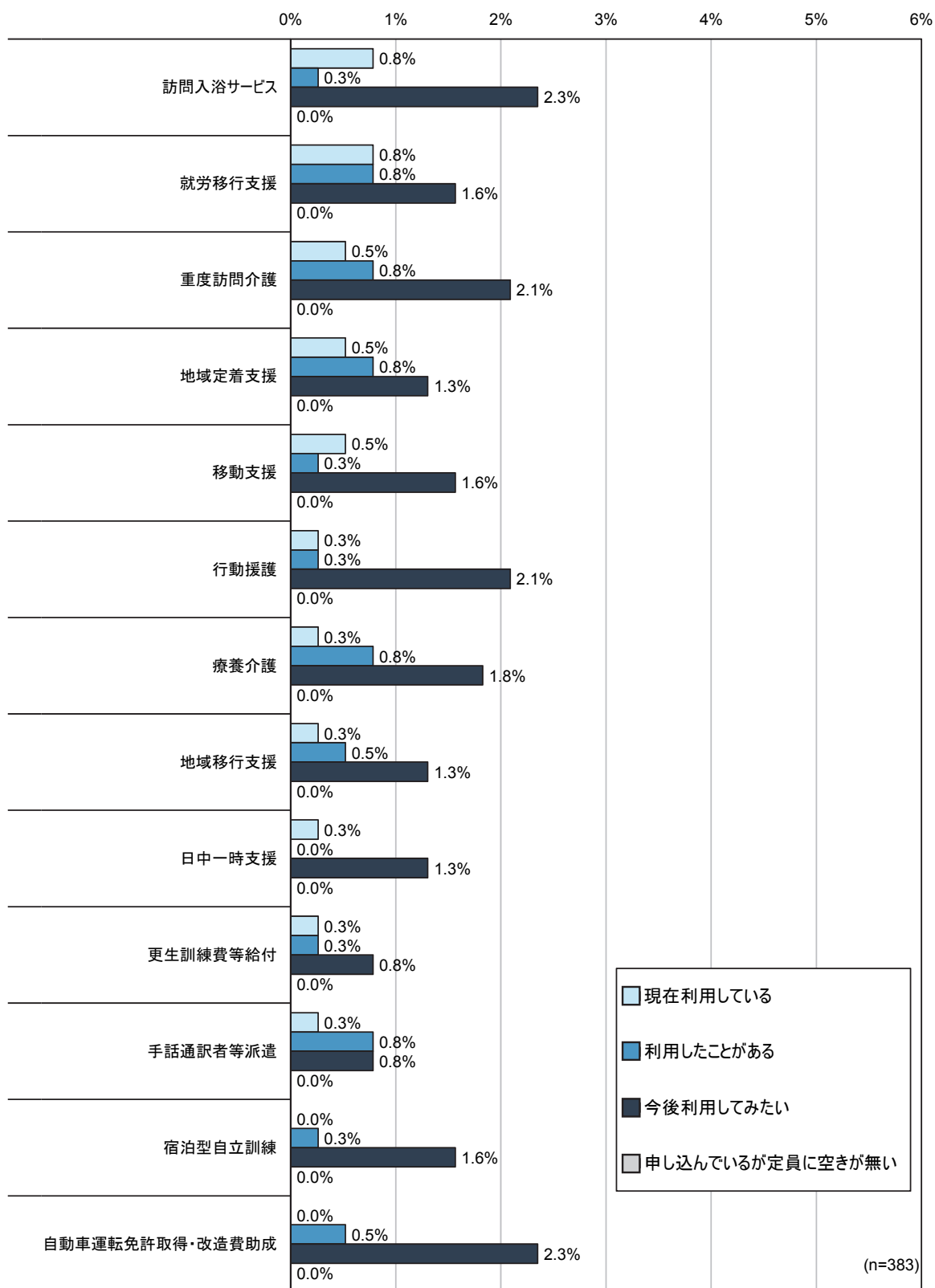
福祉サービスについて、障がい者では「居宅介護」「自立訓練（機能・生活訓練）」「相談支援」などの利用意向が高くなっています。障がい児では「放課後等デイサービス」「同行援護」「移動支援」などの利用意向が高く、ニーズに応じたサービスの充実を図る必要があります。

■障がい福祉サービスの「利用状況と今後の利用意向」（障がい者）①■



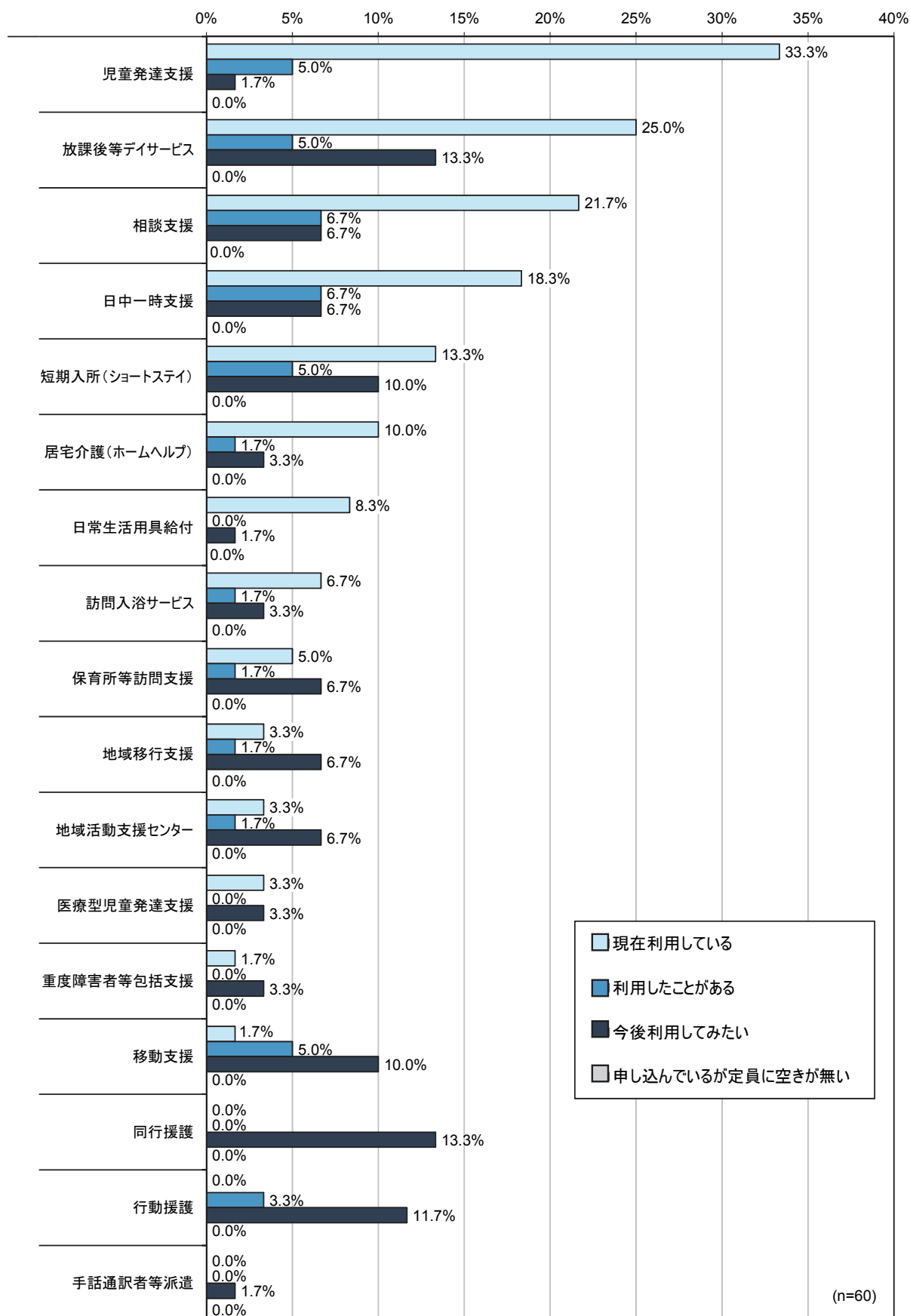
※複数回答可

■障がい福祉サービスの「利用状況と今後の利用意向」(障がい者) ②■



※複数回答可

■障がい福祉サービスの「利用状況と今後の利用意向」（障がい児）■



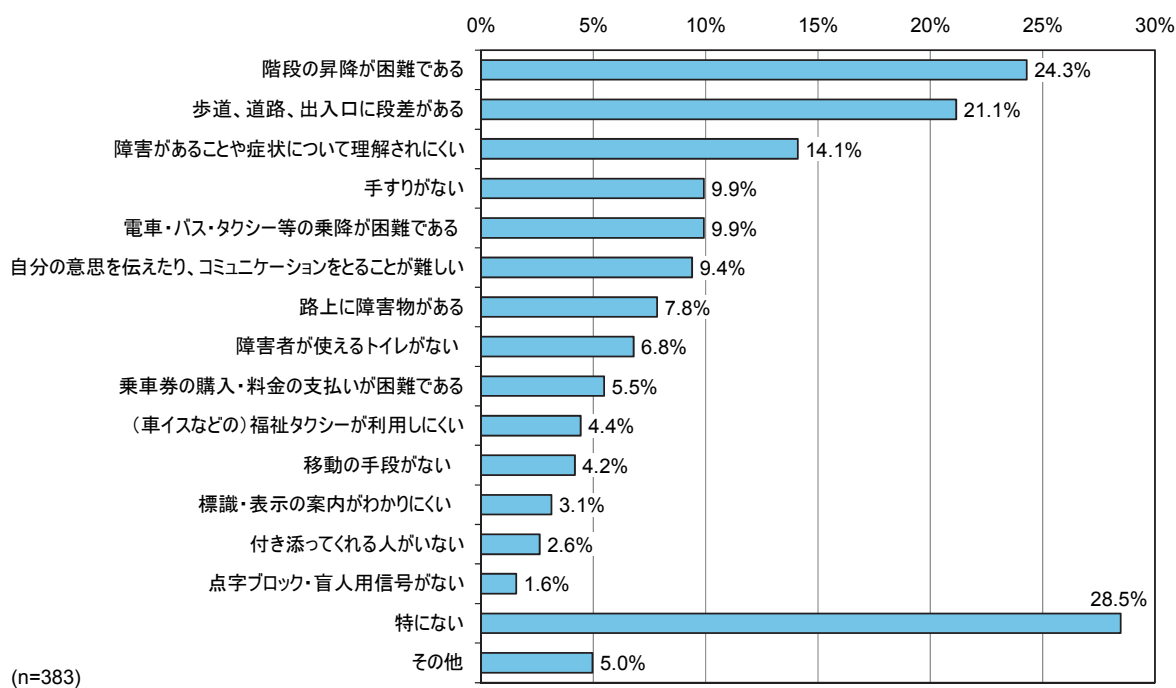
※複数回答可

(2) 生活環境について

外出する際の困りごとについて、障がい者では、「階段の昇降が困難である」「歩道、道路、出入口に段差がある」等の日常生活における移動等の課題への対応が必要です。

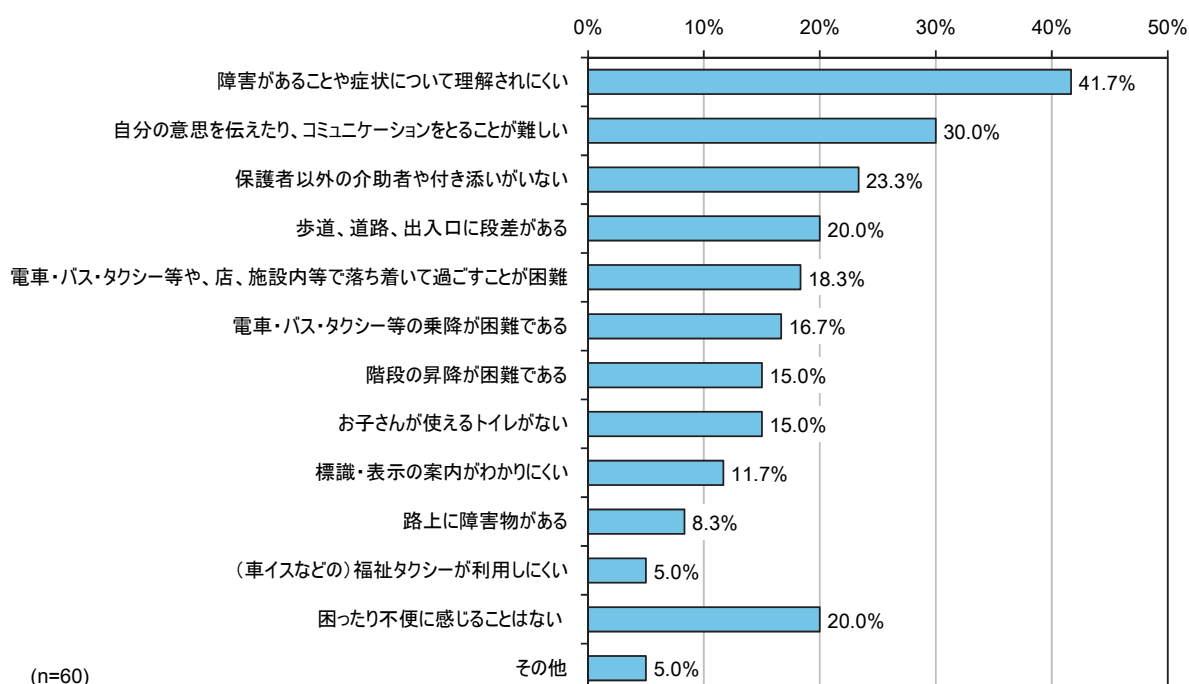
一方、障がい児では、「障害があることや症状について理解されにくい」「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」等、こころのバリアフリー^{*}化を推進していくことが求められています。

■外出するときに困ったり不便に感じたりすること（障がい者）■



※複数回答可

■外出するときに困ったり不便に感じたりすること（障がい児）■



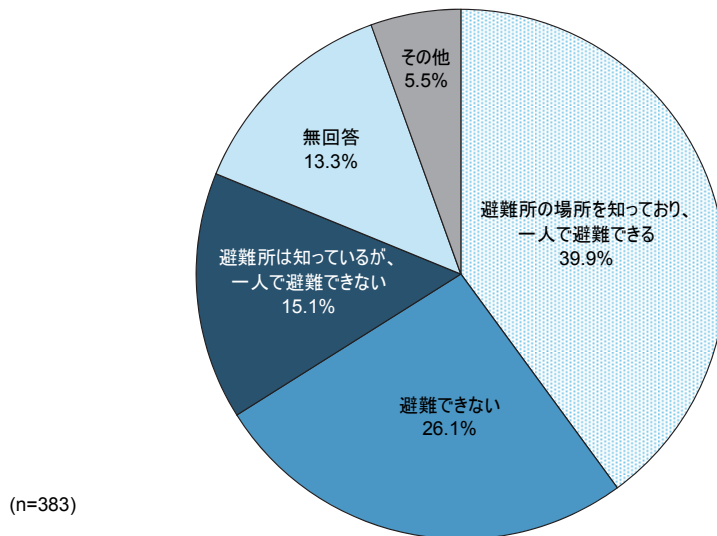
※複数回答可

(3) 災害時の対応について

災害時に一人で避難所に避難できるかどうかについて、「避難所の場所を知っており、一人で避難できる」が約4割となっていますが、「避難できない」と「避難所は知っているが、一人で避難できない」を合わせた『避難できない』も約4割となっています。「避難所を知らない」とする意見が挙げられており、避難所の周知徹底を図る必要があります。

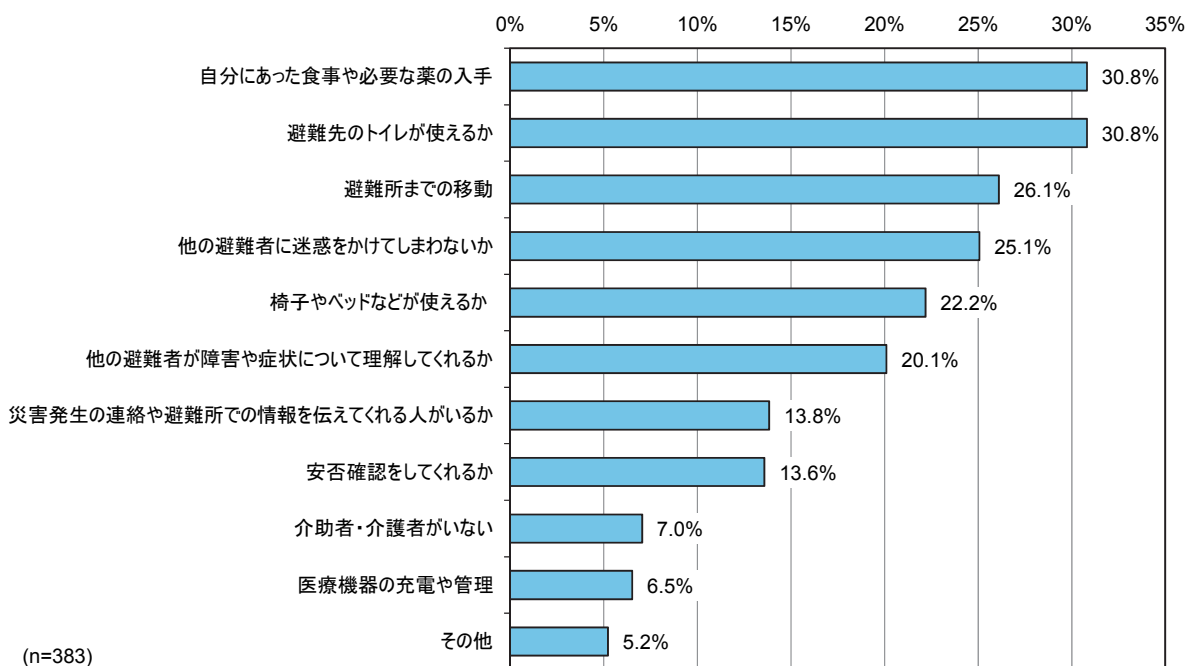
また、「自分にあった食事や必要な薬の入手」、「避難先のトイレが使えるか」「避難所までの移動」等、避難時での具体的な不安を解消する支援が求められています。

■災害時に本人ひとりで避難ができるか■



※集計は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

■災害発生時や、避難所での生活で不安を感じること■

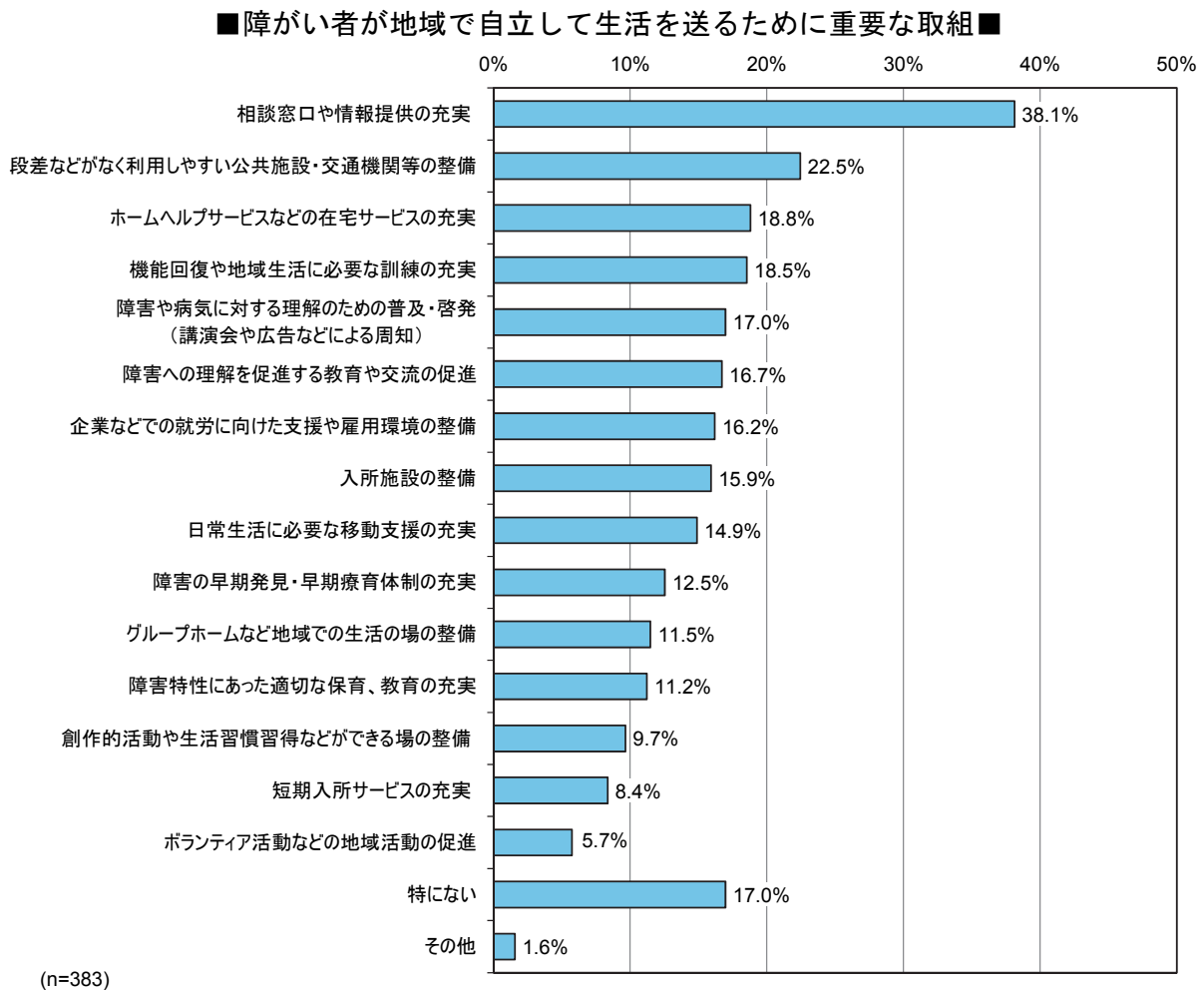


※複数回答可

(4) 地域で自立した生活を送るための取組について

障がい者が地域で自立した生活を送るために重要と考えている取組については、「相談窓口や情報提供の充実」が4割弱と高い割合を占めています。次いで「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備」「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」などが続いています。

障がい者の方々の自立を支える基本となる相談支援体制の整備、情報提供の在り方、各種サービスの質の向上に向けた取組が必要です。



※複数回答可

4 子育てに関する実態調査

「始良市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたって、子育て支援に関する実態調査を以下のように実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学校低学年児童調査
調査方法	郵送により配布・回収	郵送により配布・回収
抽出方法	始良市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	始良市に居住する小学生 4 年生までの児童から無作為抽出
調査期間	平成 25 年 12 月	平成 25 年 12 月
回収状況	配布数 2,000 回収数 901 回収率 45.1%	発送数 1,000 回収数 439 回収率 43.9%

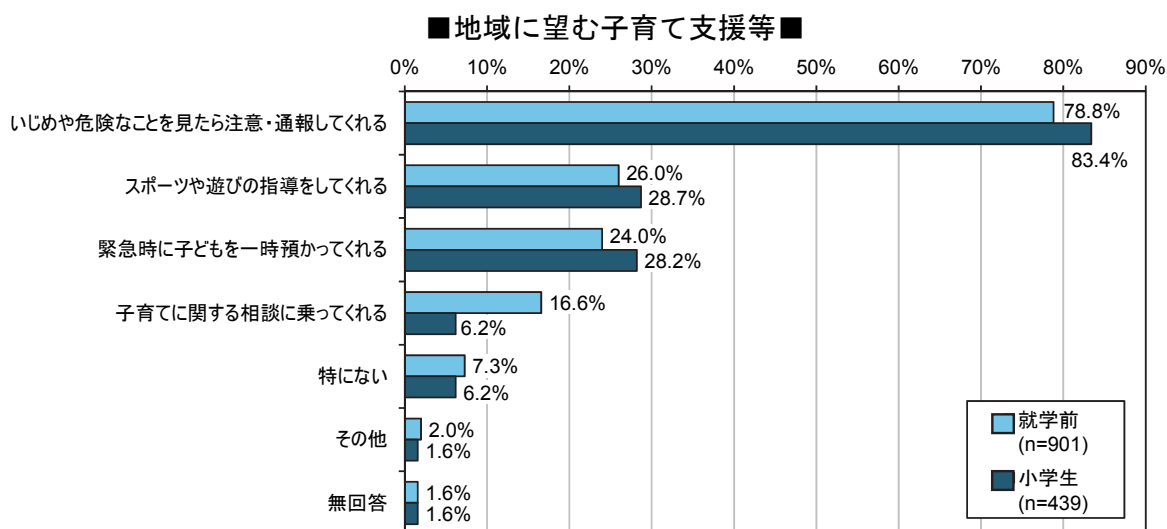
(1) 子育ての悩みや不安について

悩みや不安への相談相手としては、「配偶者」が最も高く、「父母（子どもの祖父母）」「友人・子育て中の仲間」が続いています。親族をはじめとした身近な人に相談する傾向が強く、公的機関の利用は低い割合となっています。今後、子育てが楽しいと考える保護者が増えるためには、親族などと併せて、身近な悩みや不安に応えられる公的な支援の在り方やニーズに対応した PR 活動が求められます。

また、身近な人に相談するよりも割合的には低いものの、相談先として「隣近所の人」も選ばれており、隣近所を含む地域への期待は高く、地域での見守りや気付きへの期待が大きくなっています。

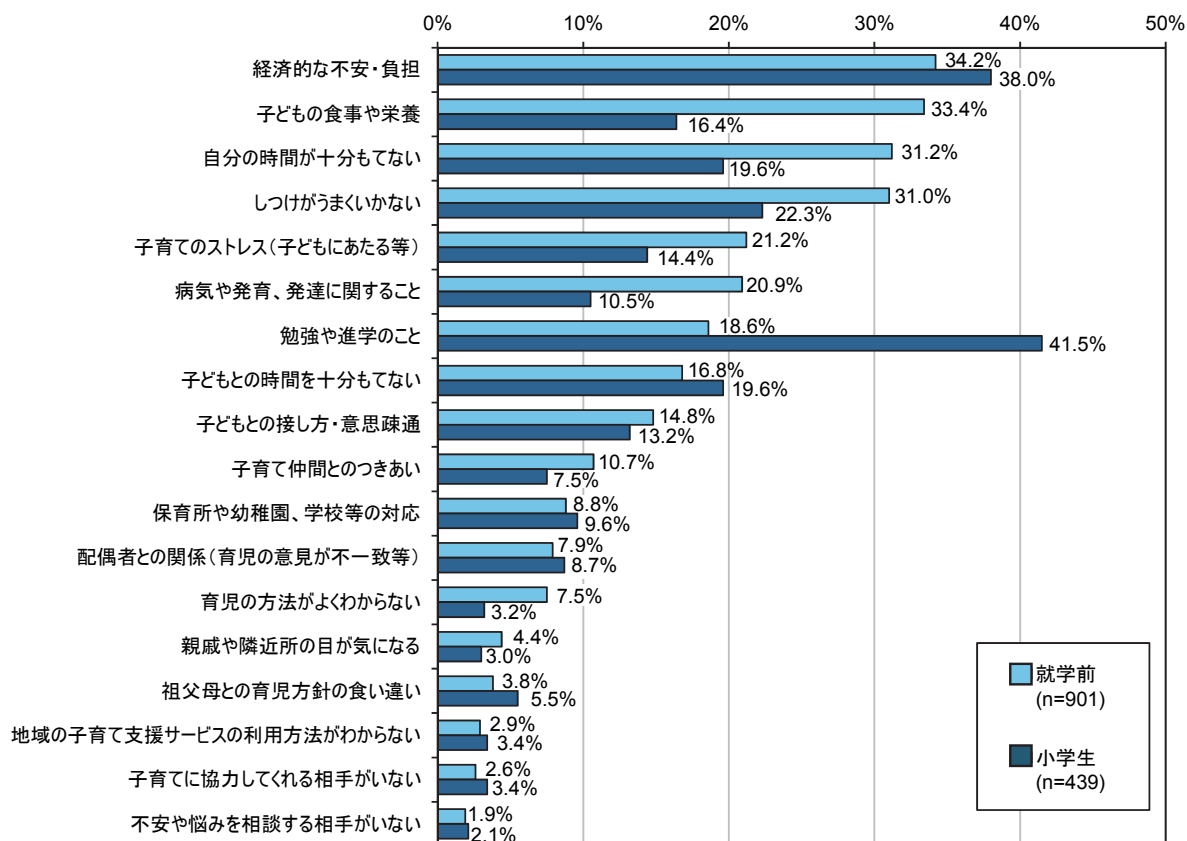
地域に望む子育て支援等では「いじめや危険なことを見たら注意・通報してくれる」が就学前、小学生ともに高い割合を占めています。

子育て家庭の孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めていく必要があります。



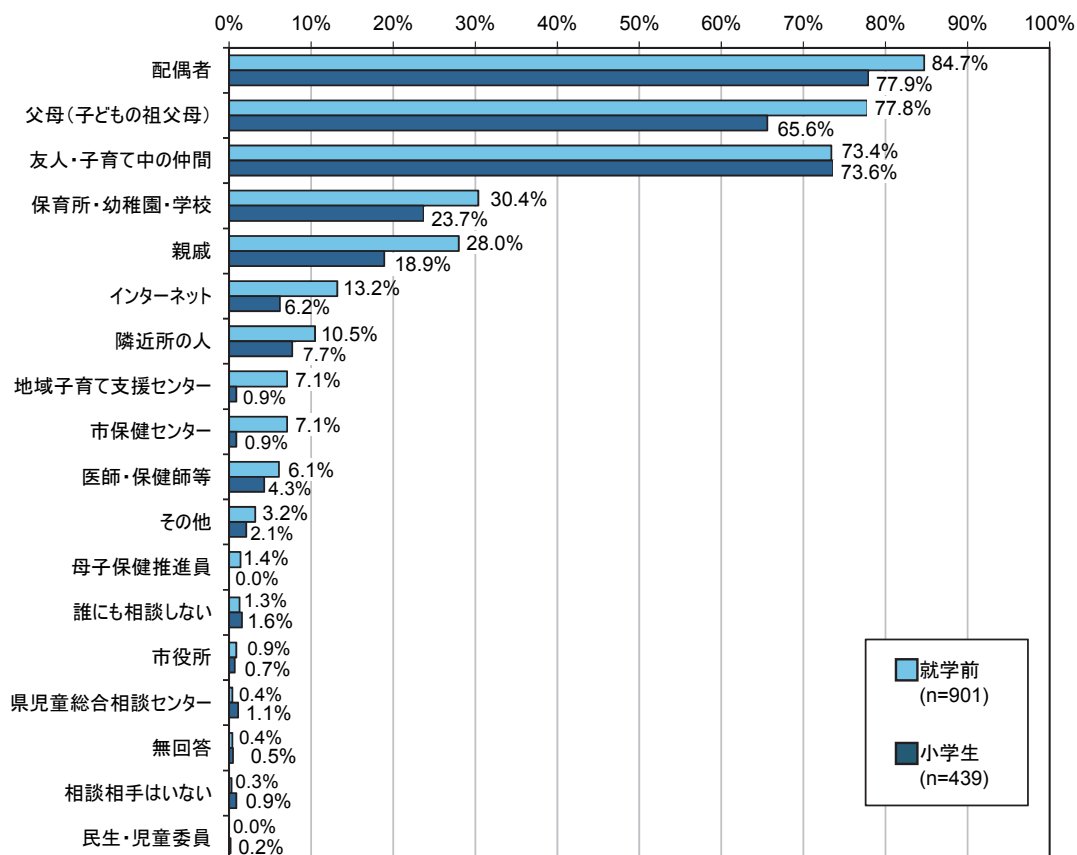
※複数回答可

■子育てについての悩み■



※複数回答可

■悩みや不安の身近な相談先■

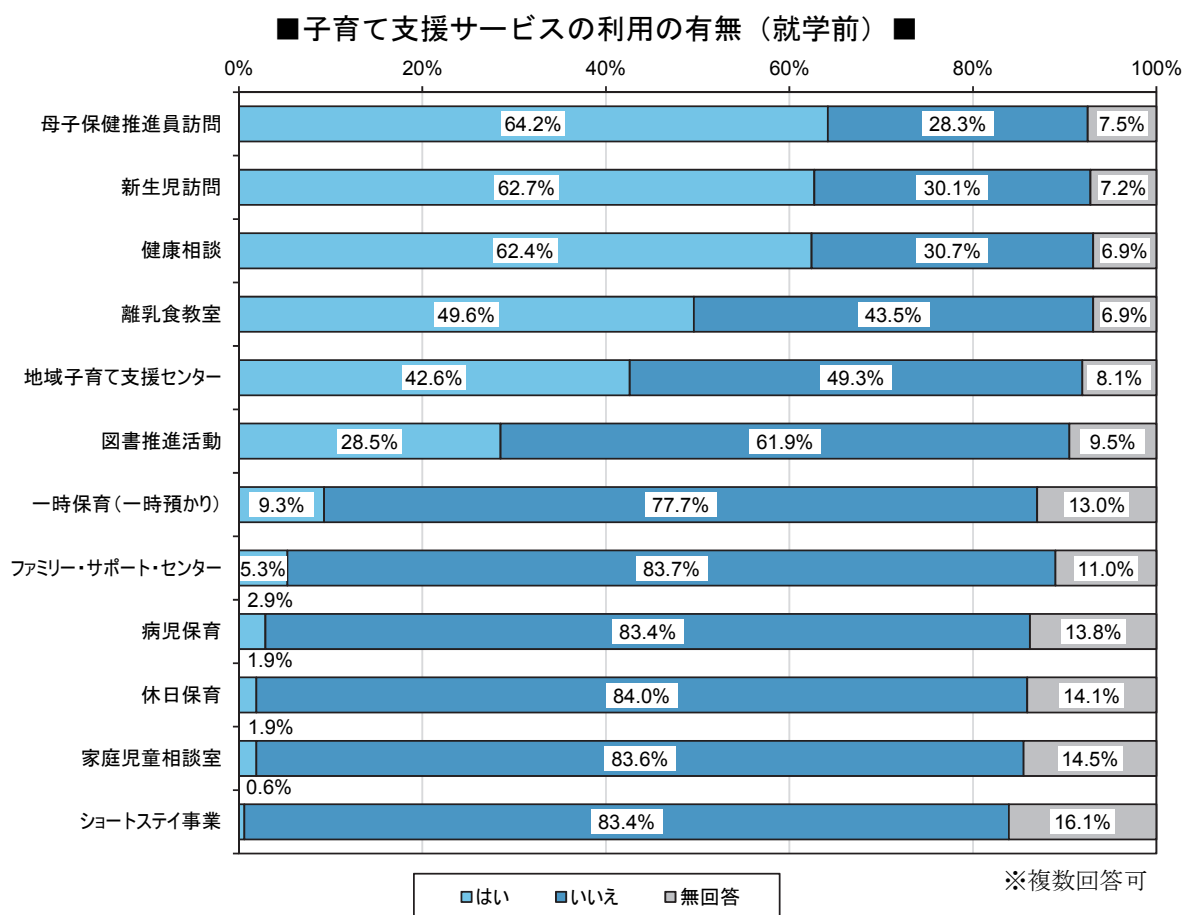


※複数回答可

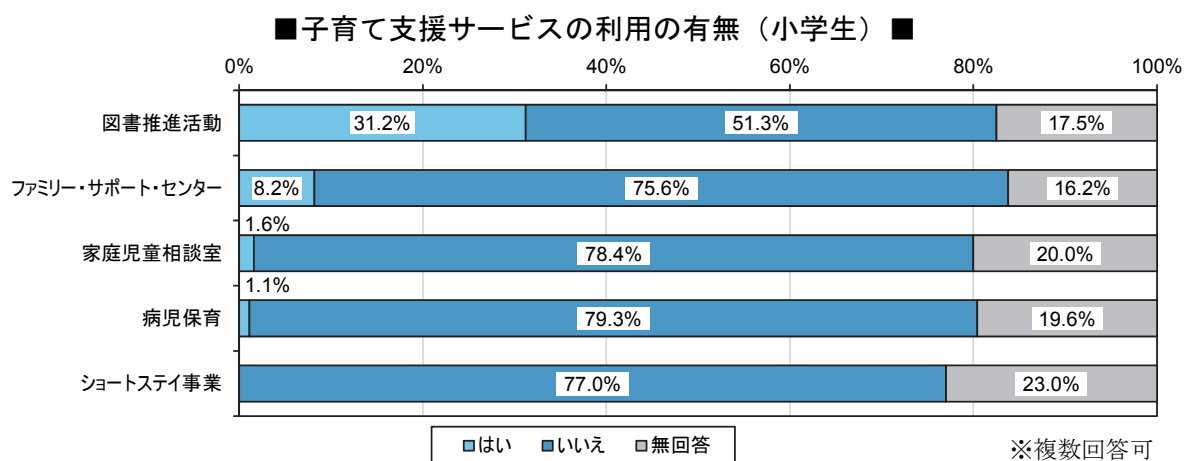
(2) 子育て支援サービスについて

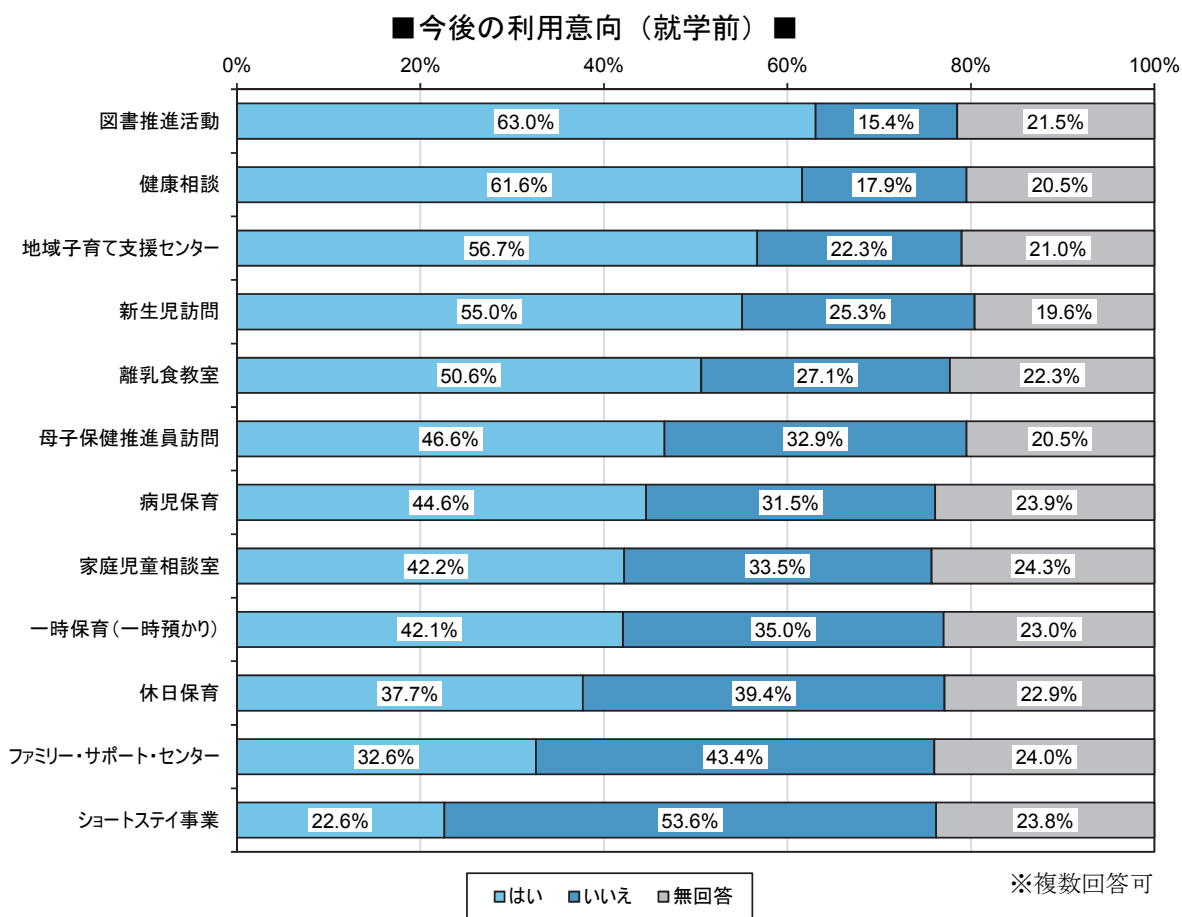
各種子育てサービスについて、就学前に比べ、小学生ではサービスの種類に違いはあるものの、その利用は極端に少なくなっています。利用したことがある割合が最も高いものは「図書推進活動」が31.2%であり、それ以外は1割未満とかなり低くなっています。

今後の利用意向については、就学前では「図書推進活動」「健康相談」「地域子育て支援センター※」の順で高くなっています。小学生では、「図書推進活動」「ファミリー・サポート・センター※」「病児保育」の順となっています。いずれも半数以上の利用意向率となっており、今後の利用促進に向けた取組が必要です。

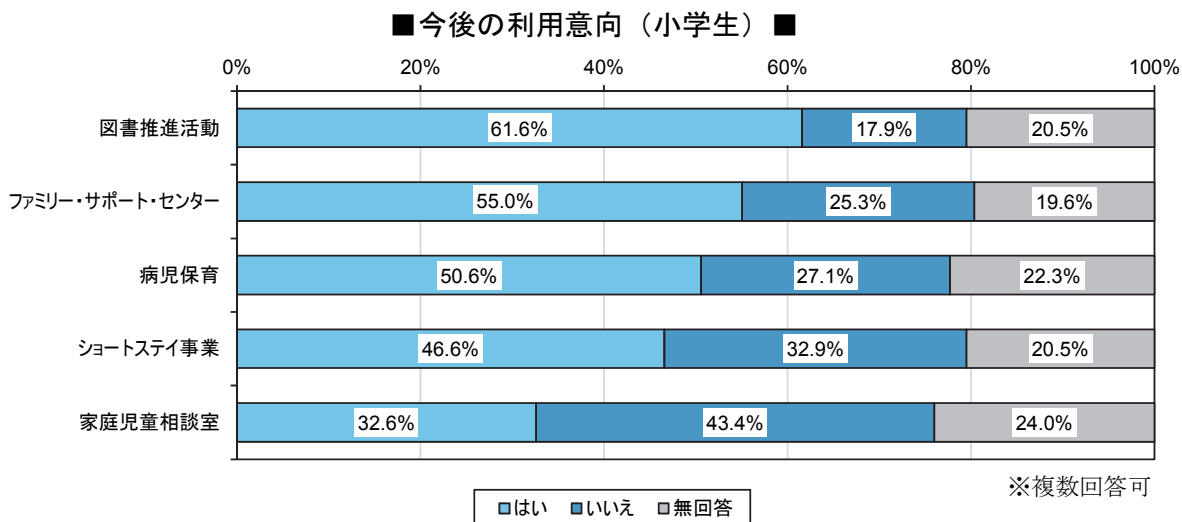


※集計は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。





※集計は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。



※集計は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

第 4 章

計画の基本的な考え方

みんなで支え合い、尊重し合い、 安心していきいきと暮らせるまちづくり

この基本理念は、第1次「始良市地域福祉計画」の中で提唱されたもので、今日の地域福祉の在り方は、「市民自らが主体的、創造的に“自分らしく”生きる努力」を行うこと（自助）を前提に、支援が必要になったときに、適切かつ質の高いサービスを主体的に選択でき、安心して楽しく暮らし続けられる環境を市民みんなの力（地域福祉力）で築き上げていくことを趣旨としたものです。

身体、性別、年齢など、人間はそれぞれ異なりますが、個人の尊厳、その人が生きる価値などの点においては、皆平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければなりません。地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにあります。地域住民の参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものです。

すなわち、地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、貧困や失業に陥った人々、障がいを持つ人々、ホームレス^{*}の状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に包含する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要です。

また、地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要があります。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う（男女共同参画社会基本法より）」ことは重要であり、そのため、性別を問わず、共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待されます。

具体的には、地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要です。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態度を育み文化（福祉文化）を創造していくことにつながります。

第2次始良市地域福祉計画においても、第1次の基本理念を踏襲し、上記を踏まえたまちづくりのための計画を策定します。

第2節 第1次始良市地域福祉計画における取組状況と今後の課題

第1次始良市地域福祉計画では、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念のもと、『“SOS”を発見し「安心」を形にする』、『「利用者本位」のサービスを提供する』、『「地域福祉力」を高める』の3つの基本目標をたて、地域福祉の推進に取り組みました。

基本目標1：“SOS”を発見し「安心」を形にする

1-1 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を相談窓口配置し、相談支援の専門性を高めるとともに、定期的なケア会議等の場で、相談支援の情報共有を図り、窓口の連携強化に取り組みました。地域包括支援センター※を中心とする地域ケアマネジメント体制充実の取組のほか、子育て世代への相談窓口として子ども相談室と子育てコンシェルジュ※を設置し、また、障がいのある方に関する相談窓口として基幹相談支援センターの設置に向けた検討を開始しました。

【今後の課題】

- ・ 相談支援体制の周知
- ・ 窓口ワンストップ体制の構築
- ・ 潜在的な相談者の掘り起こし
- ・ 生活困窮者の自立に係る相談支援体制の確立
- ・ 地域ケアマネジメント体制の更なる強化

1-2 地域における身近な相談体制の充実

民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー、母子保健推進員等との連携及び活動支援や、警察、児童相談所、民間福祉事業所、相談支援事業所等の関係機関との連携強化に取り組みました。また、健康相談や訪問指導、乳幼児健診、各種検診等の機会を活用した相談を実施しました。

【今後の課題】

- ・ 多様化・複合化する相談内容への対応
- ・ 相談を受けた人から支援窓口へのつなぎ
- ・ 相談支援に関わる人や地域、機関、行政等が情報共有・連携する場の整備

1-3 “SOS” を伝えにくい人への支援

ゲートキーパーや認知症サポーター等の各種養成講座の実施や、健康づくりコーディネーターの設置等、地域の中での理解者や見守り手を増やす取組を実施しました。また、子どもに関する各種相談体制の充実のための子ども相談室の設置、高齢者に関する相談支援の充実のための「介護の相談語らい処」の設置等、相談支援体制の整備を行いました。

“制度の狭間”の問題に対する対応として、サロン活動等の周知による閉じこもり防止や、生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施等に取り組みました。

【今後の課題】

- ・ 個人情報の取扱対応
- ・ 虐待防止ネットワーク確立のための協議の場の設置
- ・ 相談体制や支援事業の周知・広報

基本目標 2：「利用者本位」のサービスを提供する

2-1 多様な福祉サービス提供事業所の育成

社会福祉協議会との相互連携を強化し、協働して地域福祉推進体制の強化に取り組みました。また、始良市民間社会福祉事業所連絡会や保育協議会、放課後児童クラブ連絡協議会、始良市地域自立支援協議会等、民間の福祉サービス提供事業所等（以下、「民間福祉事業者」という。）が参加する場を活用した情報共有や連絡調整を行い、必要な支援を実施しました。

【今後の課題】

- ・ 専門的人材の育成・確保
- ・ ボランティアへの支援及び育成
- ・ 社会福祉法人による地域貢献活動の推進

2-2 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

子ども分野、障がい者（児）分野、高齢者分野、保健分野等、市の各福祉分野の個別計画（6ページ図参照。以下、「各福祉分野個別計画」という。）に基づき、地域密着型サービスや在宅福祉サービス等の充実に取り組みました。また、法令改正や各種通達等の情報提供や、福祉事業者向けの研修の実施及び案内、各種監査等を通じ、民間福祉事業者の資質向上を図りました。

【今後の課題】

- ・ 福祉事業者に関する情報の広報
- ・ 人口動態等に照らした必要なサービス供給量の把握と整理
- ・ 事業者とのネットワークの構築

2-3 福祉サービス利用者の権利擁護

判断能力が不十分な方も適切にサービス選択、サービス利用ができるよう、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業に関する周知・広報に取り組みました。また、各種会議や研修会等を通じて行政職員及び民間福祉事業者に対し権利擁護に関する意識啓発や普及を図りました。

【今後の課題】

- ・ 権利擁護に関する相談体制の強化
- ・ 成年後見制度※利用促進基本計画の策定

2-4 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実

広報あいら「AIRAview」やホームページ、コミュニティFM、あいら電子母子手帳アプリSUKUSUKU等、様々な媒体を通じた広報活動に取り組み、情報提供体制を整備しました。市ホームページでは音声読み上げ機能に配慮した記事づくりを行うなど、情報アクセシビリティ※に配慮した広報活動を心がけ、多くの方に情報が正しく伝わるよう取り組みました。

【今後の課題】

- ・ 聴覚・視覚障がい者への広報の取組強化
- ・ 社会資源※を活用した広報の在り方の検討
- ・ インターネット、SNSの活用等、時代に合った広報の在り方の検討

基本目標3：「地域福祉力」を高める

3-1 ボランティア活動の活性化

社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの機能充実に努め、ボランティア活動に意欲のある市民・団体等のボランティア登録を推進しました。ボランティア活動への意識を高める取組として、高齢者元気度アップポイント事業やグループに対する支え合い活動へのポイント付与事業等を実施しました。

【今後の課題】

- ・ ボランティア登録者の確保
- ・ 市及びボランティアセンターのボランティアコーディネート※機能の強化
- ・ 高齢者の生きがいづくり
- ・ ボランティア活動を通じた青少年教育

3-2 地域全体で支えあう体制の確立

社会福祉協議会による地域福祉の推進や、自治会、校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員協議会（連合会）等の地域の見守り体制の構築等に取り組みました。地域での取組の支援として、自治会や校区コミュニティ協議会への補助事業を活用した支援を行い、また、福祉に関する学習機会の提供として、出前講座や公民館講座等を活用し、地域福祉に対する関心を高めるための施策を展開しました。

【今後の課題】

- ・ 地域包括ケアシステム体制の充実
- ・ アウトリーチ[※]型の支援事業の推進
- ・ 世代をつなぐコーディネーターの確保・育成
- ・ 地域の活動拠点の整備

3-3 心のバリアフリー化の推進

人権同和問題や北朝鮮拉致問題、障がい者差別問題等の人権課題について、パネル展示や講演会、市内小中学校における人権教育や公民館講座等を活用した生涯学習など、啓発活動に取り組みました。地域においては、市民や児童・生徒と福祉施設の交流を促進し、福祉教育の推進に努めました。

【今後の課題】

- ・ 福祉教育の内容の充実
- ・ 地域と福祉施設の交流の促進
- ・ 家庭教育の重要性の啓発

3-4 安全・安心なまちづくりの推進

始良市地域防災計画に基づき、災害時要配慮者の実態把握や避難所運営マニュアルの整備、防災行政無線や防災地域情報メール、コミュニティFMを活用した防災情報の周知、大規模避難訓練の実施、自主防災組織の重要性の啓発活動等、防災体制の構築、整備に取り組みました。防犯面では、自治会、校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員等による見回り活動や、防犯暴力追放協議会と連携した青パト見回り隊等の自主パトロール活動を実施しました。また、バリアフリーのまちづくりへの取組としては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備、始良市地域公共交通会議を活用した公共交通機関の充実の検討や福祉有償運送の在り方の検討を行いました。

【今後の課題】

- ・ 避難行動要支援者システムと災害時要配慮者名簿の活用、要配慮者の実態把握
- ・ 防災ラジオや防災講演・出前講座を活用した広報活動
- ・ 自主防災組織及び自主防犯組織の普及・啓発活動
- ・ 既存施設の耐震化及びバリアフリー化
- ・ 交通弱者に配慮した公共交通機関の整備
- ・ 福祉有償運送のサービス提供の在り方

第3節 基本目標（第2次計画への施策の方向性）

各福祉部門において各種福祉事業を展開してきましたが、障害者自立支援法から障害者総合支援法への移行、子ども・子育て支援法による新しい子ども・子育て支援制度の創設、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正、生活困窮者自立支援法の施行、社会福祉法の一部改正など、法律や制度の改正等がありました。それに伴い事業の創設や既存の事業展開の見直しが行われ、地域福祉は、包括的、横断的な体系を主体としたものになってきています。また平成26年度に小学校区を基本とした17の校区コミュニティ協議会が発足し、地域課題の解決や活性化に向けた地域社会の在り方も変容してきています。

第2次始良市地域福祉計画では、第1次地域福祉計画の理念を受け継ぎながらも、現状の取組を見据えて体系の一部見直しを行い、これからの社会情勢の変化や市の将来像を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げて実効性のある施策の展開に取り組みます。

基本目標1

“SOS”を見逃さず「安心」を形にする

■基本的な考え方

市民の生活課題は多様であり、あらゆる“SOS”も見逃すことがないように、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる環境づくりが求められます。情報不足により誰にも相談できず困窮に陥る事態や、年齢や障がいの程度等によりサービスや制度の利用が適わない、「制度の狭間」により住民の抱える課題が顕在化せず、“SOS”信号が発見されないまま社会的に孤立してしまうような事態を防がなければなりません。事態の究明に努め、必要な支援につなげていくためには、相談や支援の需要を「受け身」体制ではなく、「アウトリーチ型」の支援・相談体制の構築が必要です。

多様な福祉ニーズについて、情報発信の充実や相談体制の整備に努め、迅速に対応するとともに、必要な支援につながる体制づくりを推進します。

■施策の方向性

- （1）包括的な相談支援体制の充実
- （2）地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり
- （3）安心できる生活を支える仕組みの整備
- （4）安全に暮らせるまちづくり

■基本的な考え方

利用者本位の考え方に立って、利用者が求める支援を全体としてとらえ、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的かつ効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されないような体制を身近な地域において構築する必要があります。

また、地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制を整備することが重要です。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートを含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することによって満たされることが少なくありません。このため、こうした多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されていくことが不可欠であり、総合的サービスの提供体制を確保していきます。

■施策の方向性

- (1) 複合化・複雑化する多様なニーズに対応できる体制づくり
- (2) 適切なサービス選択のための取組
- (3) 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

■基本的な考え方

近年、多発する自然災害においてボランティアが復興の大きな力となっています。また、地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあるなかで、平成 10 年の法整備以降、NPO 法人活動の基盤整備も進められてきました。地域福祉の推進においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、「地域福祉力」を強化推進するために関係諸団体及び公共的なサービスと連携を密にして地域資源を活用していかなければなりません。

地域住民、行政の双方が「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考えをもつことが重要です。こうした考え方を踏まえ、ノーマライゼーション※の理念に基づき、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが主体的に社会参加し、支えあい、協働しながら地域福祉の推進に取り組める「地域共生社会」のまちづくりを推進します。

■施策の方向性

- （１）総合的な地域福祉力の強化
- （２）ボランティア及び新たな参加の促進
- （３）地域共生社会の具現化への支援

協働して地域福祉を推進していくための各役割

住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的・主体的に参画することが期待されます。

子どもから大人まで、また、高齢者や障がい者など、多様な主体がそれぞれの立場、経験、知識などを活かし、皆が役割をもって地域福祉活動の担い手として、積極的に参画することが大切です。

地域の組織・団体の役割

自治会や校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員協議会（連合会）、老人クラブなどは、活動内容やこれまでの活動実績からみても、地域福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。また、ボランティア団体も住民の福祉ニーズに柔軟に対応する団体として重要な役割を果たしています。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織や団体が個々に活動するだけでなく、それぞれが特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を活かし、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者視点の自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした情報提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。特に、社会福祉法人については、その公益性・非営利性から、平成 28 年改正社会福祉法により「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され（社会福祉法第 24 条第 2 項）、地域の実情に応じた多様な取組が期待されています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

社会福祉協議会の役割

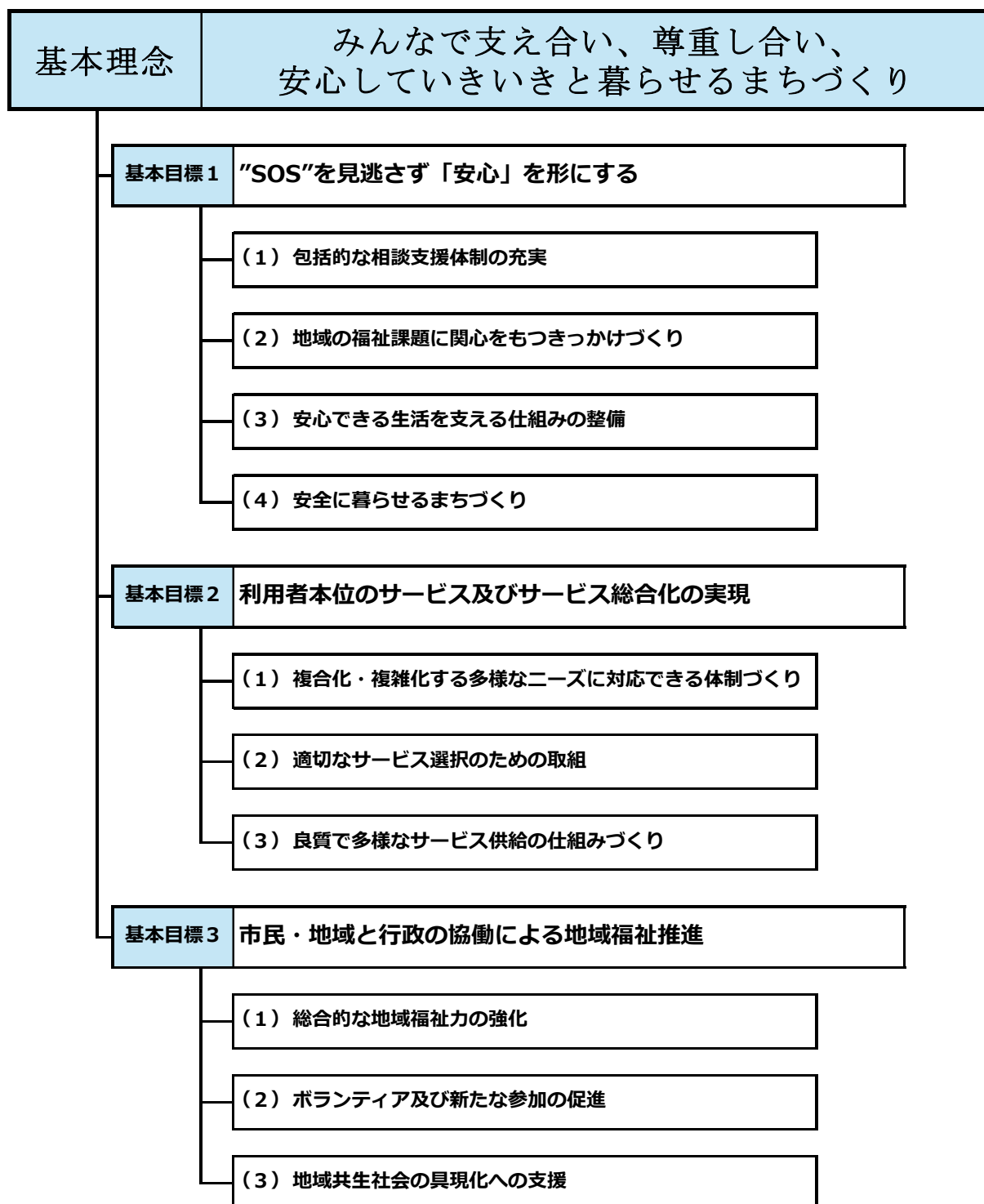
地域福祉の推進を担う団体として、法令制度上の福祉サービスにとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化などを推進する役割を担っています。その役割を果たすために、本計画や地域福祉活動計画に基づき、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉施設などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく役割があります。それを果たすために、本計画及び各福祉分野個別計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

また、住民、地域の組織・団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会など、それぞれの主体が担う期待される役割を果たすことができるよう、情報を提供しネットワーク化を加速させて活動の支援に努めます。

○施策体系図



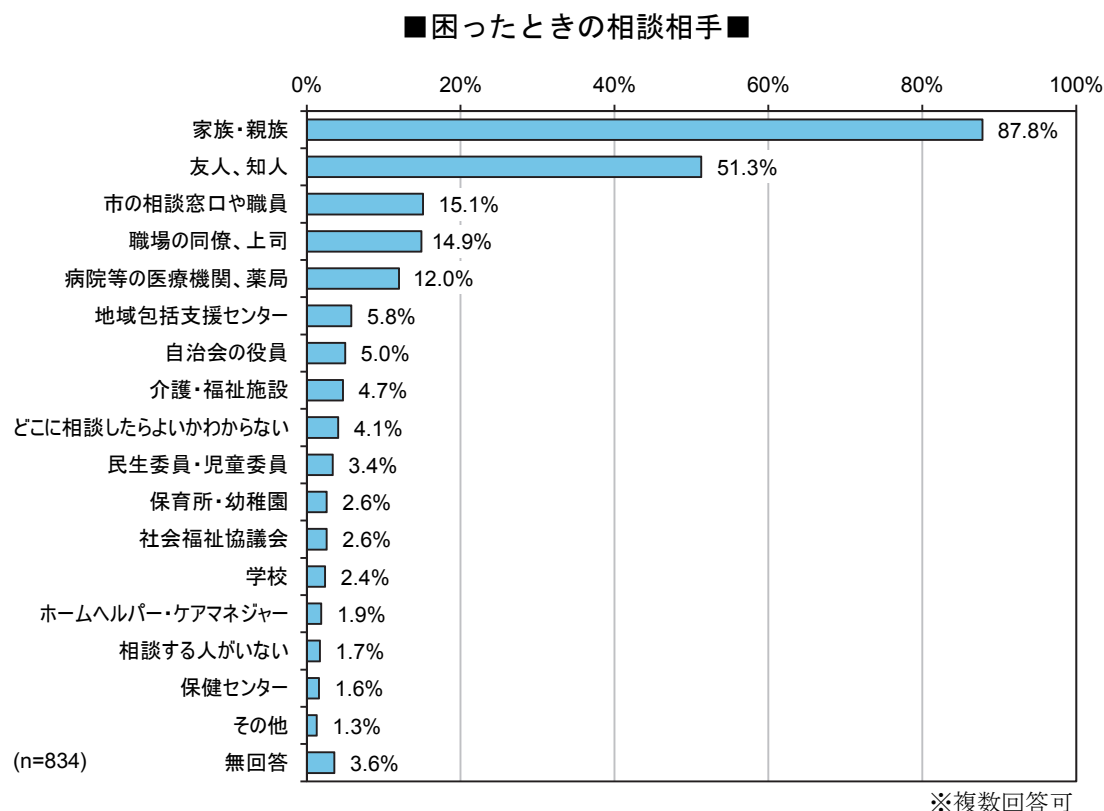
第 5 章

基本目標に対する施策と取組

基本目標 1 「“SOS”を見逃さず「安心」を形にする」

【施策】（１）包括的な相談支援体制の充実

市民アンケートの結果によると、困ったときの相談先として、家族、友人、職場の同僚等を除くと、市の機関や職員を回答として挙げている方が最も多くなっています。



また、第 3 章に記載したアンケート結果でも、地域福祉を推進するために重要な取組として「相談・支援を行う専門職員の充実」や「情報提供」が上位に挙げられていることから、市役所が担う相談機能は地域福祉にとって重要なものと認識されています。今後、県や社会福祉協議会と連携を図りながら、専門的な相談支援の周知及び、地域の困り事をまずは受け止める体制づくりを目指します。高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯等、個別の課題に個別に対応するのではなく、相談者個人の困り事を包括的に受け止める相談支援体制づくりを推進します。さらに情報提供の円滑化に一層取り組みます。

■主な取組

①住民の相談を包括的に受け止める場の整備・周知

本市には、地域福祉に関する相談窓口として、主に以下の窓口があります。

相談内容	窓口	主管課
認知症の高齢者の支援に関する事	地域包括支援センター	長寿・障害福祉課
高齢者への虐待に関する事	高齢者虐待相談窓口	長寿・障害福祉課
配偶者等からの暴力に関する事	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画課
女性が抱える悩みに関する事	女性相談窓口	男女共同参画課
人権問題に関する事	人権相談窓口	男女共同参画課
消費生活相談に関する事	消費生活センター	男女共同参画課
家庭児童相談に関する事	子ども相談支援センター	子ども政策課
障がいのある方に関する事	基幹相談支援センター ※H31 年度開設予定	長寿・障害福祉課

このような相談窓口が中心となり、庁舎内各課及び関連施設等と連携し、市民の方からの相談を包括的に受け止める体制を整備します。相談体制の整備にあたっては、新庁舎建設や組織再編等の流れの中で、分かりやすく、相談しやすい窓口づくりを目指します。また、“SOS”の早期発見、早期相談のために、相談窓口について、どこにあり、果たす役割が何かを明確に広く周知し、必要な支援につながる体制づくりを推進し、相談を“受身”の姿勢で待つのではなく、アウトリーチ型の相談支援体制を検討し、積極的に“SOS”を発見しに行く取組を推進します。

②協働による包括的な相談支援体制の構築

身近な場所で、地域住民の相談を包括的に受け止める場として、安心して相談できるよう、バックアップ体制を整備します。また、相談内容が多分野に及ぶことを想定して、関係団体、支援機関でソーシャルワーク※の機能を発揮できる体制づくりに取り組みます。

そのためには・誰もが気軽に相談に来られるような場所づくり

- ・連携、協働していく姿勢をもつ
- ・個人情報の取扱の堅持
- ・身近ゆえに相談できない人や排除されている人がいることへの配慮

を怠る事のないように努めます。

③制度の狭間や潜在的な課題への対応

支援につながりにくい生活課題のある人やその家族など、どこに相談・支援を求めたらよいかわからず社会的孤立に陥るおそれがある人に対する相談支援体制を整備します。特に「生活困窮者自立相談支援制度」は、現に生活に困窮している方のみならず、今後困窮するおそれのある方を対象に個別・包括的な支援を早期に行うことを意図した制度です。社会福祉協議会と市が協働し、生活困窮者の自立に向けた支援の拡充に努めます。

④生活困窮者自立支援法に基づく各事業の推進

前述の「制度の狭間」にある方や、高齢や障がい等により生活が困窮している方、就労や居住に不安を抱える方の支援として、生活困窮者自立支援法に基づく次の取組を推進しています。

【必須事業】

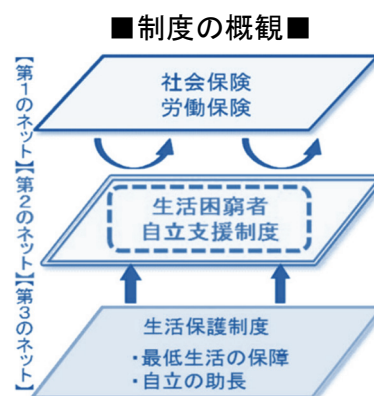
- ・ 自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金事業

【任意事業】

- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 子どもの学習生活支援事業

生活困窮者自立支援制度の基本理念として、①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備、といった事項が挙げられます。

現在、こうした理念を踏まえ、生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会と協働して実施しており、関係各課や民生委員・児童委員、ハローワーク等と支援に係る情報を共有し、各種相談内容や支援状況等を「支援調整会議（本人同意が必要）」で検討し、必要な支援につなげています。さらには関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源の在り方等の検討を行う「支援会議（本人同意は不必要）」を設置します。また、生活保護世帯に対しても積極的な就労支援を図り、貧困の連鎖からの脱却に向けた取組を強化します。さらに、支援を行う中で、社会資源の活用、就労先の開拓を積極的に行い、地域住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じた新たな地域づくりを推進します。



資料：多重債務者対策本部 生活困窮者自立支援制度の動向

⑤住宅確保要配慮者への支援

低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯、被災者などの住宅確保要配慮者向けに新たなセーフティーネット制度が創設されたことから、これを活用し、住宅確保要配慮者向けに民間賃貸住宅や空き家を活用し、円滑な住宅確保ができる体制を整備します。

⑥情報提供の整備・充実

広報紙やホームページ、SNS等の媒体を通して広報活動に取り組み、情報提供体制構築に一層努めます。特に聴覚・視覚障がい者への広報の取組を強化するとともに、高齢者等への社会資源を活用したわかりやすい伝達の在り方を検討し迅速な提供を行います。

【施策】（２）地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり

第３章のアンケート結果から、多くの方が地域の福祉課題に関心をもっていることがわかりました。しかし、本市内でも山間部や市街地など様々な地域があり、個人が抱える生活課題と同じように、地域が抱える課題も様々です。地域福祉計画の根幹にある「地域共生社会」の実現のためには、住民自らが地域の福祉課題を「我が事」として受け止め、地域が協働して解決に向かっていくことが必要です。本市では、「地域共生社会」の実現のために、一人でも多くの方が地域福祉課題に関心をもつような施策に取り組み、また、そのような活動を支援します。

■主な取組

①地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点づくり

地域の福祉課題に関心をもち、住民が協働して課題解決に取り組むためには住民同士の交流が必要不可欠です。課題を抱えた方やその周囲の方々だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や新たな活動が生まれる地域の拠点の整備のために、認知症カフェ[※]の普及やオレンジテラス[※]の活動支援、子育てサークルの活動支援など、地域の拠点づくりを推進します。

②地域における人権・福祉学習の推進

同和問題や障がい者差別、性的少数者（LGBT など）への偏見や差別、外国人であることへの偏見や差別、ヘイトスピーチ[※]、インターネットを悪用した人権侵害など、人権・福祉に関する社会問題は数多くあります。こうした問題を正しく理解し、ともに解決に取り組むために、関係機関や各種団体と連携し、福祉・人権に関する学習の機会を提供し、啓発活動を行います。本市では、現在、公民館講座や出前講座、認知症サポーター養成講座、北朝鮮拉致問題に関する展示、戦没者追悼式など、様々な講座や行事を行っています。また、市内各小中学校では人権・福祉に関する教育も行っています。こうした取組を更に強化し、福祉課題、人権問題に関する住民の問題意識向上を図ります。

③インクルーシブ教育の推進

障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが可能な限り共に教育を受けられるよう、通常学級や通級指導、特別支援学級といった多様な学びの場の整備や特別支援学校との連携を推進し、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。

④生涯学習の推進

本市では、生涯学習の取組として、以下のプログラムを実践しています。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・ 高齢者学級「ゆずり葉学級」 | ・ 女性学級「あやめ学級」 |
| ・ 家庭教育学級 | ・ 生涯学習講座 |

これらのプログラムは、高齢者や女性、子育て世帯など、様々な主体の交流や仲間づくり、生きがいくくり、社会参画の促進などを目的として実践しているものです。今後も引き続きこの取組を強化し、生涯学習の機会確保に努めます。

【施策】（３）安心できる生活を支える仕組みの整備

誰もが安心できる生活を送るためには、必要な支援が必要な人に届くよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及・活用が必要です。特に、生活困窮者やひきこもり状態の人、犯罪をして社会復帰した人などの自立を支援する取組や、自殺対策等を行うとともに、その過程で地域の社会資源を活かした地域づくりを推進します。

■主な取組

①権利擁護体制の充実

第２章で記述したとおり、本市では、精神障がい者及び知的障がい者について、重度の方はやや減少又はほぼ横ばいの状況にあります。一方、成年後見制度について、高齢者については相談や申立てが一定数ありますが、それ以外では利用の状況はほとんど見られません。

■成年後見制度利用支援事業*の計画と実績■

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)
成年後見制度 利用支援事業	1	1	1	1	1	1

資料：第５期始良市障がい福祉計画

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者の成年後見制度 利用支援事業	相談件数	30	27	30
	申立て件数	4	3	0

資料：長寿・障害福祉課

判断能力が不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」を早期に策定し、地域連携ネットワーク体制の構築や、権利擁護支援の担い手としての成年後見人等の育成、親族後見人も含めた活動支援に努め、利用支援及び制度周知を行います。また、日常生活自立支援事業の対象とならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在しないために生活に困難を抱えている人など、「制度の狭間」にある人の支援体制を構築します。

②虐待防止体制の充実

虐待の問題については、被害者、加害者と分けて支援に取り組むのではなく、当事者は親子関係や扶養義務関係等にあることに着目した支援が必要です。

本市では、高齢者虐待の相談はほぼ横ばいですが、児童虐待については、相談件数が増加しています。一因として広報活動や関係機関との連携強化、アウトリーチ型の支援の推進等があげられます。

■児童虐待相談件数の推移■

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数	71	51	141

資料：子ども政策課（各年度3月末現在）

■高齢者虐待相談件数の推移■

(単位：件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数	13	11	13

資料：長寿・障害福祉課（各年度3月末現在）

児童や高齢者、障がいのある方をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利擁護により一層努め、各種福祉施設や学校、民生委員・児童委員、ソーシャルワーカー等と連携し、迅速かつ丁寧に対応します。また、各虐待関係相談窓口の専門職員の資質向上に努め、虐待防止ネットワークを確立し相談体制の充実に努めます。

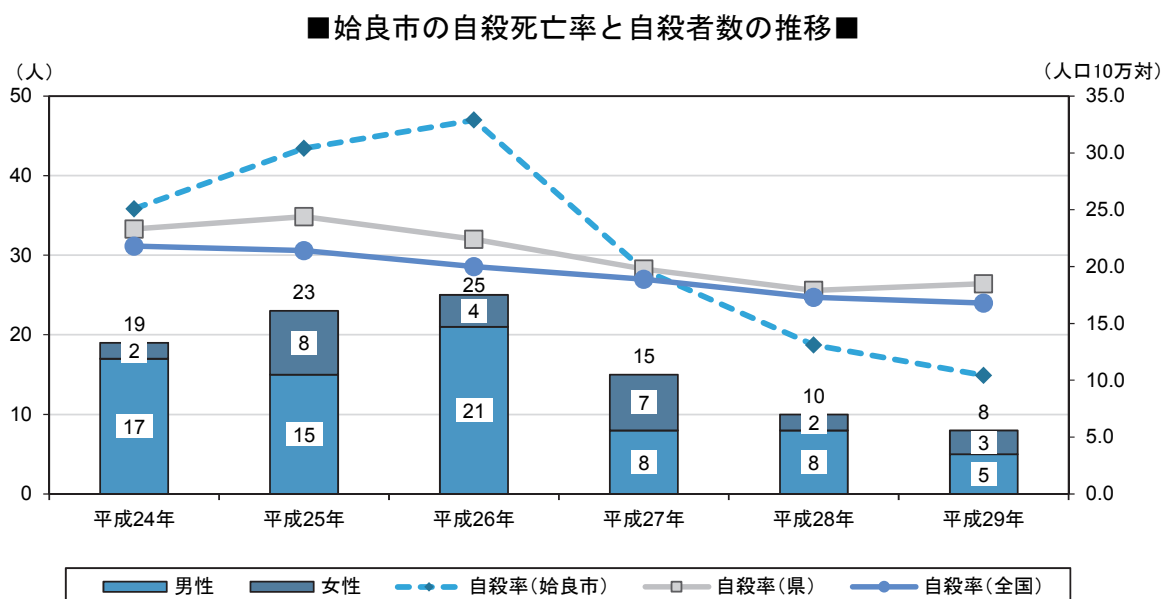
③支援を必要とする犯罪をした人の社会復帰支援

法務省の犯罪白書によると、高齢者や障がい者の再犯の背景には、社会的孤立が大きく関わっています。罪を犯した人が再び地域に戻り、地域で役割をもち、社会に戻ることは、再犯を防ぎ、地域住民の安全・安心な生活にも寄与することです。

高齢者又は障がい者等をはじめ、保健医療や福祉の支援を必要とする犯罪をした人に対し、社会的孤立を防ぐ支援を行います。保護司会や更生保護女性会、鹿児島県地域生活定着支援センター*などと連携し、必要な支援につなげ、また、地域への復帰を支援していきます。

④自殺対策への取組

平成26年度以降、本市における自殺死亡率及び自殺者数は減少傾向にあります。依然として自殺者は絶えません。



資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態ファイル 2017」

このような状況に対し、高齢、障がい、生活困窮、人間関係など、様々な生活課題に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくりなど、社会的孤立を防ぎ、地域福祉として自殺対策と一体的な取組を実施します。

また、本市では自殺対策計画を策定し、自殺対策に関する取組を具体化、情報共有を行い、全庁的に取り組みます。

⑤健康づくりへの取組

近年、健常な状態から要介護状態になるまでに、フレイル※という中間的な段階の存在が提唱されています。このフレイルの段階のうち、身体的要素に着目したもので、ロコモティブシンドローム※やサルコペニア※が挙げられます。これらは骨や筋肉などの質的・量的減少に伴う運動機能の低下による身体機能の低下がもたらす衰えなどのことを指し、健常な段階から予防することが介護予防へと繋がります。

こうしたフレイル状態の予防啓発のために、運動習慣の重要性やバランスのとれた食生活に関する情報提供に取り組み、健康づくりの推進に努め、介護予防の取組を推進します。

【施策】（４）安全に暮らせるまちづくり

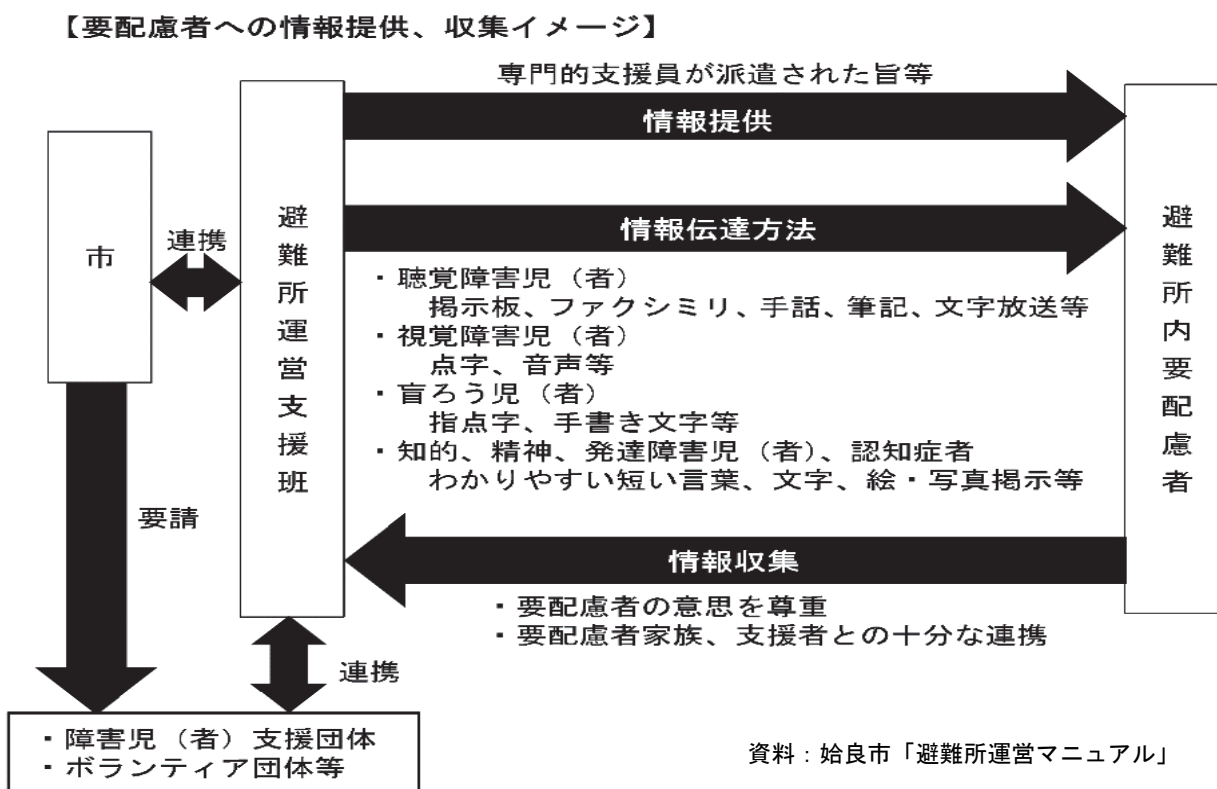
一人暮らしの高齢者や障がいのある人及びその家族など、災害時における要配慮者を把握し、自治会や民生委員・児童委員と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、日頃から要配慮者への支援体制を検討するなど、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。また、要配慮者の避難生活を考慮し、福祉的配慮をもった避難所運営を推進します。

■主な取組

①災害時における要配慮者への支援対策の促進

災害時に必要な支援が行えるよう、「始良市地域防災計画」に基づき、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、消防団、関係機関等と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の活動支援に取り組み、平常時からの地域ぐるみでの連携の強化を推進します。

また、避難所運営においては、障がい等により情報の伝達に配慮が必要な方がいる避難所には専門的支援員を配置し、すべての人に適切で迅速な情報提供ができる体制づくりをこころがけます。



②避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿を整備・活用し、災害時の避難行動に配慮又は支援が必要な方の把握に努めます。また、情報を関係各課で共有し、災害時に備え、地域と情報を共有し避難行動に迅速に対応できる体制を構築します。

③地域の避難場所の確保

本市では 63 か所の指定避難所（始良市地域防災計画より）があり、その多くが学校や公民館等の公共施設です。高齢者や障がいのある方が避難所生活を送る際に、その身体的負担が少しでも軽減されるよう、バリアフリーの再検証を行い、避難所となる公共施設の機能充実を図ります。

現在、始良市民間社会福祉事業所連絡会と『災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』を締結しています。現在の対象者は、「身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者」と定義しています。今後早急に対象者の見直しを行うと共に、受け入れ事業所のロケーションの実態把握に努め、実効性を重視した協定書を再構築します。また将来的には長期間の避難を余儀なくされることも想定し、安心して利用できるような、拠点となる福祉避難所の実現化を図ります。

加えて、各福祉施設においては定期的な避難行動訓練も行われていますが、行政等を含めた関係機関との間において、いざという時に実行可能で速やかな避難誘導の連携強化に努めます。

④防犯・安全対策の推進

警察や関係機関と連携した防犯知識、交通マナーの啓発・普及活動や防犯カメラ・防犯灯の整備に取り組みます。また、自治会や校区コミュニティ協議会による地域見守り活動や自主パトロール等の活動や民生委員・児童委員による地域見守り活動、防犯暴力追放協議会による青パト見回り隊など、地域団体の防犯・安全対策活動を引き続き支援します。

⑤人にやさしいまちづくりの推進

生活や住宅に配慮を要する方の住まいの確保に関することや生活の安定、自立の支援などの取組の在り方を分野横断的に協議検討するほか、公共施設や道路、公園等の整備等の生活環境の整備に際しては、始良市都市計画マスタープランに基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等を考慮し、災害に強く、誰もが安全に快適に暮らせるまちづくりを推進します。

⑥地域公共交通網の整備

市民アンケートの自由意見の中には、始良市の公共交通網に関する要望が多く寄せられており、現在の始良市の公共交通網ではすべての住民ニーズを満たすことはできていません。こうした課題に対し、始良市地域公共交通会議が中心となり循環バス等の整備や福祉有償運送等、公共交通網の整備に努め、交通弱者に配慮して誰もが気軽に、安全・安心に公共交通網を利用できるよう整備します。

基本目標 2 「利用者本位のサービス及びサービス総合化の実現」

【施策】（１）複合化・複雑化する多様なニーズに対応できる体制づくり

複合化・複雑化した市民の福祉ニーズ・生活ニーズ等を把握するためには、相談窓口を充実させるだけでなく、積極的に働きかける必要があります。様々なニーズに対応し地域共生社会を実現していくために、社会福祉協議会や関係機関等とも連携を図りながら、必要な支援が必要な人に届く仕組みづくりを進めます。

■主な取組

①市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり

関係機関の協議の場や地域の会合等への参加、福祉に関するニーズ調査やアンケートなどを用いて、地域が抱える福祉課題の掘り起こしを強化します。また、地域包括ケアシステムに基づく、共生型サービスの整備をはじめ、支援を必要とする人の個別の課題や地域の福祉課題を把握し、福祉課題の解決につなげられるよう支援します。

②関係機関との連携によるニーズの把握

社会福祉協議会や各福祉施設、学校や他の公的機関等と連携を図りながら、支援者のネットワーク化やサービス提供主体のマッチング及び担い手の育成強化を図り、人・情報・サービスがつながる関係づくりを目指します。また、本市では、虐待問題や家庭児童問題等に係る様々なケース会議、生活困窮者自立支援調整会議、始良市地域自立支援協議会などにおいて、関係機関や福祉施設と、必要な支援、サービス等について意見交換・情報共有を行っております。今後も引き続きこの取組を強化し、分野横断的な支援体制を推進します。

③庁舎内支援窓口の充実と連携強化

基本目標 1 で相談窓口について述べましたが、複合的な地域生活課題を抱える方を分野横断的、包括的に支援していくため、関係各課の連携強化に取り組めます。こうした窓口を中心に、支援を必要とする方の「困り事」をまず受け止め、一つの窓口から派生して様々なサービスにつなげられるよう、「窓口ワンストップサービス」の体制を構築・整備していきます。

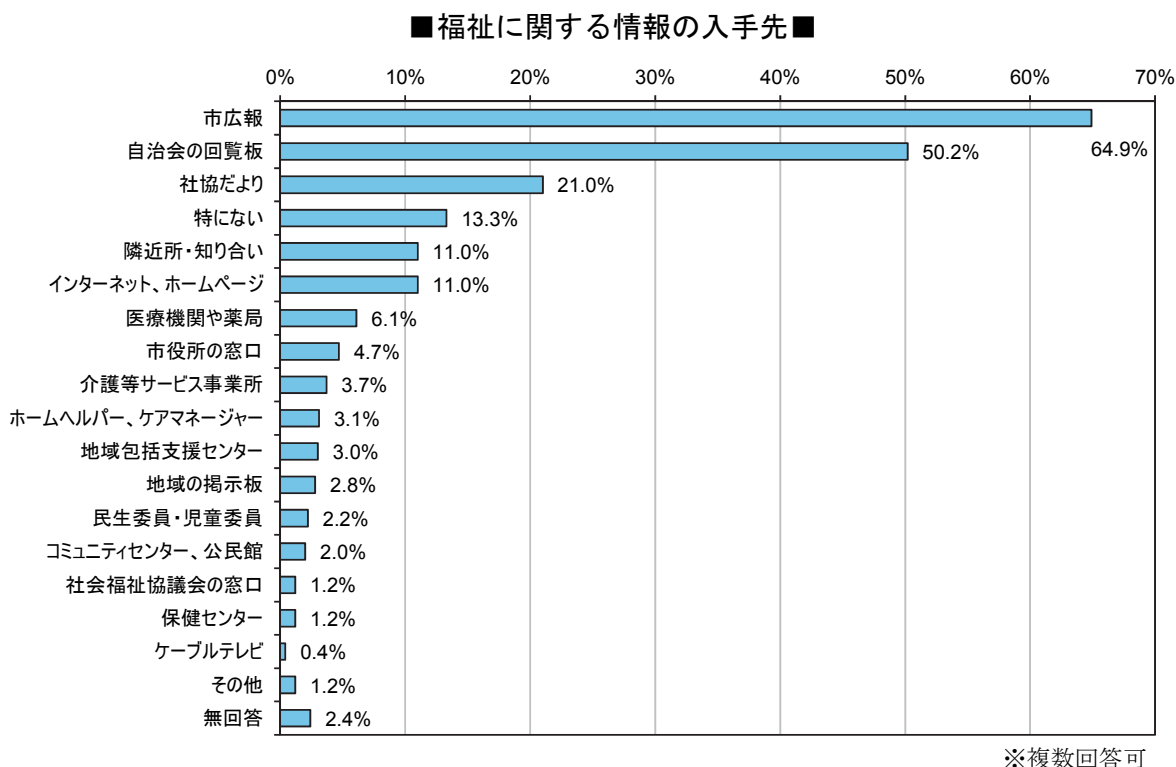
【施策】（２）適切なサービス選択のための取組

必要な支援を必要な人に届けるためには、支援内容やサービス内容について、支援を受ける人が正しく理解する必要があります。そのためには、情報の提供主体が正しく、わかりやすく情報を伝えなければなりません。サービスを適切に選択していただくために、情報公開や相談体制の充実に努めます。

■主な取組

①分かりやすい情報提供の推進

市民アンケートでは、福祉に関する情報について、多くの方が市の広報紙や自治会の回覧板等から情報を得ていることがわかりました。



市報やホームページが地域福祉に対し大きな役割を担っていることから、情報の受け手の視点に立った分かりやすい情報提供に努めます。複雑化・細分化する公的な福祉サービス・制度について、分かりやすい情報提供を心がけ、ホームページにおいては目の不自由な方への音声読み上げ等の情報アクセシビリティを考慮した丁寧な記事づくりに努めます。

②サービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

福祉サービスの透明化の推進に取り組み、利用者が適切な選択ができるよう、各福祉施設や社会福祉法人と連携し、サービス内容の開示等に取り組みます。また、手続きの合理化を図り、申請からサービスを受けるまでの流れを分かりやすく示し、安心してサービスを受けることができる体制づくりを推進します。

【施策】（３）良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

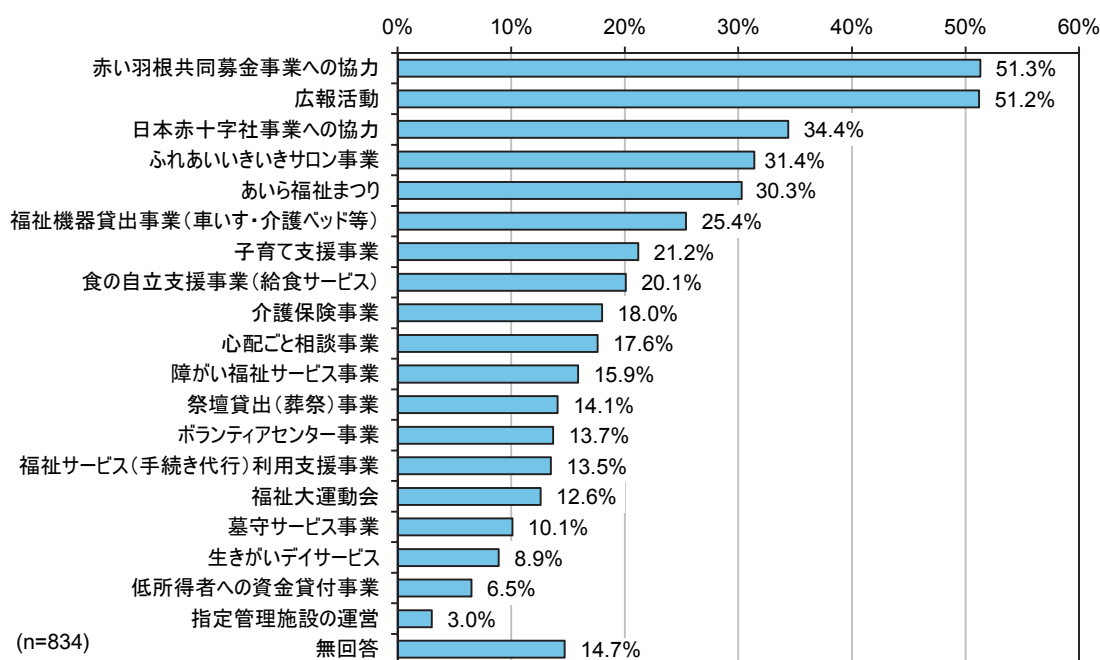
本市では、社会福祉協議会と事業運営の支援や福祉サービス事業の委託等を通して、地域の福祉活動の推進のため、連携を図っています。社会福祉協議会以外にも、社会福祉法人やＮＰＯ法人、医療法人等、様々な民間の福祉サービスの提供主体があります。公的サービスと民間サービス、ともに良質で多様なサービスを供給するために、サービスの供給主体の育成・支援や関係機関等との取組強化を推進します。

■主な取組

①社会福祉協議会との連携強化

市民アンケートでは、「社会福祉協議会の事業について知っているもの」（複数回答可）という問いに対し、広報活動を除くと、日本赤十字社関係や赤い羽根共同募金、あいら福祉まつり等の回答が多くありました。

■社会福祉協議会の実施事業のうち知っているもの■



※複数回答可

これらのほか、始良市社会福祉協議会では、心配ごと相談やサロン活動、福祉サービス利用支援事業などの様々な事業を実施しています。また、本市の福祉事業のうち、生活困窮者自立支援相談やファミリー・サポート・センターなどを受託、実施しています。市民へきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中での中心的な組織と位置づけ、今後も事業運営等の支援を実施し、地域福祉推進のために連携を強化していきます。

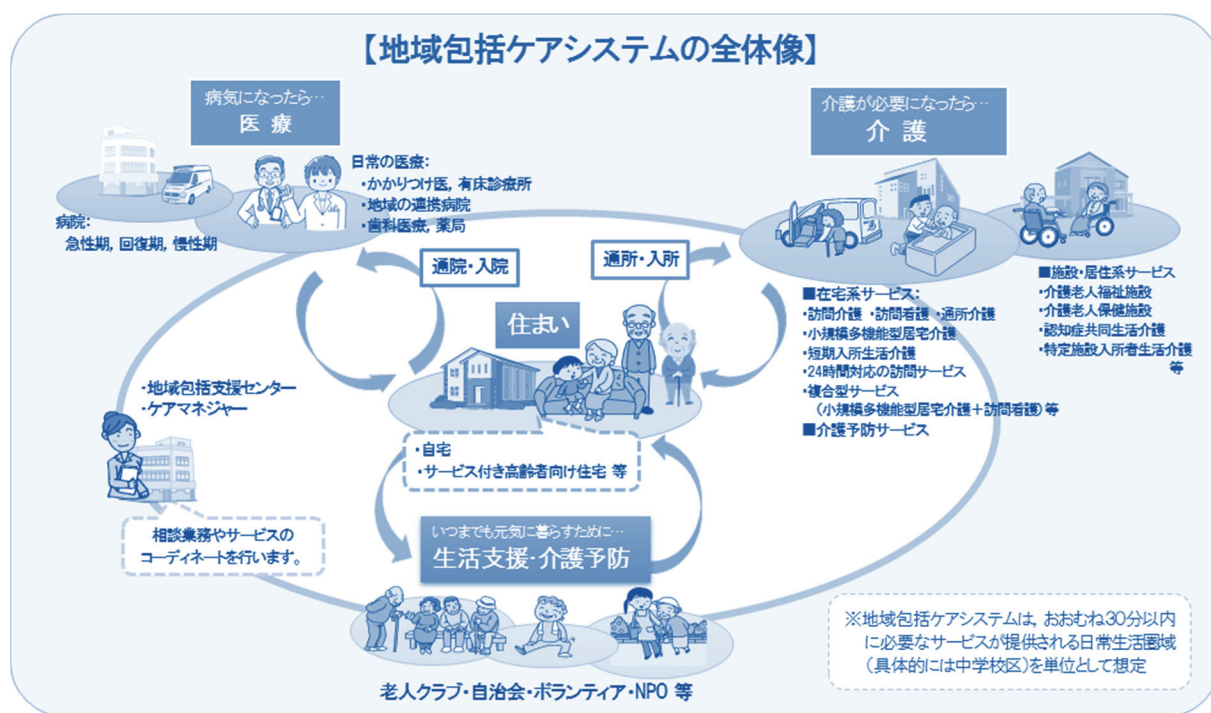
②民間福祉サービス事業者の育成・支援

保育施設や障がい者施設、介護施設など、社会福祉事業の多くは民間福祉サービス事業者により提供されています。法令の改正等の社会状況の変化や様々な事例・通達等、情報提供・情報共有に努め、必要なサービス利用のために支援を実施していきます。また、福祉サービス事業者の職員の資質向上に寄与するために、各種研修会の実施や案内に積極的に取り組みます。

③地域包括ケアシステム及び在宅福祉サービスの充実

始良市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や始良市障がい者計画・始良市障がい福祉計画・始良市障がい児福祉計画により、高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの充実及び在宅福祉サービスの充実に取り組みます。

■始良市の地域包括ケアシステムのイメージ■



④庁内等における人材の育成

公立保育所の運営や介護保険制度※、各種手当の支給等、市が実施する公的サービスも多くあります。民間福祉サービスにおいても、申請や利用案内等、ほとんどの福祉サービスで何らかの形で市役所が介在します。庁内関係各課における専門性を高め、適切な福祉サービスに誘導できるよう、研修機会の充実を図り人材の育成を図るとともに、必要な専門的人材の確保に努めます。

基本目標 3 「市民・地域と行政の協働による地域福祉推進」

【施策】（１）総合的な地域福祉力の強化

地域福祉を市全体で推進していくためには、校区コミュニティ協議会や自治会、ボランティア団体等、地域活動団体同士の連携、関係機関や専門職等の様々なネットワークを連動させる必要があることから、日常生活圏域や校区など、市民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能な圏域との整合性を図り、各地域の課題を共有し、地域資源を活かしながら課題解決に取り組むことができる包括的な支援力、「地域福祉力」の構築・強化を図ります。

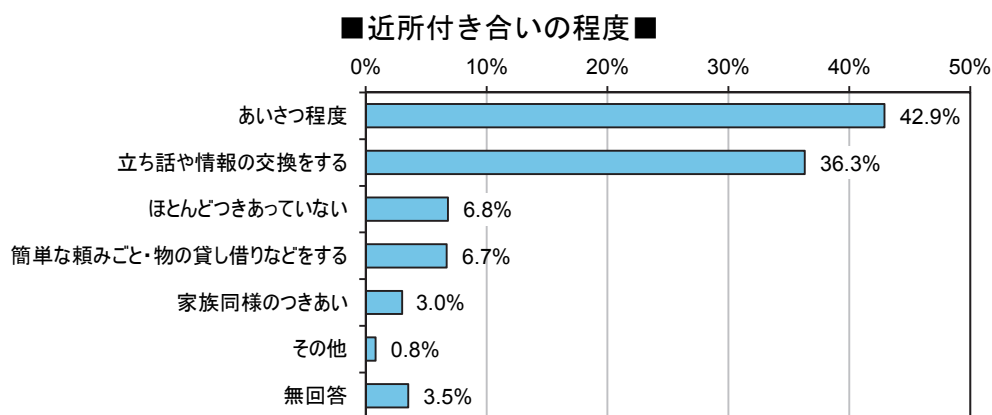
■主な取組

①地域活動団体や関係機関の連携・強化

複雑化・多様化する福祉ニーズに対して、校区コミュニティ協議会や自治会、民生委員・児童委員、関係機関等が情報共有、ケース検討や支援調整等により連携を図り、支援ネットワークを形成できる拠点づくりを支援します。また、児童や高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制の強化を図り、地域福祉力の向上を目指して包括的な支援力の強化を図ります。

②地域での交流活動の充実

市民アンケートの中で、近所との付き合いに関する設問において、「あいさつ程度」という回答が最も多くなっています。



「支える側」と「支えられる側」がともに地域に参画し、誰もが役割をもつ、「支えあい」の地域づくりのためには、住民の相互理解を深めるための交流が重要です。自治会や校区コミュニティ協議会など、地域における交流行事等の活動を支援し、住民相互の交流やふれあいの機会が充実するよう、地域活性化を働きかけていきます。また、子どもたちと高齢者といった世代を越えた交流や、介護中の方や子育て中の方など、同じ悩みを抱える方々の交流の場の充実を図ります。

③高齢者・障がい者の交流機会の充実

高齢者や障がい者が身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動を行うことにより、コミュニケーションの活性化や閉じこもり等の社会的孤立の防止、健康の維持増進が図られるよう支援します。社会福祉協議会が実施するサロン活動や、老人クラブの自主的な活動を支援するとともに、地域の交流行事に高齢者、障がい者、子ども、様々な主体が参加できるような取組を支援します。

また、高齢者、障がい者のみならず、子どもからお年寄りまで、多様な方々の福祉の増進に寄与できるよう、交流機会の充実につながるような場の整備を検討します。

【施策】（２）ボランティア及び新たな参加の促進

ボランティア活動について、当事者組織への参加の機会や情報を提供し、ボランティア等の養成と活動支援の充実に取り組みます。

また、地域の活動に参加する機会の少ない人についても、活動のきっかけとなる機会や情報を提供し、地域福祉活動の新たな担い手として、地域活動への参加を促進します。

特に、資格や職能、特技等の個人の個性を発揮できるような仕組みの充実を図るとともに、若年層や子育て世代、退職前後の世代や高齢世代など、幅広い世代へのアプローチを充実し、新たな参加を促進します。

■主な取組

①ボランティア・市民活動の育成と活動支援

ボランティア活動や市民活動を広く市民に広報するとともに、福祉に関する講座等の機会にボランティアに関する情報や活動の場の提供などボランティア活動参加への支援を行います。また、ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。

②新たな参加や活動を創るための環境の整備

近年多発する自然災害をきっかけにボランティア活動への関心が高まる中、多くの方がボランティア活動に参加するようになりましたが、一方で、ボランティア従事者の固定化・高齢化が懸念されます。平常時からの地域住民同士の支えあい活動の重要性の認識を高めることを目的に、地域や福祉に関心のある人に活動のきっかけとなる学習会、研修会等の機会を提供し、地域福祉活動の次代を担う人材の発掘と育成に努めます。また、参加者の新たな取組に対して、専門職や関係各課と連携して永続的な実施に向けた助言・協力を進めます。

③福祉関係のNPO活動の育成

第2章で記述したとおり、現在始良市には保健福祉分野に取り組むNPO法人が数多くあり、地域力の一翼を担っています。こうした保健福祉分野に係るNPO法人の設立に対し、効果的な支援を行うため、職員の専門的知識の習得に努めます。また、設立後も、既存のNPO法人を含め、活動を支援し、活動内容の充実化を図り、市、地域と協働して地域の福祉課題に取り組む体制づくりを推進します。

【施策】（３）地域共生社会の具現化への支援

自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、ＮＰＯ等、様々な地域組織が地域活動の推進に重要な役割を担っていることから、今後も連携の強化・活動の支援に取り組みます。そのなかで、地域が抱える福祉課題等を発見し、地域での課題・情報の共有や活動を支える地域福祉のリーダー・ファシリテーター*を担う人材の育成を推進するとともに、地域包括ケア体制における生活支援コーディネーターとの連携を強化し、地域共生社会の具現化を支援します。

■主な取組

①地域の見守り体制・支えあい活動の強化

見守り活動や支えあい活動を展開する中で、顕在化しづらい深刻な問題への防止効果など、様々な機能を強化するため、民生委員・児童委員等の地域における相談支援活動への支援に取り組み、資質向上に寄与するため研修機会の充実に努めます。

また、各施設等の入所者への豊かな人生の後押しのために、従事者への研修および連絡協議会をもって市全域の充足化を図ります。

②地域活動団体等の支援及び地域リーダー等の人材育成

自治会や民生委員・児童委員、ボランティア・ＮＰＯ等の地域活動団体が、地域福祉の推進体制確立に向けて取り組むことができるよう支援するとともに、各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

さらにＰＤＣＡサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）を循環させ、継続的な人材育成体制を構築します。

③共同募金等の取組の推進や地域づくりにおける官民協働の促進

住民や地域活動団体が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があります。公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や始良市共同募金委員会の活用・促進を図ります。また、社会福祉法人による地域公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等の取組を進め、地域活動団体や民間団体と市が一体となって地域づくりを推進します。

④福祉施設と地域の交流の促進

介護福祉施設（特別養護老人ホームなど）やグループホーム入所者等の施設入所者と地域（子ども会、保育所、幼稚園、学校など）との交流を促進し、施設入所者の地域参加や生きがいづくり、福祉施設の地域参加のための取組を推進します。

⑤補助事業を活用した地域づくり支援

自治会や校区コミュニティ協議会が実施する様々な事業や交流行事等の効果、効率性や住民の生活の質を高めるため、地域づくりに資する取組に対し、市や国・県等の補助事業を活用した活動支援に引き続き取り組みます。

資料編

1 始良市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年 7 月13日 告示第146号
改正

平成27年12月28日 告示第679号

平成30年 8 月28日 告示第435号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、始良市（以下「市」という。）における総合的な地域福祉の推進を図るための始良市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、始良市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政職員の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市民公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項各号に掲げる者のうち、その職により委嘱され、又は任命された委員がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の所掌事項に係る成果等が取りまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(提携)

第8条 市は、始良市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年7月13日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第679号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月28日告示第435号抄）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

2 始良市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	団体等名	職場（職名）等	氏 名
学識経験者	鹿児島国際大学	教 授	高 橋 信 行
教育関係者	始良市教育委員会	始良市教育長職務代理者	川 畑 逸 郎
	始 良 市 校 長 会	会 長	有 村 修 次
社会福祉協議会	始良市社会福祉協議会	事務局長	諏訪脇 裕
地域団体代表者	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	会 長	野 口 治 将
	始良市民生委員児童委員協議会連合会	副 会 長	山 口 保 男
	始良市老人クラブ連合会	会 長	徳 永 明 美
	始良市身体障害者協議会	会 長	竹 田 正 利
福祉施設等代表者	児 童	社会福祉法人川野福祉会 理 事 長	立 山 経 一
	高 齢 者	社会福祉法人太陽の風 理 事 長	小 牧 伸一郎
	障がい者	社会福祉法人ほのぼの会 理 事 長	羽 月 幹 男
	介 護	鹿児島県介護支援専門員 協議会始良伊佐支部	宮之原 さおり
市民代表	公募委員		宮 部 芳 照
			久 保 裕 男
行政職員	始良市保健福祉部	部 長	松 元 滋 美
	始 良 市 企 画 部	部 長	宮 田 昭 二
	始良市市民生活部	部 長	黒 木 一 弘
	始 良 市 教 育 部	部 長	竹 下 宏

3 用語集

あ行

アウトリーチ

英語で手を伸ばすことを意味します。福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなどの意味で多用されます。

インクルーシブ教育

インクルーシブとは、包含している様を意味します。そのことから、すべての児童が障がいの有無に関わらず、共に通常学級でそれぞれの教育的ニーズに合った教育を受けることができる教育体制のことを言います。

エヌ・ピー・オー（NPO）

「Non Profit Organization」。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称です。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体が、都道府県などからの認証を受け、法人登記を行い法人として活動している団体をNPO法人と言います。

か行

介護保険制度

高齢者などの介護を公的に保障するための社会保障制度のことです。公費および被保険者（40歳以上の国民）の保険料を財源とし、被保険者が介護を必要とする状態と認定された場合に、介護サービスなどの給付を受けます。市町村が保険者となり運営にあたり、サービス料金の1割・2割が自己負担、9割は保険からサービス提供事業者を支払われます。65歳以上を第1号被保険者、40歳から64歳までを第2号被保険者とし、保険料は、第1号は原則として年金から天引き、第2号は医療保険料に上乗せして徴収します。

虐待

力の強い者が、抵抗する力がない者が極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えることをいいます。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待のほか、ネグレクト（無視、食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなど）があります。児童虐待に加え高齢者や障がい者への虐待も問題になっており、これらを防止することを目的とした法律が定められています。

か行

鹿児島県地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資するため、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談を実施する施設です。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。特別な資格が必要ではなく、一人ひとりが身近な人のゲートキーパーであると言えます。

校区コミュニティ協議会

小学校区を基本として、自治会や子ども会、老人クラブなどの各種団体が連携し、校区の目標や課題について話し合い、行動する場の協議会です。

子育てコンシェルジュ

子ども及びその保護者等が身近な場所で、子育てに関する相談・助言や情報提供を行う相談員のことです。始良市ではイオンタウン始良内に配置しています。

さ行

在宅福祉アドバイザー

独居高齢者や障がい者等及び社会的な援護を要する人（要援護者）に対し、声かけや安否確認、在宅福祉サービスに関する情報提供や助言などを行う人です。

サルコペニア

加齢に伴って生じる骨格筋量と骨格筋力の低下のことをいいます。

社会資源

利用者の生活ニーズを解決していくための物的・人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体などのことをいいます。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織のことをいいます。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

主任児童委員

児童福祉について、専門的に担当する児童委員。児童相談所と児童委員との連絡・調整にあたるなど、地域の児童健全育成活動の中心的役割を担います。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティとは、近づきやすさ、利用のしやすさを意味する英単語です。転じて、情報アクセシビリティとは、ある情報について、身体の状態や能力の違いによらず様々な人から同じように利用できる状態やその度合いのことを指します。

性的少数者

何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のことを言います。「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシャル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、身体の性と自認する性の不一致)の頭文字をとった「LGBT」のほか、「Asexual」(アセクシャル、同性にも異性にも性的関心を持たない人)、「Intersex」(インターセックス、身体的に男女の区別がつきにくい人)、「Questioning」(クエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない人)など、性的少数者といわれる概念の中に様々な性的指向が存在しています。

成年後見制度

認知症の高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度のことをいいます。各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任されます。

さ行

成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者で判断能力の不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

ソーシャルワーク

社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング（＝よい状態、幸せ）の状態を高めることを目指していくことです。

た行

地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどの育成・支援、地域の子育て資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

地域包括支援センター

平成 18 年 4 月施行の改正介護保険法により、新たに導入された機関で、公正・中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという 4 つの機能を担う地域の中核機関です。

な行

認知症カフェ・オレンジテラス

認知症の方やその介護家族などの当事者、専門職、地域の人々などが集まり、同じ状況の仲間が皆で認知症に向き合う場のことを言います。

ノーマライゼーション

子ども、高齢者、障がいのある人など社会的に不利な立場の方々を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去という意味で用いられていましたが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」ということになりました。

ファシリテーター

グループや組織でものごとに取り組むとき、中立的な立場から、スムーズな進行の舵をとり、より良い結論へと到達するように導いていく役割を担う人のことです。

ファミリー・サポート・センター

市町村が設置運営し、育児の応援をしてほしい人と応援したい人が会員となって、地域で育児を助け合う会員組織のことをいいます。サービス内容は「保育施設までの送迎」、「子どもが軽度の病気の場合など、臨時的、突発的に子どもを預かる」などがあります。

福祉避難所

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、次のように規定されています。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

フレイル

高齢者が筋力や活動が低下している状態のことをいいます。フレイルには、ロコモティブシンドロームやサルコペニアといった身体的要素に着目したもののほか、精神心理的な軽度認知障害、社会的問題である孤立など、散在する高齢者の問題に関する様々な概念が含まれます。

は行

ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想、性別、障がい、職業、外見など、個人や集団が抱える欠点と思われるものを誹謗・中傷または差別するなどし、さらには他人を扇動する発言などのことを言います。匿名化され、インターネットなどで発信されることが多くあります。

ホームレス

さまざまな理由により定まった住居を持たず、公園・路上・公共施設・河原・架橋の下などの場所を起居の場所とし、日常生活を営んでいる野宿者・路上生活者と、一時施設居住や家賃滞納、再開発による立ち退き、ドメスティックバイオレンスのため自宅を離れなければならない人など、住宅を失う危機にある人のことです。日本のホームレスの自立の支援などに関する特別措置法などの定義は非常に狭義で、野宿者・路上生活者のみをホームレスと称しています。

ボランティアコーディネート

コーディネートとは、さまざまな部分や活動のある一定の方向に沿って組み合わせ、全体を調整することです。本計画では、適切な福祉サービスと福祉サービスを必要としている人をつなぐ意味で用いています。

ボランティアコーディネートも同様に、ボランティアをする人と援助を必要とする人をつなぐ調整のことをいいます。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役です。民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。ひとり暮らし高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題などにも関わり、地域福祉の中核となる存在です。

ら行

ロコモティブシンドローム

身体を動かすのに必要な器官に障害が起こり、自分で移動する能力が低下して要介護になる危険度が高い状態のことをいいます。



第 2 次始良市地域福祉計画

発行年月	平成 31 年 3 月
発行	鹿児島県 始良市
編集	始良市役所 保健福祉部 社会福祉課
所在地	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 2 5 番地 電話:0995-66-3111 FAX:0995-65-7112